

鹿兒島県史料集(19)

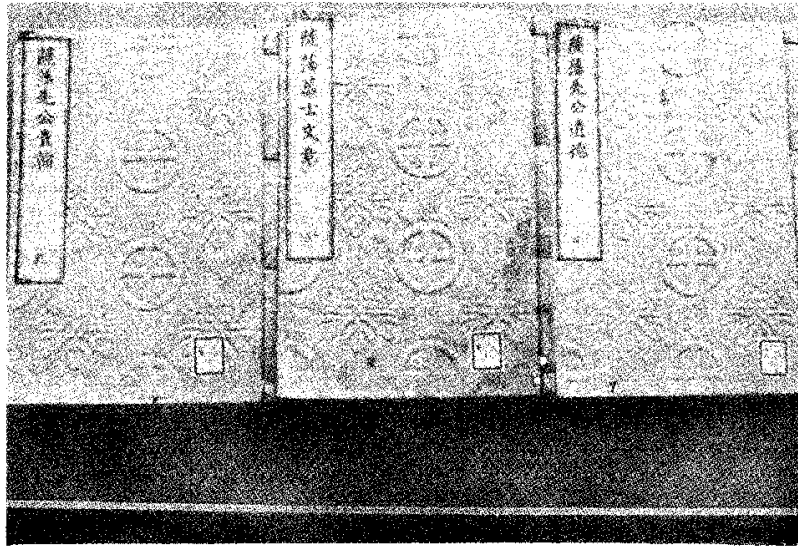
薩藩先公貴翰

乾

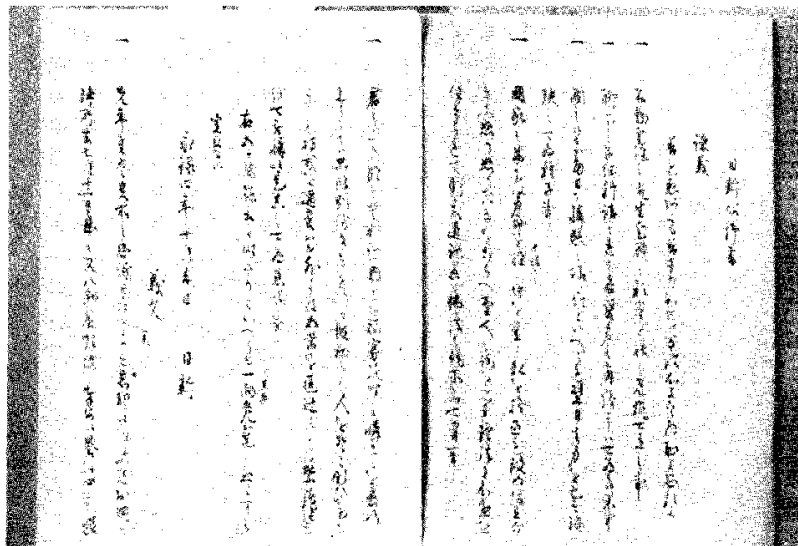
鹿児島県史料集(19)

薩藩先公貴翰

乾



玉里文庫本薩藩先公貴翰・舊士文章・先公遺徳



同先公貴翰部分（4号）

一、以...  
 十二月...  
 一、...  
 十二月...  
 一、...  
 十二月...

同先公貴翰部分 (99・100号)

十二月...  
 一、...  
 十二月...  
 一、...  
 十二月...

同上部分 (171号)

## 刊 行 の こ と ば

鹿児島県史料集第十九集として、ここに「薩藩先公貴翰(乾)」を発行いたします。

本書は、戦国末期から近世初頭にかけて薩藩歴代藩主の発出した掟・書状等を中心とした史料集であります。

史料刊行がこんにちまでとどこおりなくつづけられていることは、県史料刊行委員の方々の並々ならぬご努力の賜にほかならないのですが、今回は、鹿児島大学教育学部の桑波田興教授おなじく法文学部の五味克夫教授の両先生にお願いして、編集・校訂・校閲を進めていただきました。長い期間にわたる両先生のお骨折りに対し、心からの敬意と感謝を捧げたいと思います。

県史料の刊行は、県立図書館の事業の一つとして進められているものですが、これは資料の保存をはかり研究者の利用に供しようとするものであります。

皆様のご研究に少しでもお役に立てば幸いに存じます。

昭和五十四年三月

鹿児島県立図書館長

宇 都 哲

## 解題

鹿兒島県史料集一の一つとして「薩藩先公貴翰」と「薩藩舊士文章」とを併せ刊行することとなった。(印刷その他の都合で分冊出版することになり、はじめに「舊士文章」を次に「先公貴翰」を刊行する。)共に中世末期から近世前期にかかる書簡を中心とした史料集である。題名の如く「先公貴翰」は主として薩藩歴代藩主の発出した掟・書状等で、「舊士文章」は主に藩老、藩主の発出した書状等である。

「薩藩先公貴翰」は鹿兒島大学図書館所蔵玉里文庫本によつた。乾坤全二冊。同本は奥書(坤)に「原書以亡岩切清太実和本写之、明治二十年八月、筆者児玉五兵衛、同二十一年三月二日糺合、同人、五代徳夫」とあり、島津久光の玉里島津家において岩切本を書写校正したものであることがわかる。

ところがこれとは別に鹿兒島大学図書館所蔵岩元文庫本の中に、帙入りの四冊本があり、乾坤それぞれ二冊に仕立てられているが、はじめは乾坤それぞれ一冊の全二冊本であり、その各々の一枚目の右隅下に小型朱印が押捺されており、岩切の名がよみとれることからこれが玉里本の原本又は副本ではないかと推測し、内容の逐一について大略対照したところほぼ間違いないと思われるに至つた。詳細については省略するが、本文中「実和考」として実和の考証をのせた箇処があり、玉里本にはそのところで「岩切清太也」と朱書を加えていることなども一つの証拠となる。但しこの事実に基づいたのは既に玉里本による書写完了後のことであり、また玉里本が岩切本を忠実に書写、校訂を加えていることが確認されたため、あらためて岩切本による原稿作成対校等の作業は行

なわなかつた。

このようなことから本史料の作成にはいよいよ岩切実和が関係している可能性が濃厚と思われてきたが、その内容についてみても後述の如く実和が幕末期川内隈之城の押役であつた身分柄にふさわしく、在地の御仮屋文書をはじめとする地方史料をかなり丹念にみているよううかがえる。先公の中、忠良、貴久、義久、義弘、歳久、久保、家久、光久代についてはほぼ代表的な公私の書簡が収録されているが、綱久、綱貴代以降においては「薩藩旧記雑録」等にも収録されていない地方行政関係文書が収録されており本史料の一特色となっている。これも編著書の立場を反映しているものと考えられる。もつとも本史料作成の場合、一々良質の原文書によつたと思われるものは少なく、多くは不備な転写本によつたかと思われ、また読解力の問題、時間的制約等から少なからず誤脱箇処のみうけられることも事実である。今回の刊行に当つては気付いたかぎり、また一部良質の刊本、写本によつて補正しうるものについては適宜書きあらためたが、底本の体裁を著しく損ずるおそれもあるので一々厳密な校訂補入は施していない。

また他に異本の一つとして鹿兒島県立図書館所蔵の「公翰録」がある。

「公翰録」は全三冊の小形本で巻末に「本書川村俊秀氏ヨリ借用致、明治二十六年写終、共二参卷也、」と記されている。内容は先公貴翰とほとんど同じで異なる所は慶長五、六年の関が原戦以後の戦後処理に関する類の往復書簡四十余点を脱していることと、先公貴翰にみられる若干の編年の乱れを修正して十数点の文書の順

番をいれかえていること位である。前者は徳川家々臣の発出した書状が多いからむしろ異質のものとして排除したものかもしれない。

「公翰録」の名は「先公貴翰」の公と翰の字をとって名付けたかと思われるが、内容については或は「公翰録」のそれがはじめのもので、これに若干増補を行ったのが「先公貴翰」の内容であるのかも知れない。なお検討を要するところである。

「薩藩舊土文章」は鹿児島大学図書館所蔵玉里文庫本によった。全一冊。同本は奥書に「原書以亡岩切清太実和本写之、明治二十一年三月十七日筆者竹内勘助、児玉五兵衛、同年八月十日糺合済、平岡之隆、五代徳夫」とあり、明治二十一年島津久光の玉里島津家において岩切本を書写校正したものであることがわかる。

収載文章（書簡）の中、とくに目立つものは藩家老等近世初期島津家々政を担当した重職の発出したものである。今収録点数の多い順にあげれば、伊勢貞昌の三一点を第一に、川上久國の一八一点、新納忠元、山田有栄、島津久元の各一一点、島津久通の一〇点等があり、以下喜入忠政、島津久慶、北郷久加、鎌田政近、三原重庸、比志島国貞、伊集院忠棟等のが各五、六点である。薩藩舊土文章の名の付された所以であろう。しかし他に豊臣秀吉一九点徳川家康一〇点をはじめ、近衛信尹、本多忠純等薩藩士以外の名士文章も含んでいる。また重職以外の平士の書簡も一、二点ずつと個々の数こそ少ないが、全体では百数十点と半数近くをしめる。この時代における行政、民政上の特に興味深い事件に関連のある書簡等を採録したのであろう。先公貴翰と違って配列は編年順ではなく、大体発出者別、事項別となっているが、必ず

しも厳密なものではない。編者による年紀、人名比定も間々行なわれているが、これもまた正確なものとはいえない。

たとえば九二号の文書は九三号の文書が吉田兼里の島津家々老宛の書状であるところから同姓宛の文書ということで併記されたのである。九二号文書の内容は諏訪神主宇宿氏の要望により神道秘法社法等につき教示を認めることを通知したもので九二号文書と何の関係もないむしろ九三、九四、九五号文書の方が宇宿氏諏方社別当寺安養院の関係文書として関連性がある。九一号文書の内容は文永の役のと計画された高麗出軍の催促状ともいふべきもので久時は薩摩国守護島津久経であろう。この文書は薩藩旧記雑録前編五所収の雑抄採録分であれば月日は後三月五日、宛名は吉富次郎である。吉富氏は薩摩郡一分郡司で薩摩国御家人である。恐らくこの文書を誤写し吉田と読んで併録したのであろう。年号の読み方にも自信がなく「本ノママ、弘治歟」とし、戦国期以降の書状を内容とする本史料集に採録してしまったのは編者の学識にいささか疑問を抱かせる材料を与えたことになり、他の引用文書にも十分な史料批判を必要とする警報を出さざるをえない結果となった。

鹿児島県立図書館所蔵「異本薩藩舊土文章」は書写の際順序を紊したと等その他、内容に異なるところはない。ただ虫損箇所が玉里本に比して増しており、字句にも若干の異同がある。玉里本以後の書写か、或は玉里本の原本である岩切本の別本からの書写か明らかでない。「薩藩先公貴翰」と違って岩切本の所在を確認しない現在、これ以上の考察は困難である。しかし本史料も前史料と同じくその原本所蔵者である岩切実和その人と密接な関係のあ

ることが認められ、二四五号、二四九号の文書の如く水引泰平寺において己未（安政六年）正月廿四、三日に実見との記載や、二七六号文書の如く記録所々の注記を加えていること等から隈之城押、岩切実和編著の推測はほとんど間違いない。

以上の推測をさらに裏付けるものとして「薩藩先公遺徳」上、中、下全三冊の存在がある。同書は同じく玉里文庫本、その下巻奥書には「原書以亡岩切清太本写之、明治二十一年一月十七日、筆者折田信夫、同児玉五兵衛、糺合平岡之隆、同五代徳夫」とあり、同書が玉里文庫中、前出史料と共にいわば三部作といった体の史料であることを思わせる。そしてこの「薩藩先公遺徳」については次の序文があり、また同書の内容からみても岩切実和の著述であることは疑いのない事実である。

夫某実和嘉永五壬子の年四月初の五日隈之城抑職の命を蒙り、爰に在勤する事凡十年、徒然の慰に諸々の書籍を閲ふ、或時孟子滕文公の篇を讀に、飽食暖衣逸居して無教則禽獸に近しとあり、されハ某も日々何の勤勞もなく既に六十になん／＼たる光陰を空しく送り徒食せしハ彼無教と等しく其責重し、故に思へらく、いにしへ知足軒友山ハ大道寺内蔵之介享保十二丁未の年八十九歳にして落穂集を編集し、或ハ府下の志士伊集院兼喜ハ弥八郎入道道林明和八辛卯の年八十歳にして薩陽落穂集を編集し、清水盛香ハ源兵衛盛香明和七庚寅春六十五歳にして盛香集を編集し、嗣子盛容に附興す、高雲堂周山翁ハ俗名末川伊織実名久救文政九丙戌八十八歳にして仁君遺名誌を著述す、如斯老の至るにさへ勤勞し其成功を残されしかハ今専ら壯子の輩士道を研窮する一助の書籍となりぬ、然るに某も彼四士の志に倣ひ先公の御賢徳、且ハ旧士の嘉言善行を諸々の旧記より拾ひ集めし

に、何れも数ヶ条に及び尤感慨に不堪ハなし、依て愛孫清一郎実次に親しく語り聞かせばやと思へと今年纔に三歳なれハ心に任かせず、實て某が素志を序文に書記し置、夫薩州の爲士者は幼年より只管先公の御賢徳を仰ぎ、旧士の実行を慕ひ、盛長するに従ひ、広く聖賢の書を読、且ハ武術を修練し、克く身を修め、父母に事へて孝を尽し、君に事へて忠を尽さハ吾家おのづから安寧ならん此巻を名付て薩藩先公遺徳といふ、長く子孫に残さハ某か徒食安居の罪も免かれんか、今年五十九歳にしてかく隈之城旅館におひて書記する事然り、

萬延元年庚申十二月下旬

岩切氏実和 誌 謹

岩切実和についてはその履歴等、なお明らかにはないが、幕末の一時期限之城の押役として同地に赴任していたことは「川内の棟札（川内市史料集2）」「隈之城都八幡社安政二年の棟札に、「地頭伊勢雅楽」の次に「押岩切清太」とあることから明らかで、篤学の士で史書の編さんどころざしていたことを知り得る。

さらに玉里文庫中には他に三本岩切実和関係の史料のあることに気付く。一は「御治世年表」であり、奥書に明治二十年岩切本より写すとある。二は「名士法号鑑」であり、奥書に明治二十二年岩切本を以て写すとある。三は「平佐城實記」で奥に「此書付ハ隈之城押役岩切清太殿より借入、嘉永六丑年八月九日写之取者也」と書き加えがある。また他に岩切実和編集の明らかなものとして薩藩叢書収録（薩藩旧伝集四）の「伊集院俊矩言行録」の元本がある。言行録の書出しに曰く「此書は岩切実和被集所也、実和伊集院俊矩を被信仰事誠切なり、而して俊矩の終身始終の善言行を



諸書の内より正しく無誤ことを挙取り又は古老の物語の実はたかはざる事のみ取り集て、獨観集と名付被書置しを、予も亦岩切氏と同じく俊矩を信じ仰くこと厚きによつて、借用致し写置之畢、実和の序文雖有之写置くに暇あらず候、又他より借用可写置也、于時文政六年己未八月十日政福謹書」とある。以て岩切実和の見識を偲ぶよすがとならう。ここに本史料集を刊行するに際して、収蔵史料の概要とその作成に深く関係したと思われる人物の片鱗を紹介して解題とする。

(五味克夫)

「附記」

本書原緒纂者である岩切実和の伝記資料として、左の史料を見出したので、追記する。

「弘化四<sup>末</sup> 四月十四日五人乗船東湊着、乗船山川之興喜丸船頭<sup>(吉)</sup>平助、

物奉行<sup>ニ而</sup> 代官勤 田尻善左衛門様

下目付<sup>ニ而</sup> 附役 帖佐為右衛門様

御代官座書役<sup>ニ而</sup> 右同 兒玉筑右衛門様<sup>(兵衛)</sup>

見聞役<sup>(備)</sup> 田中冲右衛門様<sup>(宗)</sup>

岩切清太様

(喜界島代官記、松下志朗編「道之島代官記集成」所収、一七七頁)

(桑波田 興)

## 例言

- 一、本史料集には鹿児島県立図書館所蔵、「薩藩先公貴翰」、「薩藩舊士文章」を載録した。
- 印刷等の都合で本史料集は二部にわけ順序をかえ、第一部として「薩藩舊士文章」を第二部として「薩藩先公貴翰」を刊行する。
- 二、原稿作成に際しては底本として県立図書館所蔵本の原本である鹿児島大学図書館玉里文庫本を用いた。
- 三、原稿作成の際、鹿児島県立図書館所蔵「公翰録」、「異本薩藩旧士文章」を参照した。また一部については島津家本「薩藩旧記雑録」(前後編・追録)等と対校し、明らかな誤脱は補正を加えた。
- 四、印刷の都合上、漢字については当用漢字に改めたものが少なくない。又変体假名もすべて通用体の平仮名に改めた。花押も省略せざるをえなかった。
- 五、誤読、欠脱等については右傍に括弧を以て私見を記し、不明箇所、難読箇所は□を以てあらわし、或は右傍に(々々カ)(ママ)の如く記載した。
- 六、朱字は括弧「」で示した。
- 七、底本によればおおむね各文書のはじめに「一」何々と「一」を記入しているが、本史料集では便宜上、それぞれの文書の頭に算用数字の一連番号を付した。
- 八、本史料集の作成に当り鹿児島大学図書館より閲覧調査の便宜を与えられた。記して謝意を表す。
- 九、本史料集の原稿作成、校訂は主として「薩藩先公貴翰」については鹿児島大学教育学部桑波田興が、「薩藩舊士文章」については同じく法文学部五味克夫が担当した。編集は両人が共同して当ったが説点その他細部についての統一はしなかった。解題は合議の上、五味が一括執筆した。
- 十、本史料集所載の各史料で「追録薩藩舊記雑録」(鹿児島県史料)「列朝制度」(「藩法集」上・下)と対校したものは、史料末尾に「鹿児島県史料二二二三四号」とか「藩法集」(列朝制度)と註記した。また未刊の薩藩舊記後篇と対校したものは対校史料の収載巻数を示した。

奉寄附

薩州加世田庄内之事

合小湊中之塩屋一間

永代之者也、仍鑑籍如件

戒名

梅岳常潤

皆天文廿一壬子小春吉日 島津前相模入道

日新御判

熊嶽忠徳

寶福禪師

衣針閣下

奉寄附

薩州加世田庄内之事

合 大浦名

右所志者依法華万部誦誦之儀建立二字堂地藏菩薩埴石

塔、永代不可遺却者也

天文廿三木 虎年二月二日

島津相模入道日新 御判

保泉寺住持

盤忠衣鉢禪師

日新公御書

諫義

善も悪、あくも善なり、なせはなす、心よこころ恥と恐れよ

一 不動愛染之衆生愛顧之形容を、能々見執可有之事

一 聊爾之子細糺詰られは、各護身之荷ついに良薬たるへき事

一 閑々候者、當日は憐愍之様に候といへとも、翌日は身を亡す禍殃之種たるへき事

一 爲國家には身をおします、あやまりをあらため腹立なきにいかり、忿度をこらへ聖人のこと業を恐れ、被任心底者、則天道神慮も佛法も他所に有へからざるもの也。

一 内には鰥寡孤独之あはれを密行し、上としては、只 別儀なきものか、假初にも人をそこなひやふらしの持戒を過塞候而、外には五常を匡し、辻々には禁籠張着をも可被構候、是まことの可爲慈非候

一 右五ヶ條、諫言に似たりといへとも、眞平老耄之至と可有有免候

永祿四年十月吉日

義久 参

先年重豊貴所之忠儀共候キ、于今無忘却候、殊此度於廻之陣所、去七月十一日息之又八郎殿順次之奉公候、譽名中之悲歎令察候、此方以同前候、然者爲其蹤跡才弥五郎方嫡繼之事承候、尤無餘儀候、競望之趣、鹿兒島江被申上候而可然候、何様自是 茂可申候、依而所望之条令進入候、後亀之鑑候、恐々謹言

永祿五

正月二日 日新印在判

新納伊勢守殿

新納伊勢守殿

新納伊勢守殿

新納伊勢守殿

新納伊勢守殿

新納伊勢守殿

新納伊勢守殿

新納伊勢守殿

新納伊勢守殿

新納伊勢守殿

新納伊勢守殿

新納伊勢守殿

新納伊勢守殿

新納伊勢守殿

新納伊勢守殿

新納伊勢守殿

新納伊勢守殿

新納伊勢守殿

5 先年於所々度々忠節、至今聊無忘却、仍伊作入來名之内一ヶ所

原蘭並水田壹町島地壹町誠補微志計也、永代不可有異儀候、此等之趣常之忠人不可及見聞候、爲後日鑑札如件、

永録九年

七月二日

日新御在判

本田笑閑

6

今度就虎壽丸登山候、種々入魂被加御尊意候之通承及候、殊ニ過分之儀大慶不可有過之候、何様自身以參上恐等可申候哉、萬端來喜之時候之条閣筆候、可得御意候、佳事、恐々謹言

暎月五日

忠良御在判

進上一乘院御同宿中

忠良

三郎左衛門尉

進上一乘院御同宿中

7

就美名下字改替使者賀札其外種々慶喜不少候、仍從是茂太刀一、腰青銅二百疋令表祝儀候、恐々謹言、

霜月十六日

日新御在判

又三郎殿

御返報

8

追而、岩切可樂急と其方江參上申入通、又々浦々之船之事、

早々廻させへく申候、

御書細々令披見候、仍陣取相定候之由、千勝万歳候、殊ニ正宮御くし目出候之通、一段大慶ニ候、我々其方迄可參之由、得其意候、何さま以二三日可存立候、各之合戦之とうほねを能々すへ候ハ而ハにて候、下知に随ハさらんものを堅御成敗之儀、寔肝要候、万吉、恐々謹言、

五月三日

日新花押

愚谷軒日新

又三郎殿

御返報

貴久公御書

9

契狀

一世上雖爲變動奉公之儀不可有二心之由、用之就其者自是同不可疎零之心中之事

一以和議雜説出來之事者、世間之習候歟、其時者無覆藏披合之忽自他之可晴胸霧之事

一企敵族雖加不忠之催、促不應其籌策、一向可被忠儀之由、殊神妙覺候、仍此方之事亦对其上如向様雖有構讒言者、曾而以不可信用之、偏ニ可守譜代之辻事、

右条々有偽者、

神名

天文三年七月初日

貴久御判

伊地知又九郎殿

10 參會種々申承候、其以後者祭礼取乱候而連歌なども興行不申候、  
来月ニ必致參會積念可令謝候、萬端恐々謹言、

文月十九日

貴久

三郎左衛門尉

貴久

攝津介殿

御返報

11 つ、ミハ一向寛不申候、中ニ茂はしらかしおかしく候、就中此

方ニ而貴所之名立候由、御物語候由、名之立ハまた頼母敷事たる  
へくと笑申候、御帰宅之後者存つりたる計候故と、かしく

月日なし

貴久

攝州

12 於弓箭数度之軍忠誠無比類感心々、至子孫々永守此旨、倍可抽

戰功事、末代之龜鏡可為者也、仍狀如件、

永祿十三庚午

五月吉日 陸奥入道伯圍御判

本田松閑

13 尚々、此方之事草蒲之比ハ加世田へ可存立覚悟ニて候へ、

先日、伊地知より來候市來野之栗毛之事、此間以秘藏離置候、  
今度藝州尤物語之趣を、從夫御望間敷被思通候之間、唯今引也進

之候、為父馬被差置候者可為稅着候、將又、此程堺目細々相働候、

(イ然於)  
雖尤申木野敵十人討討候而社候へ事候、期來臨候条、聞筆候、恐  
々謹言、  
五月二日  
貴久

14

頃十八ヶ条披見候、不審之処候、仍類本候ハ、見合度候、若又、  
昌孫存命之時本字被書置候本ニ候ハ、同敷を其を披見仕度候、免  
角可預借事荒望候、恐々謹言

九月七日

伯圍御花押

伯圍

川上十郎左衛門殿

15

吉書

一 神社佛寺修理興行之事、

一 可專勸農之事、

一 可徵國々之年貢之事、

右任三ヶ条之旨、可有沙汰之狀如件

(マ)  
永祿貳年正月十一日

貴久判

16

貴久公御親筆

度々御圖申下候事、雖相似輕神慮候、當家之事奉願偏御山之□  
外無別儀、仰願六所大權現御座畏愍納受差向所之、敵城破却一々  
心中之諸願令成就給へ仍御圖之意趣如件、

条々

一 至小林之城、働之事指寄候て喜ならば、一圖  
一時分伺候て於可然者一圖、

一任佳例可有白鬮、候、

永祿六年癸亥 貳月彼岸 三日

17

義久公御書

從 御家門様被成下 御書候、謹頂戴仕候、抑此度被召加御一門、御紋并裏書等御宥許之段、寔以、自今以後之面目、難堪感荷奉存候、殊御太刀一腰、御馬一疋、忝令拜領候、仍爲御祝儀、御太刀一腰、持 御馬一疋、鹿毛、印片輪車致進上候、此旨宜被達貴聞候、恐惶謹言、

六月三日

義久(花押)

伊勢因幡守殿

右御書天文二二年近衛様御受之御狀也

18

大すみの國、小田名之事、向後かくこの證跡、望ミのよし承候ま、これを進じまいらせ候、御子孫におひて相違あるまじきもの也、

天正三年

三月二二日

よし久(御判)

かはやま兵部たゆふ殿母公

19

寄進

興國寺殿御牌免之事

大隅國串良院之内、岡崎名上園之門 坪付、別紙有之

右先祖忠昌治世之刻、肝付依致不忠、為退治進発、不遂本意、空帰城、以其鬱憤辞世之儀、今感慨不少、然処、此度時節到來歟、

横領之地属旧規上者、爲彼御菩提永代不可有變易之狀、如件、

天正五年丁丑二月二七日 義久御判

20

正本國分宮原善右衛門所持

義久公御政法之條々

- 一 百姓をあはれひ、憲法たるへき事、民の飢寒を思ひ、苦惱貧富を可知、
- 一 屋作をけつこうする事、いにしへの賢王ふかくこれを禁す、
- 一 治罰を薄からしめて、勸賞を厚くすへき事、
- 一 民の耕作の暇を以、可召仕事、
- 一 君の利を本として、私の利を不可嗜事、
- 一 民の利を先として、おのれの利を次にすへき事、
- 一 恣に民の物を不可取、民貧しき時は、君財なし、たとへは、枯たる木の本のことし、民は君の財なり、これをゆるかせにすへからざる事、
- 一 人の心を養ふを以情とす、眷属をかへりみるへき事、
- 一 威勢もつて人を宥時(冤)其身をしたかゆれとも、心はしたかはす、
- 一 正直を以民を随ゆる時は、身命をかるんして、心を背く事不可有事、
- 一 下臈の科を不可言、下臈の無礼を不可言、
- 一 ざんげんと讒訴とを不可用、虚言中言を不可信用事、
- 一 我愛する者なりといふとも、科あらは、可罰我惡む者なりといふても、君に忠あらは、賞を可行也、
- 一 一家をおさむる程の者は、國を治めへし、唯民の憐む者を以、君の器となすへき也、

一人は罵詈誶するともうけとりて、これをとかむへからず、  
一 隠密してはつかしき事をなすへからず、人眠天にかゝる事、  
一 獨言なりといふとも、比興の言葉つかうへからず、人の耳は壁獨  
につく事、

一 利口言へからざる事、

(反故)

一 ふるきほうく不可讀入の文を置を取て是を不可見、

一 あしき若<sup>党</sup>たう、是をつかうへからざる事、

一 あしき友に、ましはるへからざる事、

以上二十ヶ条、此旨を守て殊ニ人を可成敗也  
右、義久公御譜中ニ有之

願書

右意趣者、今度大友衆高城塚着陣、難儀至極候、倍以御神慮之  
加護此一戰於致勝利者、高城一所之事、爲霧島御領分、必可奉納  
之者也、

天正六年 戌寅

十一月四日 藤原義久

霧島山

當家之字懸望之事、古今之例雖難計、先祖意釣已來被凌波濤、  
湛々防戦之勲功不淺、謂准其感致免許之狀、如件、

天正八年 庚辰

九月五日 義久御判

種子島三郎次郎殿

此度就声北表発向、一陣大將之儀、頼候別而被添御心之、謂輒  
属安利候、欣悦此事候、右之旨頼可申通処、到和泉依滞留、延引  
非本懐候条、用老行候、恐々謹言、

拾月二八日

義久御判

樺山兵部太輔殿

承聞近年如用 去病鑿匄奴於 蘭下陣 定属猪之天下於笑中亦  
不足比矣残黨掃服幕下不日乎於此方何大慶如焉哉仍為仲喜悦差遣  
天王祖 和尚者也、輕微之土宜録下別楮、恐惶不

天正十二年

萬曆十二年 甲申季冬二有三日

懇用短書、令啓承聞、兩三年間延伐肥之六國、于幕下、殘党亦  
不全也、依之為仲喜悦之深旨、被差遣天王祖 和尚自今後、  
亦不違旧規可被修隣好事、所庶曲折猶付于和尚之舌頭、不腆之方  
物、蚤碧糸二五把、太平布五十端、進献之、恐惶謹言、

萬曆十二年 甲申季冬二有三日

大里

國上在珠印

那具

頓首再拜、玆伸龜 呵氷硯不顧、其憚 朶雲一封、承聞、肥之  
六國如忝山之壓卵湯武討桀紂古曾聞之大鵬之吞大龍告聞之、  
而今又聞之九萬里之外、誰爭其雄乎、塞垣草木聞威風皆偃今也、  
天下無敵矣愚在遠島傳之聞之、傾<sup>カ</sup>之然述愚懷至祝至禱、雖輕少

之至、明燭百丁、獻之於殿下、宜預御披露、誠恐成惶頓首再拜、

疏之團覽寺也

大明萬十有二年蜡月念五日 宗長判

鹿兒島奉行

御中

29

依今度不慮之于戈、可爲當家幕下之段、尤欽悅候、然者爲此等之至祝、使書、并太刀、織色、御懇志珍重候、弥向後無疎隔、可申承事、本懷候、仍太刀一腰、織物、老端進之候、聊表祝意候計(ママ)候、猶年寄可達候、恐々謹言、

拾二月十七日

義久御判

星野九郎殿

星野九郎殿

義久

27

就 勅誼、染筆候、仍閑東不殘、奥州果迄被任 綸命、天下靜謐之處、九州事、于今銚楯之儀、不可然候案、國郡境目相論、互存分之儀被聞召届、追而、可被仰出候、先敵味方共双方可相止弓箭旨 叡慮候、可被其意儀、尤候、自然不被專此旨候者、急度可被成御成敗候之間、此返答各爲三者、一大事之儀候、有分別可有言上候也、

拾月二日

判計也名乘ナシ

當ところ島津殿と有之由也

28

抑依令天下一統靜謐從関白殿、九州之銚楯可停止之段、殊更繪言相加候歟、即属 勅命候、隨而、先年以信長公才寬、大御所様被仰、刷豐薩和平之姿罷成候、已来聊無隔心之處、從豐者度々愾變雖有之、守右一議之筋、于今無于戈之催候、然処頃、至肥之國境數々所被致破擲候、如此弥於被執懸者、自今已後之儀、等難測候、必竟可及相應者、防戰候哉、少茂不可爲當邦之改易候、以此旨、被成御用捨、宜預御披露候、恐々謹言、

天正十四年

正月十一日

義久御判

細川兵部入道殿

30

尚々、大隅之事、重佗可申心底之事、成間敷段、必定三存候、

防戰之成立、依不羣是非、頓川内江差出、相順追候、然者歟表之儀、色々雖致佗候、隅州之事者國分三而、長宗閉部被遣由、堅被仰候、猶々、可申理覺悟候得共、迎、可難成様子候、當時之身持成之分別候而、向後者、可廻合地躰肝要候、春日、八幡、御照覽隔心之儀無之候、仍爲日染筆候、恐々謹言、

天正十五年

五月十六日

義久御判

北郷入道殿

31

就不慮之、在京、去歲以来入魂之儀、堪難謝候、然者、到攝津播磨兩國、此度被下候、壹萬石之内、四十石、年々進候、右知行格護之間者、不可有違變者也、

天正十六年

八月二三日

龍伯御判

松下道正宗固



尚以、伊東事、最前者到高橋、自以前雖取出候、比者高橋を差捨、当方江きびしく被懸候、然共、当時者京儀を補候故、令用捨、一行も不相催候、如此ヶ条上洛難成と申上候、次三者当方之者、折角之節御家門様被成御許容、種々

被加御懇慮候事、誠忝次第候、御次之刻、可然様取合頼入候、西洞院殿江一書并子細候而、銀子百二十目差上、從貴所前可然被相屈事、頼入候、將又、以先書、如申當國者共、不慮之儀付、身躰及迷惑候之処、別而被添心之由、誠從此以前懇意不相易事、令感悦候、并美代九右衛門事、昨日此地へ致下着候、彼者之口柄も貴所入魂之通、細々承届候、弥満足之儀ニ候、我等事從井伊侍從殿、可致上洛之由、承候得共、當時伊東取結ニ而有之儀候間、此矢をはつし可罷上様無之由、申登せ候、其後上方之物沙汰如何と存計候、猶新儀共候ハ、可示預候、恐謹謹言

二月十三日

龍伯御判

道正宗固

先日、一ヶ条申出候処、懇切之返答、殊更墨付見來、乍案中頼母敷、令喜悅、弥向後無別儀、可被抽忠節之狀、如件、

天正十七年

六月二十六日

龍伯御判

新納武藏入道殿

近衛殿、帰京前にて、濱之市江御入之筈候、御能有之筈候、我等茂士二立候、者之板を踏候事、稀成事故、涯分精を出シ二三番相勤事候、あわれ見せ度候、幸侃内方江、赤キ小袖借ニ遣候得者

無之由候、一向宗之ものはかささるものか、むもし御前江赤キ小袖有之候ハ、御借有度候、尺短候而も不苦候、近衛殿江きせ奉るべく候、かしく、

むもし

誰に而も御申給へ

龍伯

魯笑己來、到于今、内外共、別而被致奉公、尤神妙之至也、殊ニ今度深々と以神文、被顯心底頼母敷、令欣悦畢、弥可被抽忠貞之狀、如件、

天正十七年

七月二日

龍伯御判

伊集院下野入道殿

誠ニ到此境、当家発足之処ニ、両口之諸城等任利運候、如此爲悦迫使者、并鎧炮、到來懇意之段、欽悦候、誠ニ最前令御入魂之首尾を以府内表迄書翰ニ對し刺千石、長曾我部敗北之儀、自他國之覚、大慶不過之、弥对殘党計謀めくらされ候而、一着不可有程候委細之儀者年寄可申候、恐々謹言、

十二月二十日

義久御判

入田丹後入道殿

於先年、日州表京衆着陣之刻、親父忠隣被遂戰死、誠異他者也、頼可申理之処、在洛打続キ于今背本懐候、右之佳名、向後不可有忘失、仍證據如件

天正十七年

卯九月七日

龍伯御判

袈裟菊殿

先年御動座之砌、於那答院之振舞、曲事被思召、京都今雖被仰下候、依無御次、御延引之処ニ、今度慮外之儀、出來候間、腹を切せ可申之段、御朱印拜領候ヲ、雖持候と、定相届間敷候、貴所任上意、早々腹を切也候ハ、妻子眷屬等堅固ニ、可有御嘆之旨、幽齋承候上ハ、毛頭別儀存間敷候、悴者家中不届申候、事ニ同心候歟、兼日之取置相替、無心元候、且者当家之爲且ハ國之爲ニ候之間、逆も被相遁間敷候、名譽之腹を切せ候而、後代名を可被留事、此時候せ、

七月十八日

龍伯御判

左衛門入道殿

先年、太閤様其表御通之砌、御粮迫ニ候歟、殊ニ矢をも射掛候事、無念ニ被思召、今度稠被仰出候事、必定ニ候、乍重言家之奉公ニ而候間、一身之事者、生害候而、國家者可有連続トハ申候得共、結句供衆捨一命候、剩宮之城へ又楯籠候、事寔ニ不知天下故候哉、即可致得心様ニ、懇ニ可被仰分事、頼入候、旁龍雲寺へ申達候、以上、  
今度、晴簀進退之事、御朱印差下、幽齋老、拙者同前ニ候、去十六日致拜領畢、扱兄弟之別難堪、依上意外ニ不類患氣、内ニ者沈悲涙悲傷き餘、申出事堪何以期之乎、柳御意之趣者、先年太閤様川内へ御動座之刻、或者那答院不馳走之儀、或者梅北逆心ニ付、

位立不可然、始末、恰云御遺恨不淺子細候、然間歳久一身於生害者、可爲國家安全之処、不見先軍、宮之城へ楯籠候事、不知天道之恐、相背君臣之徒者歟、  
口刻恣之衆儀者、後日爲私難相加一言者也、併、各 憤和尚熟談候ハ、爲始袈裟菊丸、下々至迄可爲安穩之基候、此旨入念可有異見事、肝要候、恐々謹言

七月二七日

龍伯御判

就出物之儀、去年以來其表堪忍精を入候由、聞得候、辛勞之至候、未遂糺明之儀、治少老稠敷被仰候、尤同心ニ存候、弥可申付事、可爲肝要、寔、連々奉公無疎意候段、神妙候也、謹言、

卯月十七日

龍伯

山田越前入道殿

41

覚

- 一 進上斛之事、付、大豆之事、
- 一 代米之事、
- 一 高麗、名護屋、京都見次之事、
- 一 軍衆立かさみの事、
- 一 夜白談合可入精事、
- 一 被仰付御下知ニりくつ可申仁者、籠者をもいたし稠敷可扱事、
- 一 耕作無油斷可申付事、
- 一 船作未進之諸所、糺明之事、
- 一 反米、人別、徳役米、賣地首尾之事、
- 一 返地配當可急事、付、蟲履すましき事、

一諸所上所領可相糺事、

右之條々、不事濟内は、爲何自用有といふとも、帰宅すまじき

事、付、皆究ての後者、拙齊、肱枕、利安、鎌雲事ハ、二番替

二二人ツ、かこしまたるへき事、

天正二十年五月四日

42

今度唐入之儀、被仰付、既武庫父子被致渡海之上、拙者又名護

屋可参由承候之条、即應其儀候、寔、数年在京故、國家雖令困苦

各以熟談、高麗江之見次并なご屋在陣、京都調、其外執代等、又

者船手之儀、夜白無油断可差上事、頼入候、當家一難儀相及事、

眼前候、然処不入精仁有之者、任京儀、可致其成敗候、併各於入

魂者、當家可令連續之条、弥才党專一候、仍證跡差出候之上者、

假令雖有無理之儀、國家之爲たらは、善悪可同心之間、可心易候、

然時者捨遠慮、可扱者也、仍狀如件、

天正二十年

五月四日

龍伯御在判

伊地知伯耆入道殿

本田右衛門佐殿

新納旅庵

山田越前入道殿

税所越前守殿

鎌田出雲守殿

本田因幡守殿

川上参河守殿

新納武藏入道殿

43

平田美濃守殿

町田出羽守殿

天爵起請文之事、

晴蓑簾中、袈裟菊丸、同母儀、三人之事、并家中之者ニ至迄、任

今度嘸、於致下城者、向後可爲安穩者也、

右之趣、若令違犯者、

天正二十年壬辰七月二十六日 義久

袈裟菊丸殿

44

天爵起請文之事

今度、左衛門入道、御一身御成敗之事、以御朱印被仰出候、其外

之儀下乘御文書候、然上者、晴蓑御女中、袈裟菊殿、御母儀、三

人并家來衆之事、下城之上、義久次第、向後不可有別儀候、若、

此旨僞申者、

靈社神名峯又

幽齋

天正二年壬辰七月二十六日 玄旨判

袈裟菊丸殿

45

肝付、高山之内ニ、田地ニ可成所在之由、其聞得候、彼普請之

儀ニ付、村田雅樂助、急差下候、利安功者之儀候間、早々彼地ニ

罷越、雅樂助談シ合、普請之様子見合、寄々人数召寄可致首尾様、

肝要たるへく候、猶巨細之儀者、幸侃前々可申候、恐々謹言、

天正二十年歟

十二月二十六日 龍伯

山田越前入道殿

高麗渡二付、條々之事

但、手火矢百ちやう仕立、

一 ころさしにて可被參人ハ、其ころさしのほと、身にかへ可申上候事、

一 御目ニか、らさる人ハ、御目ニかけ申候、後日、歸朝之時、御扶持を可申遣事、

一 爲何とかある人なりとも、令同道候ハ、御目ニかけへ候、事若ならぬ事候ハ、永代我等同心たるへく事、

一 火箭持候ハ、可被參候人ハ、向後其首尾、一途可申立事、

一 御歸朝之時、一途御扶持を可申遣事、

一 いづれもぎりをおもふ人にをいてハ、身ニかへ可得御意候事、  
右條々、僞申ニをいてハ、諸軍神之御野をかふむるへく候也、  
仍如件、

高麗立衆中

上井仲五判

右年月日無之本ノママ

47 爲高麗退治、日域之猛士、悉令渡海、因茲貴邦軍役之事、任天下之命、去々歲以使札、致演說処、過半調達、珍重々々抑彼干支之儀、從大明國、和睦之媒介、依懇望、諸兵雖及歸朝、於九州衆者、可爲在番旨、堅被議定訖、然時者、薩隅琉球以一致、陣中之

用意、專要之段、重疊下知之趣、不輕間、今一廉之以御賢慮、永々連綿和通之儀、庶幾者也、仍雖微少之至、具備之寔補陋書而已恐惶不宣、

文錄二年

十二月日 修理大夫龍伯

進獻中山王

48 貴札令披見、仍高麗軍役之事、承候、今度可申付之處、國家衰末之上、急度其調難成之条、如此之次第候、御使節成就院、細碎承候之段、不及是非候、雖然爲許之樣躰、洵底被見及候之事、無隱匿、聊非疎意候、然者永々連綿、和通之儀、偏所庶幾甲候、將又欣賜之方物、令領納、從是雖微少之壺、別楮誌之聊表祝儀、曲折猶付了御使僧之演說而已、恐惶不縷、

萬曆三十二年林鐘十日 中山王

謹上島津修理太夫殿

回章

49 勢田掃部入道殿、可有上國之旨、被仰出候、然者、道之傳馬人足ニ念ヲ入、馳走可仕事、肝要候也、謹言、

正月九日 龍伯御判

鹿兒島帖佐富隈

留守居中

50 昨日、町田ぬいヲもて申候、齊藤源介か事油斷不可有之候、自然名字などのまかいかと一筆如此候、かしく、

二月三日

利安

上包濱之市 江八代より

龍伯

今度防戦之大利、寔ニ、千秋万歳、書面ニ不得申候、殊更自身  
 手を被碎候、御高名爰元之褒美、無比類候、就夫御老中 并御奉行  
 衆、御感状候、即令進入候、此度之勝利、時分柄と申各御満  
 足之由候、然者、戦場へ御稻荷御出現之様子、承、奇特神妙候、  
 每度左様之験共、雖有之此度之ことく、於戦場、野狐疵付死候事  
 八、前代未聞候、餘殊勝ニ存候間、鹿兒島、富之隈、京都御稻荷  
 江、御禮申、種々致祈念候、能々御禮候へてハ之儀ニ候、將又、  
 其表よき仕合候間、任御下知、早速可被引取事尤ニ候、尚以、期  
 後喜候、恐々謹言

慶長三年

十一月六日

龍伯御判

羽 兵庫頭殿

又八郎殿

尚々、入唐之事ハ当國実之儀候間、可致馳走覚悟候得とも、  
 一向當時之諸篇不如意候爲躰ニ而、存分有ましく事、心外  
 候、將又、拙者渡唐之儀、尤候得共、老躰と申、亦舟之儀  
 一圓不叶之、進退候、何共心遣迄ニ候、可有推察候、兼又  
 五藤廣乘父子ニ心得頼入候、乍重疊、今年者、病氣節々出  
 合、迷惑之至ニ而、畢竟爰元醫師など無之故かと存候、

任幸便染筆候、仍入唐儀付、名護屋御普請事并尻入道 江被仰合

53

罷下候處、於中途病氣ニ而慮外之至候、其親類之有漸條書等持參  
 候間、意趣不相履別候、然者義弘九月十九日下着候、其刻巨細承  
 究、頓普請場為可請取、少々指登候、追付某事 茂去月始之比ニ、  
 船元ニ罷出順風待居候処、最前ハ 中氣ニ者種々養性仕候、上、  
 又虫出合、散散式候、依夫儀兵庫頭引候、々様之替合等ニ遲延之  
 式共何篇迷惑不過之、自然ハ貴邊ニ而知音之方 江者取合候儀頼存  
 候、兼又、休甫迄下向候得共、京儀彼是取粉、結句細々面会さへ  
 も無之様ニ御無沙汰之儀中々難申謝候、此等之趣、相達所庶幾候、  
 依急便書躰如在之儀共ニ候、旁期後音之時候、恐々謹言、

十一月七日

道正庵正固老

龍伯御判

熊飛脚差渡申候、

一 於其表度々御勝利、殊更各手柄之通、承大慶此事ニ候、御軍勞  
 之段、為可申入用一翰候、  
 一 及両度、雖被成手柄候、直ニ不被成言上候事共、其元之油断之  
 様ニ取沙汰申候、以來 者 石治部老迄、直ニ書狀ニ而可被申入事  
 尤ニ候、態、其元より使可被差渡事傳ニ成共、右之分別肝要ニ  
 存候事、  
 一 御成之儀、急ニ被仰出候、先進上之銀子參千枚、是を健ニ用意  
 可仕出候、就其帖佐、鹿兒島、留守居衆 江 稠敷其元々可被仰  
 付候、大方 二而者 相渡間敷候、結句当年者國元不作之由申候、  
 彼是 二付、能々人念可被仰渡候爰元々者、節々無油断申下候、  
 為御心得候、

一 佐多官内少輔事、義弘前者無別儀相濟候通、幸侃書狀を以安宅

迄申上候、其逆として承候間、召出申候、其上知行等之儀も達  
而 被仰候間、難黙止候間、相應<sup>二</sup>可遣由申候事、

一御上米此相濟申候、遅々笑止<sup>二</sup>存候処、<sup>二</sup>沢田五郎兵衛尉殿

上洛延引故<sup>二</sup>、当年<sup>者</sup>相拘候狀と存候、年來拙者態々稠敷念を

入<sup>二</sup>三月中<sup>二</sup>者、何としても可有進上様、堅可被仰付事專<sup>一</sup>候、

一 小西殿当手<sup>二</sup>付、御懇之由承及候間、為可遂一札用書狀申候然

者、音信等無之候得共、急便之飛脚故、銀子五枚令進入候、御

取成頼入候事、

一 借銀返弁之儀<sup>二</sup>付、旅庵不參候<sup>而</sup>者、爰元相濟間敷由候、安宅

殿類<sup>二</sup>被仰候間、上洛可仕由申下候、是又為御心得候事、

一 当手人数付之儀<sup>二</sup>可被相究事、尤<sup>二</sup>候、上使御糺明之人数付

<sup>二</sup>相濟候、衆<sup>者</sup>徒事候間、自然引兵糧之時<sup>者</sup>、御用捨可有候、

猶期後音候、恐々謹言、  
慶長三年<sup>イニ</sup>西<sup>イ丁</sup>慶長二丁西春上洛同四年御帰國ト見ユ然レハ

此時御在京ナルベシ

九月十三日 龍伯御判

朝鮮御在陣 又八郎殿

右同 兵庫頭殿

參

從高麗之書面写候<sup>而</sup>、差下候、然者当家御弓箭之時、毎々御稻

荷、御告<sup>茂</sup>候き、乍去之如く新たなる儀武庫如被仰誠前代未聞<sup>二</sup>

候、扱者、富隈御稻荷、御神前<sup>二</sup>而先御神樂進上、亦御祈念所<sup>二</sup>

而御本地供百座被行、御札御申可有之、急度其分別肝要候、かしく、

十一月五日 龍伯御判

利安

覺

一 内府様<sup>江</sup>參候事、十一月十日使者流于と申仁<sup>三</sup>而承候、度々斟

酌申候得共、強而被仰候間、柏原殿<sup>江</sup>尋申參候、別条之儀差支

不申、又不承候事、

一 大納言殿<sup>江</sup>參候事、十月二十八日石治少様はかた江御下向前、以

幸侃得御意參候事、

一家康様私宅<sup>江</sup>入御之事、最前流于を以度々承候、雖斟酌申候、

其後十二月朔日御家門様、道阿み御兩所<sup>二</sup>而、亦々被仰候間、

不及力、十二月六日<sup>二</sup>入御候事、付、徳善院、増田殿、長束殿

江御案内申候、増田殿、長束殿よりは、前々日御音信<sup>二</sup>預候事、

一種子島鎮炮御所望之事、亦爰元<sup>二</sup>而鎮炮御あつらへ候事、此儀

<sup>二</sup>付度々御使給候事、

一 血判を以誓詞上置候条、于今少茂別心無之候、此旨是非御糺明

大望<sup>二</sup>存候事、

慶長四年 正月三日 龍伯御判

又八郎殿

兵庫頭殿

今度<sup>二</sup>ヶ条以神載、深甚被顯心底、誠為当家之爲、我等旁神妙候、

春日、八幡天満天神<sup>茂</sup>御照覽、何様同心之儀、毛頭不可有志却者也、

二月二八日 龍伯

伊集院下野入道殿

追而令申候、拙者息女か事、当家爲人質、十三ヶ年在京いたし候、此程我等申付候間者、三清夫婦其後者存松夫婦付置申候、さして用ニは立ぬ役、候ひつれとも見かけハよく候、今程は平田豊入如斯ニ候、伊地知駿河など被下候川東善左衛門、猿渡九郎左衛門迄ニ而者、外聞実儀不可然候、又八郎殿御置目不頼母敷存候、本六杯ニさへ、しかくとハ不知仰置候歟、殊ニよの者共此比者罷下候様承及候、如何候哉、ここよりハ何と被仰付候らん、無心元存候、又八郎殿江茂此理同前ニ申候ハてハ、爰よりハ扱者質をは別ニ御分別被成候而、むもしか事ハ下向させられなくなり可召置候へかすと、存候、我等か世の時こそ質ニ而候へ今程者公儀、ニものくまじきかと存候、又八郎殿江被成御談合尤ニ存候、兼又、又八郎殿何事も神妙ニ見へ申候、目出度候、酒過候ぬ様ニ細々可被仰候、又立れさうにキなき座を立れ候事、なをし度候、然共我々昔かたきは、当世ニ不合候条、不及是非候、恐々謹言、

慶長四

八月十日

龍伯

武庫入道殿

龍伯より

尚々、庄内之様子委可申候得共、彼飛脚急ニ申付候間、先々大方ニ候、追々可申候、將又、内府様大坂江御下なされ國家之置目等被仰付候通、從毛利殿注進候いか様之始末候哉承度候候、又山口勘兵衛殿へ書狀御届候而可給候、以上、急度令啓候、仍内府様之御使者無何事被成上國満足之至ニ候、早々着船候哉、承度存候、

一庄内表之儀、上使雖御暖候、源次郎和平之始末、依致違変破候間、

去二日しわち堺へ着陣候而、少將如彼表被差越候、我々事此元境目多々依有之、しかと罷居候、爲御心得候事、

一右陣取之からみとして、財部口へ人衆少々從爰元差出候處、敵催行ニ付猛勢戦候而各致粉骨敵四五人打取候、手負杯も多々有之由候、此方ニ者平田三五郎、朝者分捕仕、其後遂戦死候、并宮内式部左衛門同前ニ候、吉田大藏事者手負候而、越度申候、謀、稠軍候而いつれ共右之外人衆無何事候間、珍重ニ存候事、一寺沢殿下着候事、今月十日比たるへきよし、聞へ候間、相待躰候、爲御存候事、

一江戸中納言殿御使下向之由、雖到來候、未無其儀候、

一宰相殿不例之由、聞之候、無御心元存候、無油断療治專ニ候、猶追々可申候、恐々

慶長四

十月六日

兵庫入道殿

右御名無之龍伯公之御狀可成

59 十月亥之日、愛敬祝之事、

先五こくのもり物とておりにすはり候而三ツなをり、其前に赤乃飯、是もおりに入候而、同じくなをり候、又其前に白沓ツ杵二ツなをり候、是もおりにすはり候、其赤のいひをはしにて白乃中に御入候而、一うん、二みやう、三ぎやう、四とく、五愛敬、と唱へ、歌日、神無月、難波の浦の声の数、我おもふことかなへとそつくと三度となへて、三度杵を二ツ共ニ多々めし御つき見候得、(ママ)者、猶口傳可有、

慶長四年

十月十一日

又八郎殿

龍伯御判

鎌田出雲守

政近印

圖書頭

忠長印

60

田布施百日番衆

篠原右京亮殿

有馬小右衛門殿

川村勘解田左衛門殿

古川源太兵衛殿

坂本助五郎殿

海田善七殿

宮内庄右衛門殿

大浦佐八殿

小山彦三郎殿

前田藤七殿

中村与三左衛門殿

宮内平次郎殿

竹下助五郎殿

篠原甚七殿

田中弥八郎殿

宮内助三郎殿

山名三郎兵衛殿

久永六藏殿

合人躰拾八人

合四人但夫丸

合人躰貳拾貳人

惣高百貳石

但渡出分

右於庄内、以自力、百日在陣被仕候間、被宛行田島、無親疎、歴々衆ハ老人付、加増五石、召列候小者下者、老人二付、三石ツ

、可被分取もの也、

慶長五年

比志島紀伊守

九月二二日

國貞印

平田太郎左衛門

増宗印

61

法度

一諸侍何篇被仰付儀於相應者、不可致難澁、若及異儀者、可有其沙汰事、

一武具無油斷可誘事、

付、百石ニ付、具足一領つ、可被用意、小給人之事者、雖

爲右之石之内人々、可馳走事、

一出陣之時、貳拾五石取之衆ハ、可爲自賄、二五石の内之衆も、

門屋敷持者、白夫たるへき事、

一殿役於不相勤者、門老ツ付、領主之知行老石可被召上事、

付、百姓無之門屋敷たり共、領主前々殿役可仕事、

一諸侍番普請、狩等、若懈怠於有之ハ、可爲曲事、自然及三度者、

可没収所領事、

一不寄上下、喧嘩可爲停止、縦無理非道を仕懸者あり共、其場を

致堪忍、可遂言上、若私ニ而事を於破者、不及理非沙汰、双方

可加成敗事、

一諸外城衆中、諸事地頭之下知不可相背、別而於戰場、地頭之手

をはなれ、他の手ニ付、いか様の高名仕候共、不可爲忠節、曲

事之段、可申付、若又地頭無理之儀あらは、可致披露事、

付、出陣之時小給人衆者、從在所弓鉄炮等之持具者、自身

可持之事、



一於戰場、并當類其外、手重道具不可持之事、  
一百姓耕作、卯之時二出、戌之刻可帰事、

付、女とも作二可出事、

一悴者、百姓以下二よらず、走たらん時、互二不可許容事、

一諸侍、召仕者男女二不依、日夜片時も徒二居間敷事、

一用談二付而、召寄類人、遠近二不依、不可移時日、相立候儀、

或供或使飛脚等二いたる迄、爲差当日限、不可致相違事、

一縁者、親類を催し、致一揆事あらは、本人之儀者不及是非、同

心之者共二可成敗事、

一常之振舞、不可過二汗三葉、塩山椒者、可爲此外事、

但、外人客人來候時者、可爲制之外事、

一私之大酒、可停止、然者常之寄合之時者、可爲一篇、酒望之輩

ハ、一篇之内、数盃を重候而も、可受用、若難黙止儀あらは、

一篇をも可重敷、堅三篇二者不可過事、

一諸侍、平生者木綿布之類、可着用、但、知行かさの衆は、その

ほとくニしたかひ、見くるしからぬやうに、可致分別、殊客

乗他所への使などの時は、可成程衣裳等可然やうに可入念、惣

別内々の衣食止花麗諸公役可相勤、覚悟并武具可調事、

一毎度出物之儀、日限を過し、無沙汰之者あり、如此之類後日其

科可有糺明事、

右條々、若有違犯之輩者、到侍者可没収所領、於凡下者、堅可

加成販者也、

慶長九年閏八月十九日

龍伯

忠恒

右異本ニ家久公、惟心公、龍伯公、御連名もあり、何れか

是なるか、尤年月日右通不同也、追而可糺、

62

新春之吉兆、多幸々々、抑我等上國之儀、承候而三月之時分者、  
必可致上洛覚悟候、然者於其方惟新身上之儀付、取沙汰などは無  
之哉、萬一左様之儀、六ヶ敷様ニも候ハ、拙者上京之儀、如何  
可有かと存候、其許ニ被聞食合委細承度候、乍不申此等之旨、可  
有(ママ)隠察候、猶期後喜之時候、恐々謹言、

正月十日

龍伯御判

樺山権左衛門殿

63

懇令啓上候、然者事幸侃成敗之儀付、拙者心遣ニ候故急度而使  
申付差上候、巨細之段者相含口狀候間、彼者共可申上候、仍乍輕少  
子拾枚令進覽之候、誠補空書計候、恐惶謹言、

閏三月七日

島修入

龍伯

石治少老

参人々御中

64

一平佐御城普請付、普請衆兵糧渡方之儀一日ニ三度、老入ニ付、  
七合五タツ、之事、

一就右之儀、御蔵入より可被出、御用并普請衆之事可随御觸事、

右兩條之事、北郷作左衛門殿、相良新右衛門殿ハ可被御渡候間、

ゆるかせなく可被相調也、

十月十一日

伊勢平左衛門判

鬼塚主税助殿

宮路三之九殿

65

覚

- 一 御普請之事、
- 一 籠きり之事、
- 一 たのもそや之事、
- 付竹尻之事
- 一 坂、城戸之事、

付、城を山切ましき事、

一 弓、銃炮之事、

一 城、屋敷あらずましき事、

一 番普請懈怠有間敷事、

一 鹿屋周防介殿被存八木之事、

一 富隈御蔵米之事、

一 秋月殿財部江うつり之事

一 福島江往邊之任諸事可被嗜事、

以上

七月二八日

樺山権左衛門判

右志布志鹿屋氏江有之候事

66

國分方船、か子置目之事

一 舟つきとまりのつつ浦々にて、舟よりおり不用前物すましき事、

一 水主なこ木取ニ付、隙を尽すましき事、

一 類舟のとまりに、いきをくれましき事、右の旨氣任いたすにお

いてハなにとやうにも両人の相談を以、あつかわれへき諸跡如

件、

山田越前人

慶長十二年午二月十一日

理安

伊集院下野入

抱雪(マス)

田中大膳進殿

安樂大炊助殿

67

旧冬以来、對大友家催干戈之處、到諸境目別而被遂御辛勞之段、尤令税着候、弥可抽忠懇事、肝要候、恐々謹言、

参月十七日

義久御判

樺山安藝守殿

68

尚以當家之儀、馬乘様稽古候として早道を可被捨ニ而者無之候、是非共稽古可爲肝要候、

令上洛、爰元之御仕合万可然候之条、可心易候、隨而又一郎事器

量ニ相見得候之故、從関白様縁重候、并家督之儀被仰定、尤珍重

候、然者、早道之馬稽古之様ニ相聞候、當世はやり物候間、ケ様

にも不苦候之歟、乍去當家乘馬之事者稽古候半ニ而候、畢竟、武

庫御前ニ可有之候事条、拙者爲使被參此等之段具ニ可被申上候、

仍鬱一間遣之候、仰祝儀候、恐惶謹言、

十月二三日

龍伯御判

川上武藏入道殿

小林土生駒十郎太筒藏

吉書

一神社、佛閣、修造再興之事、

一可專勤農事、

一可徵國々年貢事、

右三ヶ条之旨、可有沙汰之狀如件、

夫正拾五年丁亥正月十一日 義久御判

70

薩、隈、諸縣、移替ニ付而先納之事、寺社、侍、町人已下、雖爲誰々至當給人、速可令収納、自然、無沙汰之輩於有之者、爲過忘其難澁之員數一倍領地を食上、則當領主可宛行、但、对其主人可遂算用者也、

文祿五

七月四日

義弘

龍伯

三成

71

掟

一咎人被抱事、可依其罪之輕重、縱雖格護候、於重科之輩者、無異儀可被返出候、然者至其時、可被致迷惑之間、其心得を以、可被召置候事、

一被成御折檻候者、御佗之時も、被糺輕重輕々敷無之様ニ可有分別候、就中當時者無其遠慮、御佗被申候事、曲事ニ候、然間槽那之納得にも、迦寺家も、被失面目候条、能々罪之淺深、遠近を思案尤候事、

一天下以御下知、諸寺、諸社、令勘落當分之立柄被及迷惑候、併

以時分可有沙汰候歟、其間ハなにとやうにも、可被成堪忍事、

慶長五年

六月二日

花林寺

龍伯御判

72

前出三一号文書に同じ、本文省略。左の後記あり、

「右正文北郷家ニ有之」

73

兩肥之弓箭爲靜謐、此度不圖致出馬、龍造寺隆信、始歴々數千人打果、満足之至候、仍就此等之儀、先月者、賀領珍座候之処、將又一輪并虫藥到來、欣悅候、猶諸吉期面談、省略候恐々謹言、

卯月十九日

義久判

安國禪寺老和尚

74

誠至此境、遂發足之処、両口之諸城等任利運候、如斯之祝意使書并鉄放到來、懇志之段歡悅候、然者從最前、以御入魂之首尾符<sup>マモ</sup>内表迫轍屬所勘剩千斛長宗我部敗北之儀、自他國之覺大慶不過之候、弥对殘党被廻計略候之者、一着不可有程候哉、猶巨細之、旨、年寄可達之候、恐々謹言、

天正十四年 丙戌

拾二月二十日

義久判

入田丹後入道殿

上包

入田丹後入道殿

義久

先年貴久公、被任陸奥守、子又号修理太夫義久之刻、御取次之方迄、遣使之儀、最上長門亟江被仰付、京都之旨趣申調畢、剩善左衛門尉事、近年息女依在京、為警固之者被召列、兩度辛勞之至、于今条々無忘却者也、仍状、如件、

慶長十二年

十月二十四日

龍伯御判

最上善左衛門とのへ

義弘公御書

上洛以後不見參候条、朝夕床敷存計候、其國立柄等、可燃候哉、今一度下向たより候、仍伊東衆、加久藤、指寄麓発向ニ而引退候、尤隠内衆追ニ而、曆々者共五百人討留候、其方如存知此境山のみ候、於于今も山々ニ而骸など見付候事ハ、不知數、世上之躰も如何様急度一生可見歟、なとと存事候、其方江爰元ニ滞留候ハハ、定可爲働物をと、うはき迄候、左近権介、今度も殊之外働ニ而候つる、其身無何事候、別而奉公無他事候、可心安候、猶申度事のみ候得ハ、先々は何々、諸事期後音候、恐々謹言、

元龜三年

九月十一日

忠平御判

伊地知主水殿

追之候

猶々、又八郎へも此等之様子細々可被仰聞候、急便候条尊老様迄、令言上候、

追而、奉啓上、仍今朝内府様江罷出、庄内一着之御札中上候、別而御氣色能、入來院又六、善哉坊、被召出、御前にて御食被下

候、隨而長尾殿之上洛、延引ニ付様子為可被聞召、伊那圖書頭殿、并御奉行中よりも使者を被相添、去月十日、伏見御打立、會津へ下向候、必六月上旬之比者、可爲上洛候条、御返事申付なされ候ハ、依其返事内府様御馬可被出ニ御定候、就夫伏見之御城、可致御留守番之由、御面を以拙者へ被仰付候、當座言上候ハ、何も御意之段、承候、於様子者、御間之使迄、可申上由中候而、御前を罷立候、然者爰元御知人中江も尋申候、各被仰候者何之道ニて公義候条、御下知次才仕候而可燃候半由、被仰事ニ候、伏ミの御留守番ニ相定候ハ、人数等丈夫ニ不被召置候者、御家之御爲も不可然儀共候、其上天下之取沙汰も如何候ハん哉、と存候条、御人数之儀、急度上着候様ニ可被仰付候、伏見御城請取申候者諸口多々有之儀候条、人数等過分入可申候、よく被成御談合、兵糧以下相調、急速可被仰付候、庄内在陣わき、諸侍もめいわくニ可存候、雖然、爰元百石ニ三人役ニ被仰付、奥州江出張之由候、

当方之儀者御留守番候条、百石ニ一人役被仰付候者、可相調歟と存候、自然、於御油断者、我等事者不及是非、御家之御越度ニ可罷成候条、被入御念、又八郎へ御熟談、肝要奉存候、伏見御城本丸之儀者、御満様被成御在番、自餘之御城者我等江可有御頼由候、御満様御役人一人并人数少々被召置、其外内府様御手之衆者、惣別めしつれられ、東國へ可有御下向、御内存と相聞得候、何も善哉坊、可罷下候条、其節委曲可申上候、恐惶敬白、

慶長五年

卯月二十七日

惟新御判

龍伯尊老様

参人々御中

以上

態と申入候、仍今度惟新御逆意之段、無是非次第候、龍伯御父子御同意候哉、又各別之御存分候哉、様子具御報ニ可預示候、以其趣内府へ可申上候、恐惶謹言、

慶長五年

九月二八日

寺澤志摩守

正成判

山口勘兵衛

直友判

龍伯様

少将様

人々御中

急度啓達候、今度天下之仕合、無是非次第候、兵庫頭殿御下之事候間、被仰談其御國之義、御理被仰早々御出仕、御尤候、内府前之儀、自最前御手次之事候間、随分御馳走可申候、御用之儀御座候ハ、御書付可被下候、委細山口勘兵衛、可申達候条、不具候、恐惶謹言、

慶長五年

井伊兵部少輔

直政墨印

羽柴少将殿

人々御中

依遠邦、其以来無音打過候、本慮之外候、然者、今度御弓箭之成立、惟新罷下巨細致承知候、惟新事、最前御談合之御企、曾而

不被仰聞由候、殊ニ内府様御厚恩之儀、雖無忘却候、内府様如御

存知、奉対秀頼様永々可抽忠節、爲證跡、度々靈社上卷上置候、其筋於無相違者、可同心仕旨、御奉行衆承ニ付、君臣之道難默止任其意候由、中候、勿論、我々事御懇之儀、聊不存忘候、弥心底不可有別儀候、此等之段被聞召分候様、御取合頼存候、委曲は彼使可申達候、恐惶謹言、

慶長五年

十月十六日

忠恒判

龍伯判

寺澤志摩守殿

人々御中

得幸便、一書令啓達候、先度も以書状申述候キ、参着申候哉、然者、其元御理之儀、何とて被成御油断候哉、早々被仰達、尤ニ存候、此方之儀者、随分馳走可申候、御存分之儀候者、委細可被仰越候、萬端、先書ニ申達候条、如此候、恐惶謹言、

慶長五年

十一月十三日

直政墨印

薩摩少将殿

人々御中

不存寄御書札具披見、誠御懇意候儀、祝着至極候、仍上方不慮之一乱、無是非次第候、雖然、被加御下知、天下一統平均ニ被仰付之段、千秋萬歳日出度候、然者、当方愚意之旨、早々雖申入度候、通路非自由延引候処、御懇之御音信幸ニ存、使者差上候、委曲至山口殿、中談候間、被聞召届、宜御調儀頼存候、恐々、

慶長五年

十一月日

(ママ)  
伊井侍從殿

(龍伯)

以上

先度、相良傳ニ御方之衆を差戻候、重て只今又進之候、從豊前  
召寄せ次第ニ送可申候、將又、御取扱之儀、井兵少、拙者別而無  
如在候間、一具ニ候、可進之候、兎角貴殿様ハ、此節表向先被成御  
逼塞、龍伯様、少將様、御佗言被成候様ニ、可然存候、連々無御  
等閉者、此節候条、心中ニ相叶儀、聊不存疎意候、彦山之山伏  
雖進之候、手筋多候や、遅々仕物候条、立左近所而使被成御越候  
間、其節迄にて御尤存候、其も拙者一所候而、何れも一具ニ罷成  
候、上方之儀者、井兵少、山勘兵、申談御馳走可申候、恐惶謹言、

十一月十六日

如水軒圓清判

羽兵入様

参人々御中

猶以、委細之段、從井伊兵部、被申入候之間、我等書中不  
申及候、以上、

御状拜見仕、井御而使口上之段、委細承届、井伊兵部少輔、申  
談令披露候、殊今度之一儀從奉行衆雖被申入候、御父子無御承引、  
趣被越候、是又具ニ申聞候、些可相濟様子、御而使口上ニ申入候、  
能々可被聞召届候、雖不及申、此節無御油斷儀肝要存候、爰許馳走  
之段者、井兵少、致談合、隨分不可存疎畧候、兎角早々被成御上

洛、内府御礼被仰候者自前之御入魂之筋目と云、弥可事濟申と存  
事、於其儀者御報ニ可被仰越候、爲御迎拙事可罷下候、爲其自是  
も使者差添進之候、猶和久甚兵衛、申含候条、可得御意候、恐惶  
謹言、

慶長五年

山口勘兵衛

十二月十三日

直友判

龍伯様

少將様

貴報

以上

好便之条、令啓上候、誠ニ今度ハ互不存寄敵味方ニ罷成候事、  
不及是非次第候事、

一 関ヶ原表合戦之刻、御覚悟之様子、扱々無比類被成様と、内府  
様初而其外諸人感申事、不成大形候、殊御下々迄無越度、被召  
連御退被成候事、前代未聞、御手柄と各取沙汰是已候事、

一 御身上如跡々無御別儀趣候間、早々相濟候様ニ、御談合尤存候、  
治少、色立之刻、貴老伏見之城へ御籠可被成と之首尾、立庵具

ニ御物語之通、即内府様へ申上候、更以貴老逆意と不思召儀候、  
其上御禮儀候共、ぬき公事無之事、日本國大小神祇、愛宕、白  
山、少も御身上御氣遣被成間敷候、弥事於相濟者、丈夫ニ御誓  
紙共可被遣候、其段者我等渌底存候間、乍指出申入候事、

一 先日牢人衆、其元江參候間、御前無御別儀、誓紙仕候而、聊御  
身上惡不存故、内證申入事候、景勝身上之儀、高野へ罷登御託  
言申ニ相定、路次迄罷出由候事、

一増右、事も我等御使申候、関東岩つきに御置被成知行方、追而可被下旨候、増右事ハ、自餘之謀叛人より御存分深候つれとも、我等才覚申、御前濟申候事、

一井兵少、本佐州父子、山勘兵、何れへも跡々不相替様ニ、御取成候事、具ニ申入候、可御心安候、尚追而可申入候、恐惶謹言、

慶長六年

正月晦日

舟五郎右判

羽兵様

参人々御中

今度従少將様、御使者被差上候、委曲御報申入候、然者、旧冬如申達、此御上洛、御尤存候、景勝儀も、急度可罷上儀、定候間、其以前ニ御上洛被成候へかしと存儀候、雖不及申候、此節御分別專一奉存候、猶於趣者、善才坊口上ニ申渡候条、不能具候、恐惶謹言、

謹言、

(慶長)

同六年

山口勘兵衛

二月二日

直友判

龍伯様

人々御中

從少將殿、預使札候条、一書申達候、先度之御使者ニ、委細申遣候、彼御返事待申事候、先書ニも如申達、景勝近日出仕被申事候、其分別候而、御尤存候、恐惶謹言、

(慶長)

同六年

井伊兵部少輔

二月二日

直政墨印

龍伯様

以上

貴札拜見、本望至極候、仍旧冬被指上御両使、参着之様子、為無御心元、重而預御使者候、最前之御使者、御口上之通、承届、内府ニ申聞、御返事具ニ彼御両使江申渡、山勘兵衛方、拙子者兩人指添下申候キ、定漸帰上可有之と存、待申事候、彼使者ニ如申達、景勝なども急速可罷上候、御分別候而、尤存候、次ニ御両使被入御念、重如此之通をも、内々内府ニ申聞候条、可御心安候、恐惶謹言、

(慶長)

同六年

井伊兵部少輔

二月二日

直政墨印

薩摩少將様

御報

旧冬十一日之御狀、拜見申候、被指上真連坊、井伊兵部殿、山口勘兵へ引合、御両所被遂披露旨候、最前日向通被指上候、御使者ニも、委細被仰入候、返事定可被仰上、御前之儀も別条有御座間數候条、急度御上洛之節、可得御意候、恐惶謹言、

(慶長)

同六年

寺沢志摩守

二月五日

正成判

龍伯様

御報

正月十二日之御報參着、令拜披候、并從龍伯公、少將殿、御兩使被指上、御口上之通委細承届候、先書ニ具ニ如申達候、龍伯公御上洛の上何様ニも御馳走可申候、貴殿御事も其上者、頓相濟可申候、御機遣被成間敷候、委曲御両使へ申渡候条、不具候、恐々謹言、

(慶長) 同六年

井伊兵部少輔墨印

三月七日

羽柴兵庫頭殿  
人々御中

後篇薩藩旧記雜錄卷五三所収文書ニヨリ補正ス

正月十五日之御報參着、致拜見候、并御両使被指上、御口上之通、委細承届候、先書ニも具ニ如申達候、竜伯御上洛之上、何様ニも御馳走可申候、猶其儀者被成御機遣間敷候、其上拔公事表裏少も有之間敷候、委曲以一ッ書御使者へ申渡候条、書中不能具候、恐惶謹言、

二月七日

井伊兵部少輔墨印

薩摩少將殿  
人々御中

後篇薩藩旧記雜錄卷五三所収文書ニヨリ補正ス

猶々、仕藏たる弓ニ張下申候、是ハ今度東へ雨露いとはず  
こたへよく不悪候間、御持弓御秘藏可忝候、今度弓にてハ

何事ニもあい不申候、乍去高名仕候間、可御心候、以上、

御懇書拜見、忝候、先日も度々以書状申入候、不相届候哉、無御心元存候、隨而御身上之儀、内府様東ニ御座候刻より、細々御取成申上候、常々御親父我等江之御物語ニ、内府様より様々御懇意忝次第候間、折々御次ニ者頼由被仰付候而、今度天下錯乱之砌も、只老人兵庫御味方と候事、不成付而、存知不道乍覚悟、惣様一とうの為躰候ハん間、更於心底ニ対内府様、逆意無之證據ニは、薩州之人数一人もよひ不召上、軍役迄之任合都鄙可存候間、連々可相聞趣、精誠申上候、大坂御無事之儀も我等以使申候故、御身上之儀も弓など相傳申通、被成御聞御あいさつにも罷成、御取成不存疎意候、景勝御事も去月当月中ニ相濟趣候ッ、然其未御使者衆不被差上候間、首尾不存候、兎角連々左候ハ、何之用ニも可立儀もあらず候間、一刻も早々御佗言被差急、世間之御見合無之様ニ、御分別尤ニ存候、御氣遣成事も候ハ、加様申入間敷候得とも、御國より一人宛御在京、指不成苦ニ御事候間、如跡々、早々被相濟御尤存候、尚於様子者此兩人被申へく候、恐惶謹言、

(慶長) 同六年

舟五郎右

三月十二日

判

島津又八様

參貴報

後篇旧記雜錄卷五三所収文書ニヨリ補正

猶以、此方之様子具ニ被聞召届様にと存、旅庵指下申候、  
猶和久甚兵衛、可得意候、以上、



先度御使者御下之節、和久甚兵衛、相添差下申候処、重而以御

兩使条々被仰越候、具ニ承届、井伊兵申談、披露仕申候、此方之

儀、弥無御別儀候間、被成其御心得、御上洛尤存候、委細之段、

條數御使者へ申渡候間、能々可被聞召届候、將又、為御音信禰子

五卷、被送下忝奉存候、猶期後音之時候、恐惶謹言、

(慶長)  
同六年 山口勘兵衛

三月十四日 直友(花押)

少將様

参人々御中

後篇旧記雜録卷五三所収文書ニヨリ補正ス

以上

御札本望之至候、二為御音信、卷物一瑞送給候、御懇意為悅此

事候、然者竟伯様、少將様被仰上通、相濟珍重候、此節急度竟

伯横御上洛無御油断様、御相談尤候、次佐渡守所へ卷物二瑞、拙

者請取候条、頓而申届、自是御報可被中人候、向後相應之御用不

可有疎意候、猶旅庵へ申渡候条、不能具候、恐惶謹言、

(慶長)  
同六年 本多上野介

五月朔日 正純(花押)

羽兵入様

貴報

島津家文書之一(大日本古文書)四二四ニヨリ補正ス

95

敬白起請文前書之事

一龍伯、同少將殿、御身命之儀、恙御座有間敷事

一御國之儀ハ、兼口如御約束、相違御座有間敷事、

一兵庫頭殿御事、右之御向所御入魂之上者、無相違様御取成可申事、

右之趣、於違背者、

右、梵天、帝尺、四大天王、惣而、日本國中六十余州之大小之神

紙、別而、伊豆、箱根、兩所之權現、三島大明神、八幡大菩薩、

天満大白在天神、部類眷屬、神罰、冥罰、各可罷蒙者也、仍、

起請文、如件、

慶長六年 本多佐渡守

八月二四日 正信血判

山口勘兵衛

直友血判

島津修理大夫殿

羽柴少將殿

旧記後篇卷五四

96

尚申上候、御上洛儀、被成御急候て可然存候、恐多申事、

慮外千万之儀候へ共、我等儀者、被懇御目事候間、申上儀

候、尚、追而得御意可申候、以上、

御懇書、忝拜見仕候、先度鎌出、旅庵老為御使被差上也候砌、

委細御報ニ申入候、御上洛已前ニ、先圖書頭殿、被成御上せ之由、

蒙仰候、尤ニ存候、雖然御上洛之儀も、被成御急可然存候、御油

断被成候てハ、乍恐如何ニ奉存候、先書にも如申上、拙者式儀者

被懸御目事ニ候間、存寄通不顧御心底、申上事候、圖書頭殿、於御上洛者、申談、猶追而可得御意候、恐惶謹言、

同六年

山口勤兵衛

極月十日

直友判

龍伯様

参貴報

後篇旧記五四

97

其已後不得御意候処、御懇狀拜見、本望之至ニ存候、然者、先度旅庵老、被指上候砌、段々様子申入候、内府様御前之儀、弥無御別条候、於趣者旅庵江申談候間、竜伯様、御上洛之儀、無御油断様ニ、被仰談尤ニ存候、將又、本多佐渡守ハ御狀相届、從是御報進上可申候、我等事、状見之御番被仰付、関東へ御供不申候、於此方御用之儀、御座候ハ、可蒙仰候、尚追而可申述候、令省畧候、恐惶謹言、

同六年

山口勤兵衛

極月十日

直友判

惟新様

参貴報

旧記後篇五四

98

御懇書致拜見候、先度鎌出、御上之剋、段々申談、龍伯様、御上洛被成可然通申上候、然者龍伯様、御先へ圖書頭殿被差上之由、

尤ニ存候、雖然、龍伯様御上洛被成御延引候へ如何と存候条、

早速御上洛候やうに、御相談乍恐可然奉存候、將亦、本多佐渡守方へ之御書、拙者ハ相届急度御報進上可申候、尚追而可得御意候、恐惶謹言、

同六年

山口勤兵衛

極月十日

直友判

薩摩

少將様

参貴報

旧記後篇卷五四

99

以先札如申候、圖書頭差上候、然者、鎌田出雲守罷上候砌、御兩所御入魂之通被仰下候、就其、尚々申上子細候、可相調様ニ弥可被添御心事所希候、依雖些少候、被相尋由候間、砂精壺一ツ、致進上候、宜御取成憑存候、委曲者圖書頭江相含候間、不能細筆候、恐々、

同六年

十二月二日

龍伯

本多佐渡守殿

山口勤兵衛殿

御宿所

旧記後篇卷五四

兩度使者祝着候、然者、薩摩、大隅、諸縣之儀、此間被相拘候  
分相違有間敷候、少將事其跡被相讓事候間、不可有別儀候、兵  
庫頭儀者、竜伯三無等閑候間、異儀有間敷候、日本國大小神祇、  
別而八幡大菩薩、毛頭不可有表裏者也、

慶長七年

内大臣

卯月十一日

御在判

竜伯

旧記後編五五

今度、圖書頭被成御上、何も相濟、内府様御神文内見仕候、然  
者、龍伯急度可被成御上洛御事、御由断無之様ニ、尤奉存候、八  
月ニハ爲御鷹野、内府様関東へ可被成御下向旨候間、龍伯、六月  
ニ被成御上洛候様ニ、尤奉存候、我等式も八月まで、伏見ニ打詰  
申候間、龍伯御上洛可得御意と、存知大慶此事ニ候、猶爰元之義  
りよあん可被申候間、委不申入候、恐惶謹言、

寺志庁守

五月朔日

正成判

羽少將様

人々御中

人々御中

旧記後編五五

度々上洛之儀、被仰下候、愚老も今一度之上洛就念望、當春既  
ニ其催候処、去年以來之煩、就中、此節散々爲躰候、種々雖養生

候、任無其驗、俄ニ又八郎上京候、右之仕合故、上着可爲遅々事、  
心遣千萬候、然者、將軍様名護屋御在陣以降、別而、御懇意之儀  
于今聊不致忘却候、向後到又八郎、不相易可被加尊意事、乍憚念  
願候、勿論、忤家之事奉对公義、永々不可有別心候、殊更可遂御  
礼条々有之事候、彼是以致上洛、雖申入度候、弥氣合無然々候、  
於當時之躰者、逆も難叶其意候、殘念多次第候、誠ニ御厚恩之処、  
相似忘失歎敷存候、雖此姿候、依遠國難致顯然候、若世上之物沙  
汰、作病被取成候而者、迷惑深重之儀候、八幡大菩薩、愛宕大権  
現、天滿天神、も御照覽、此等之旨少も偽不申候、此趣無疎意之  
通、御取合所御候、恐々謹言、

同七年

七月日

山口勘兵衛殿

龍伯

旧記後篇五五

六月十二日之御書中、当月九日令拜見候、抑、先度御同姓圖書  
頭殿、被仰含被指上候御内存之趣、得御意、御直書被成候条、旅  
庵へ、相渡差下申候、御前御仕合等無殘所候、於趣者旅庵、和久  
甚兵衛、申含候条、只今不及申候、兼而如申上候、御上洛可被成  
御急儀專一ニ存候、來月者関東江御下向、いよ／＼相定候条、路  
次中之儀も、無御油断可被成御急事、申上度心底ニ候、猶御上洛  
之砌、可得御意候、恐惶謹言、

慶長七年

山口勘兵衛

七月十五日

直友判

龍伯様

参御報

旧記後篇五五

105

104

尚々、爲御音信、段子二卷、紅老斤、令拝領忝奉存候、猶御吉左右、自是可申上候、以上、

御悃書、致拜見候、然者、少將様早速到大阪御着岸、誠目出度奉存候、我等式満足不過之存候、殊ニ羽柴左衛門大夫殿、兵庫之津にて被成御參會、則大阪へ御同道候て、御馳走過御推量候、我等式も、自伏見大阪へ罷下、隋分御用等如在不存儀候、内府様去二日ニ關東へ被成御下向候条、少將様御上洛之通はやく注進仕候、年内ニ必御上洛可被成之旨ニ候間、其節御仕合よく可被成御出仕候条、御心易可被思召候、御下向之刻も少將様御上洛程有間敷通、申上候へハ、御機嫌能候つる間、於御仕合者、御心易可被思食候、大阪へ御着之通、是又早々注進申上候、急度御吉左右可有之候間、其砌猶以様子可申入候、猶穰二郎右申入候間、可被仰上候、恐惶謹言、

同七年

山 勘兵衛

十月十九日

直友判

龍伯様

参人々御中

旧記後篇五六

106

尚以、被仰下候段、大野市兵、如御存知一々被露仕候ニ、彼是被入御念候趣、御直書ニ而被仰達候、殊更只今御所務之時分、御帰城被成、萬端御用等可被仰付之由、是又御尤候、扱々其以來久々不奉得御意、乍恐御床敷奉存候、以上、追而申候、島津少將殿へ之書狀、乍恐御届候而可被下候、以上、

久々不奉得御意候處、貴札被成候儀、忝拜見仕候、仍長々御在京、御造作御苦勞共推察仕候、然者、爲御帰城、兵庫迄御着船之處ニ、島津少將殿へ、於彼地御參會、則大阪へ御同船被成、山口勘兵衛ニ諸事被仰付之由、萬端被爲入御念之段、御尤候、將又、内府様年内ニ御上洛可被成旨候条、其節委可被仰達候、就中去年伏見迄、少將殿爲御使者、鎌田出雲守殿被進候時分、拙者も誓詞を進覽仕候儀、山口勘兵衛、上野介、存之儀候間、弥少將殿右之兩人へ無御心置、御用等被仰付候様ニ、御内儀可被仰達候、恐惶謹言、

同七年

本多佐渡守

霜月二日

正信判

羽柴左衛門大夫様

實報

旧記後篇五六

至于大坂上着之、尤候、頓而可上洛之間、期其節候、猶、本多佐渡守可申候、謹言、

同七年

十一月九日

(徳川家康) 御墨印

薩摩少將殿

旧記後篇五六

107

以上

其以後不得御意候、仍當月二五日ニ内府様被成御上着、同二八日ニ少將様被成御出仕、御仕合無殘所、内府様御懇之儀候、我等式満足不過之候、貴殿様御悦乍恐奉察存候、於様子者、少將様可被仰入候、目出度頼而可被成御帰國と存事候、猶、追々御吉左右可申承候条、不能具候、恐惶謹言、

同七年

山口勘兵衛

極月三十日

直友判

羽兵庫入道様

参人々御中

旧記五六

108

猶々我等名之事、先度ハ成元と申候得共、さしあひ御座候付、休復と、かへ申候、爲御心得、如此候、以上、

今度身上之儀、奉頼罷下處ニ、無別儀御詔誠以忝次第申疎候、殊ニ重疊御懇之段、更ニ難申伸候、頓、以愚札、可得貴意候処ニ、却而如何と延引、背本意候、猶伊勢平左衛門殿申入候、恐惶謹言、

同六年

六月二十九日

休復判

109

羽少將様

人々御中

尚々、駿河國くのと申所ハ、伏見合五日地御座候、駿府合くのへハ一里御座候、以上、

今度、中納言殿先月二七日ニ伏見へ被成御着、拙者所御宿申候、御身上之儀別条無御座、今日二日ニ東へ御下にて候、御落着之地駿河國くのと申所にて、御座候、路次中之儀もゆるくと御下候様ニ、案内者申談候、御心安可被思召候、御身命之儀、別条無御座候而、貴老様御満足乍恐奉察存候、御外聞御面目之至、於拙者式大慶不過之存候、猶、正興寺御下向之砌、可申上候条、早々ニ令言上候、恐惶謹言、

慶長八年

山口勘兵衛

九月二日

直友判

龍伯様

参人々御中

旧記後篇五七

110

(浮田秀家) 以上

今度休復御上三付て、佳太郎兵衛殿被成御上候、然者、休復則駿河國之内くのと申所へ被成御下候、御身命之儀、無別儀段、御大慶奉察存候、拙者式迄満足不過之候、於趣佳太郎兵衛可被仰上候、恐惶謹言、

同年

山口勘兵衛

九月九日

直友判

薩摩少將様  
参入々御中

旧記後篇五七の二

座候条、從是可申上候、將亦、砂糖百斤送被下候、不始于今御懇切過當之至奉存候、尚、攝津守殿へ申入候間、可被仰上候、恐惶謹言、

同八年 山口勸兵衛

十二月五日 直友判

薩摩少將様  
貴報

旧記後篇五七の二

III

今度休復身上之儀、存知之外被成御赦免候、為拙者深重忝奉存候、然者、悴家之儀以寄特之御哀憐、干今令安居候上、休復進退之御佗言誠懇之儀候間、遮而、可致訴訟雖非心底候、打憑在國之条、難默止御佗申上候處、被助身命、殊更駿州之内被召置候、畢竟被对悴家如斯候事、外聞實儀不過之、恐悅無極候、先以御札為可申上、使者差上候、此旨可然之様、可預御披露候、恐惶謹言、

同年

九月二七日

龍伯

山口勸兵衛殿

旧記後篇五七の二

112

以上

中納言殿御身上之儀付、為御礼御同名攝津守殿被差上候、尤ニ奉存候、雖然、公方様關東へ御下向之儀候、然者、米春御上洛迄、諸大名衆の御歳暮御年頭之御礼などの義も、御上洛被成候迄、延引被申候様ニ相觸可申旨、御上意ニ候間、攝津守殿御下之儀も、御前難計奉存候条、當地御留守居之年寄中へも令相談、攝津守殿關東へ御下之儀、拙者申留候、御進物持せ、我等者相添攝津守殿の輕キ使御下候様ニ申談、右之通候、急度從關東之御左右可有御

113

尊札之趣奉得其旨候、仍此度宇喜多中納言殿御身上之儀、無相違御赦免、於駿州在所被仰付、如何ニも安堵之儀共御座候、就其先書ニ様子申宣候處年來被播御外聞御満足被思召之段、御同名以攝津守殿、被仰上候通、具可達上聞候、弥於様子ハ御心安可思召候、然而將軍様為御鷹野、關東御下向之儀共、御座候、米春頼而罷上、自伏見万々可得御意候、將又、為御音信、砂糖貳百斤、被縣御意候、誠遠路御事御座候処、被入御念段、忝次第候、尚、東表御用等御座候者、可被仰付候、何も追而可申上条、不能具候、恐惶謹言、

同八年

本多上野介

極月二八日

正純判

鳥津少將様

貴報人々御中

旧記後篇五七の二

遠路尊書忝奉存候、如御意此度休復御身上之儀、無相違御赦免、於駿州在所被仰付候、旁以、年來被播御外聞、御満足被思召段、尤得其旨存候、猶此上之儀も毛頭御無沙汰存間敷候間、御心安可思召候、將亦、東筋御用等御座候者、可被仰付候、何も來春自伏見可得貴意条不能具候、恐惶謹言、

慶長八年

本多上野介

極月二八日

正純判

島津兵庫大夫様  
(本ノママ)

御報人々

旧記後篇五七の二

起請文

一對伊東、弓箭雖不新候、弥御一張被仰合、可爲御入魂事、一今度御談合之行、隱密之事、一庄内眞幸之間、從何方も讒言之時者、承付次第、左右方へ無腹藏、申披可被仰披事、  
右條々於違犯者、  
午王神文畧ス

天正二年甲戌九月十一日

北郷左衛門入道殿

忠平

尚以、遠路被入御念候段、御黒印被成候、以上、

如貴札、其以來不申上處被示下、忝拜見仕候、仍休復公御身命之儀ニ付而、御祝着ニ被思召通、山口勘兵迄、仰達候、併只今方々々御鷹野爲御見廻、被仰上候条、先貴公様御使者之儀も、其分ニ披露仕候、殊迦羅三斤、又重而櫛柑被遣候段、両度申上候處、遠路度々被爲入御念候儀、御祝着不斜御事ニ候、最前鎌田出雲守殿へ申談候筋目、無相違逐日御入魂可爲候条、拙者一人之様ニ目出度大慶奉存候、次ニ私へ迦羅百日被下置候、御芳情之至難申謝候、委曲山口勘兵可被申上候、恐惶謹言、

慶長九年

本多佐渡守

正月十二日

正信判

薩摩少將様

参貴報

旧記後篇五八

旧記後篇七

尚々、性円房へ其後無音之由、次之刻可被御心得候、任遠遠境々、御無音心外候、仍米菊丸折念之儀、且夕無怠懈預御禱忝之由、節々示給候、祝着不過之候、連々如申入候、彼息男可危之由、諸人申候俣内々心遣御察前候、雖示法印様奉頼御惱祈迄ニ而、弥以可爲勇健事、聊無疑存候、倍御入魂之段、耳得尊意候、恐惶謹言、

九月六日

忠平御書判

一乘院法印御房

御同宿御中

新篇正禄正統島津系図義弘譜一所收文書ニヨリ補正

尚々、先日藏人頭殿分銅鶴給候、殊之外有付祝着候由、心得頼入候、同源助正左衛門尉殿へも心得頼存候、

其後無音、非本意候、仍今程其境無替儀候哉、躰承度候、兼又、從伊東家於当地着陣之砌、白鷺權現へ立願之能候、然者、來月可致成就存候、七夕之比可相催之由、存事候、

能組事

大鞍周防介殿

周防介殿

高砂

三輪

落葉

彈正

周防介殿

小かう半

柳夕顔

是客

以上七番如斯鞍ヲ貴所へ可頼入候由、先々尚概候、其用意ニ而、越山可喜候、將又其内約可仕覚悟候、是又不可有油断候哉、

六月七日

忠平

日置周防介殿

進之候

尚々、連々御懇ニ申入候間、態人被進覽候、委細返札可承候其境和融之談合事候由、其間得候、口惜存事候、定而同前候哉、

察存候、貴所身上如何分別共候哉、氣遣千萬候、薩隅之様、越山候ハ、可目出度候、將又、福島之隨而飫肥衆中身上、是又、無心元存候、乍重言爰元之時儀口惜子細難尽筆紙候、恐々謹言、

六月九日

忠平

日置周防介殿

尚々到飯野、矢台并着物被送下之由、其間候、是又忝畏入候、尊翰拜見、誠恐悅之至候、此表之立柄、雖未一途事行候、方々中來子細候之間、如何様急度時宜能可罷成敷之由存候、仍恒例之歳暮之巻数、殊者車陣御祈禱之御巻数、頂戴仕、千秋万歳珍重候、就中米菊所念之事、頼存候、当年者厄之事候間、諸事心遣存候処、家内ニ至迄乍何も勇健之躰、偏御懇祈之故候、大慶不可過之候、弥奉頼候外無別儀候、猶委は御使僧江申入候、恐惶謹言、

元正四年

十二月十九日

忠平御判

一乘院

尊報御同宿御中

義弘譜二

尚々性円房、へ次之刻可預御心得候、

今年之御祝言、雖申旧候、尚以、不可有際限候、幸甚々々、抑真俗可爲御満足候、此方御同前候、仍米菊九重兼堅固之段、御懇祈之故ニ候、畏悦々々、弥以繁榮之御祈念、雖不及申候、重疊御入魂可得貴意候、猶諸吉永春可申加候、恐惶謹言、

大正五

正月八日

忠平御判

一乘院法印御房

人々御中

義弘譜一



尚々、今度之氣分一向無驗候、乍御辛勞能々御折念頼存候、急度令啓達候、仍昨日十八日從己之刻米菊丸氣分悲候、早晚之咳氣等ニ相替、不見分鉢ニ候之条、早々不移時刻、致注進候、当病之間偏御懇祈可預御入魂之旨頼存候、諸慶倍重而可得貴意候、恐惶謹言、

天正五歟

三月十九日

忠平御判

一乘院法印御房

御同宿御中

義弘譜二

尚々御息、出家として御堪忍候、心を添可申之由承候、不可存疎畧候、

自旧冬、於其御山御堪忍由、雖承及候、不知案内之条、御無沙汰罷過候処、珍翰之趣、大慶之至候、仍御代々親御所持候哉、被懸御意候、尤雖不致頂戴候、依無嗜未相傳候、其元彼儀者不輕令存候間、先々令進獻之候、御芳志之段不可論尽候、兼又、御上洛被相定候哉、御心遣之段、令察候、然者、御用物之事、得其意候、無御隔心、被仰遣候御事と一入満足存候、猶委者彼使僧可被申候、恐惶謹言、

天正六年比

六月八日

忠平御判

修理入道殿

貴報

勝久公御嫡子忠良入道林庵之御事也

※口州那賀村久峯寺ノコトナラン

爲今年之祝儀、太刀并杉原十帖、到來、尤珍重候、殊更、旧冬も右之兩種、於鹿兒島髓ニ相届候、芳情之至、祝着候、猶此使江申候、恐々謹言、

天正七年比か

五月二七日

忠平御判

星野九郎殿

到其境、長々滞在、籠城之窮屈無申事候、切々可有通用候之處、海陸共不輒之故、押移候、聊非心疎候、今度之軍勞何様、於向後忘却不可有候也、仍狀、如件、

卯月十六日

忠平御花押

(空白)

天正十一年四月二十日筑後國田尻城ニ相届拜覽

返ニ、御聞之事於霧島社頭、御申之儀も勿論有之、又被成勸請從何方被伺御慮事も先例多之候之条、餘仕悪ま、如此候、自然、談合衆之内に表裏共ニ而氣任之由言上之方もヤ候之覽と、寔ニ乍邪推、ケ様ニも存計候、右之条々を貴所爲得心申候間、相構而當躰他見有ましく候、

改年之御吉兆、千喜万悦、多幸々々、仍如存知到梅牟禮滞在候処、於三江口依勝利府内へ罷越候て可然之由、被申衆も有之、又南郡を堅メ候而可然之段、被存候方も有之、又從秋月者玖珠郡ニ火色を立候ハ、秋月事者不及申、高橋追家統之儀不可有別儀候由、

使節被差越、頗ニ懇望之条、何共難黙止故談合衆ニ相尋候得者、

127

禁制

二三方之儀召惡候之段、尤候、備者、可有御神慮之由、各被甲候、

各任其旨霧島江御願申上候得者、玖珠郡之可爲行之由、御神慮事

成候間、朽網江致陣易、玖珠郡へ先勢指越候処、先々松木と申城

令落去、其外二三ヶ所屬利運候、御神慮奇特候歟、然処從府内可

參之由、被申越候間、既ニ霜月二八日ニ如府内打立候処、白刃之

内候之哉、相賀鶴井一両所岡分致破却候、就夫道擇、入田左馬助

を始各地下衆、府内、罷通候而は、南郡事皆々可相易候、左様ニ

候ハ、府内事ハ通路可爲下通之由申候、拙者も令納得、自然、府

内江罷越候而南郡打替候ハ、此跡之辛勞可爲徒事、存其日者相

留、年頭ニ又府内之様打立候処、野上ハ頗ニ越山之儀被申候、又

地下衆如旧冬朽網江滞留と申候間、梅牟禮ニ而のことく仕惡候而、

如何可爲之由、談合衆江尋候得者、又々御願申御神慮次第可然之

由皆同申候間、又霧島へ伺御神慮候得者、陣易野上江とおり申候、

々様兩度迄御神慮事成候ま、中書を朽網江相頼候而此方江罷越候、

然処以氣任令陣易候之由、太守様被思召候哉、承候而心遣千万候

曾以私之非分別候種々致談合其上御神慮重く存如此候、其首尾候

之哉、帆足之事致落城打続数ヶ所任存分候、乍重言聊無私曲之段、

出合之儀者執合所希候、餘者美作守可被申候之条、省畧候、恐々

129

筑後國生葉郡妙見岳城主トアリ

天正十五

尚々、高原□吉田柱守可被召退由相聞得、□庄内へ、

二月七日

追々以□使御頼之由、重疊□肝要候、彼境も今迄ハ御

喜入攝津守殿

味方之由聞得候、彼は無御油斷御賢慮可日出候、然者、彼

義珍判

一通□使彼帰闕白様へ御指出之由承候、誠一大事之儀ニ

旧記後篇一九

て候へ共、急ニ差寄候て參候間、先以可目出候、然者福智

謹言、

三河守歟、さて八石田□、兩人之間ニ一人、御家景ニめ

128

豐州過半属案利候、爲此等之祝詞太刀并一種現來、到遠方御懇

切之至悦入候、猶忠棟可申候、恐々謹言、

天正十五

三月十二日

義珍

星野伯耆守殿

実名鎮胤

右忠平公御出陣之節、肥後表へ爲被立高札

義弘譜二

右衛門大夫判

圖書頭判

天正拾二年九月八日

伊勢守判

一所、たひの衆によらず、喧嘩、口論いたす事、右条々、堅令停

止早、若於違犯之輩に、速可被處罪科者也、仍下知、如件、

し留、□御指出候やうニ御調儀專一候、乍不申此度御指出之儀、誠ニ一大事之儀候条、能々御立願など候て可目出候、乍重言御指出なき□深々敷御立願肝要候、

急度令啓入候、仍忠棟之事從日州出船之由、此之へ到來候、今程者、其元へ堪忍候哉、□居候敷、示預度候、

一入來院之事題目之在所にて候之条、典廩差籠候而堅御番可然候する由、從金吾被申越候、尤之儀候条、早速從御前被仰渡典廩□差籠せ事、不可有御油断候、

一眞幸之儀者、日州菱刈通道之境ニ候之間、京衆細々罷通候、彼衆物語様子承得候分も家景手強差答候ハ、無事之調儀も眞言可事□相聞得候而、涯分手強御分別肝要候、

一祁答院之事、堅固ニ持答候する由、從金吾承候、乍去一所之衆迄にてハ、諸事罷□敷条、同者伊集院肥前守、被仰付被召籠候へかし、被成御談合可被差答之由候之間、是も直ニ被仰付候而可目出候、

一飯野之事、隨分手強可持答覚悟ニ候、乍去当所之儀者、城惡候条、自然埋草など仕候而取寄候ハ、則時ニ可相廻候、左候而ハ御家景も可及一大事候之条、此元差答候する内ニ、諸篇急速之御談合專一□、

一此度日州於御安堵者、宮崎之事、霧島へ可爲御拜進由、御立願可目出候、扱ハ高原之儀も同前ニ可有御寄附、御祈念肝要候、存分之儀共候之条、申事候、此等之段、御披露所仰候、恐々謹言、

天正十五年

五月七日

(上書)

義珍御判

本田下野守殿

兵庫頭義珍

旧記後篇卷二十

爲霧島権現御神領、從高原七拾町名内毎年俵物數壹佰宛可令寄進候、以此趣、当家永代繁榮之祈念所仰候、仍狀如件、

天正十五

島津兵庫頭

八月二四日

義珍判

霧島座主御房

旧記後篇二

131

猶々、存分共候之間、於入魂者可爲祝着候、

今度、長々留守ニ勤番御辛勞之段、令祝着候、仍如御存知、當院付諸縣郡之儀、又一郎案堵之上儀、重疊相濟候、依之彼郡内諸所城擲之跡見合、以用捨格護有度心底候、扱者、數日於爰元、勤番脇と申、近比申悪き儀ニ候得共、上井次郎左衛門以同心、彼郡諸城之跡被見償、無腹藏被遂熟談候者、可爲大慶候、内々愚存之儀共候之間、是非共頼入度候、乍去累日勤番之跡、打統候而、辛勞如何と令遠慮候条、遮而難申候、然間、態以内狀申越候之間、いつれも、返札待居計候、恐々謹言、

天正十五年

十一月十日

義弘御判

新納武藏入道殿

旧記後篇卷二一

歌白起請文之事

一 当家為何轉變雖有之、对一雲并讚岐守殿向後無二可申承事、  
 一 自他國之諸侍雖逆心企候、一味有間敷之旨委細承置候之事、  
 一 讒者讒言并雜說等之儀、承付候由申通、又可示賜依時宜美否、  
 可有礼明之事、

一 雖為伊東家庄内近邊居住、到鹿兒島飯野無相談為私被仰談間敷  
 之由、尤肝要存候之事、

一 右条々、其家中衆於子々孫々も、相違有間敷段、誠頼母敷存候  
 事、

付、拙者家中之者共<sup>江も</sup>、神文之儀、可申付之事、

右条々若於右偽者、

<sup>午工</sup>

奉始上者梵天、帝釈、四大天王、下者堅牢地神、惣而日本國中  
 六十余州大小神祇、別而日州擁護、妻万五社大明神、八幡大菩  
 薩、霧島六所大権現、白鳥六所大権現、狗留孫三所大権現、一  
 二三之宮、天滿大自在天神、御部類、眷屬、神爵、冥爵、可能  
 蒙身上者也、仍起請文如件、

天正十六年

二月三日

北郷讚岐守殿

北郷左衛門入道殿

義弘

旧記後篇卷二二

願書

一 今度上洛以御神慮、先々仕合可然様、奉頼候事、  
 一 当家連続之事、就中留守申請人心持無相違、義久様、義弘、久  
 保、偏相守惡事無出來様、御神慮奉頼事、

一 又八郎、其外妻子等、召置候在所、殊二家内以御神慮、堅固守  
 護奉頼候事、

一 上洛路次統上下無障候様、御神慮奉頼候事、

一 義久様、義弘、久保、早々下向御神慮奉頼候事、右以意趣、明  
 日寅卯之間、御祈念可被相始候、仍、太刀一腰奉押進之者也、  
 天正十六

卯月二四日

義弘御判

白鳥山

座主方

右御願書御自筆之由承候

旧記後篇卷二二

願書

一 今度上洛仕合等、始中終可然様、御神慮奉頼候事、

一 諸人心持無相違、当家一篇二相守、惡事無出來、家連続事、又  
 一郎拝領之諸縣老郡之儀、無違篇様、御神慮偏奉頼候事、

一 又八郎、其外妻子等留置候在所、別而無何事様、御神慮奉頼  
 候事、

一 上洛路次統上下無恙様、御神慮奉頼候事、  
 一 義久様、義弘、久保、早速下向候様、御神慮奉頼候事、

右条々を以、能々祈念頼存候、仍、馬一疋片毛印、奉拜進之者也、

天正十六年

五月七日

光明院

義弘判

旧記後篇卷二二

137

就今度上洛申出條々候之間、每物人念諸役人有熟談、諸事可相調事、憑人候、縱雖有萬人之謗、不混他二於為奉公者、可被勲仕候、仍狀、如件、

天正十六

五月二十六日

義弘御判

鎌田出雲守殿

旧記後篇卷二二

135

御願文之事

一大幣十二本御神舞之事、

天正十六年戊子

五月十五日

義弘

狗留孫権現

旧記後篇卷二二

138

敬白、

於法花嶽山、代僧老七日參籠之事、

一御家景、甲乙人、心持無相違可為當家長久之様、二、弥可被加御

守護事、

一義久、義弘、久保、無異儀歸國之事、

一義弘留守中以御守護、家内妻子等可為安全之事、

右条々、依今度上洛奉勵念力之狀、如件、

天正拾六年

島津兵庫頭

五月十七日

光明院

藤原朝臣義弘判

旧記後篇卷二二

猶々安三兵雜掌かまえ、船中迄被來候、於船元八、川瀬吉左衛門、幸侃を初かこ島各被來、時宜よく候つる、二四日從太守様、御使伊地知右京亮、御書持來從御料人様も、御文共有之、黒田官兵衛尉殿杯も、書狀<sup>三</sup>而被問候、二五日太守様被成御光儀、懸御目致安堵候、二六日石田隱岐守殿合太守様御同前二被召振廻候、二七日石田治部少輔、大谷殿、木食上人被引待、預馳走、二八日石治少異見を以、大坂太守様御仮屋迄、忍ひて罷越、大谷殿へ遂一礼候、其夜頓而罷歸候、急速御目見之事被取成候する由、石治少雖被思候、長樂齋、丹後へ下向二候、上洛被相待候故、及遅々、今月二日二大坂へ罷越、今月四日御目見之事、致成就、公

家ニ御成可給由、以御直談被仰出候、從其湯漬、御振舞御相伴ニ而無之候、御座者上座我等、幽齋様、筑紫殿、次、ニ北郷讚州、次ニ深見宗方、次ニ田浦如此ニ而候、爰許くつろかぬ座配すもし可有之、仕合一段可然候、可御心安候鷹の儀、心遣ひ候つれ共、今ほとはさのミ其沙汰無之候、満足仕候、当年は何方も御鷹不出候哉、就中日向圖出帳今にのほらす候と、笑止迄ニ候、於于今者不用立候半すれ共、態と木上、差下候事、いそぎのほせ候へと、上井へ可被申付候、先々此由為可申、鎌七郎差下候、將又、六月六日関白様御茶湯御座候、山里といへる三疊敷、末明ニ被召出、入口のかうし戸宗及被罷出、案内ニ候、台子の飾りニ而候、御食之御座、関様、武庫、幸侃、関様などの御食など御同座之儀、珍敷由聞得候、一会席之膳荷本しる、たら、ふさん、きりみやうが、ふし、右之分也さい二ツ、手もと焼物、三切レ、ひだりハ、がんぞう、いり酒を入られ候、さんせう一房、しろつヶ一切レ、かなかけの程に置れ候、二之汁は、雁一しゆ、茶菓子は、権茸にしめ午房、くるみあへ盆は、高麗盆、ぬり絵かきニて候、御茶の時、幽齋被召出、手前ハせん宗易、武庫ハ一服、可被下候由、幽齋、幸侃、宗易ハすい茶たるへきよし御説候、一花入レ、そろり、同益ハ、ついこう、一釜は紹翁の秘蔵せられし、ふうろく一、天目はなやの宗きうを被召上候由候、しろ天目、同台ハ数の台、一茶入ハにたり、大友宗麟より被召上候由候、同益はついしゆ一、水さし、名を失念候、なんばんものあか、ね打物也、一柄抄立ハ、くるみ口、一水こほ

しかうし、天下一ツ物と、宗易いはれ候、從其薄茶ニ疊敷の御座にて被下候、手前は宗易御道具、一釜ハ姥口、のあら木だうくん秘蔵せし由候、同蓋の取手大きな兔ニて、候、一水さし備前もの、是もだうくん秘蔵せし由候、一茶わんは、こよミ從其しよ急ん見物、案内は幽齋、宗及ニ而拜見させられ候、結構奇麗成事、難述短筆候、関様御直談に、公家に御成可給候間、幽齋早江上洛ニ而、武庫之公家支度馳走可有由被仰、先々赤支度可為由候、次ニ於大坂、二百穀被出候、又口於京都粮物拜領させらるへきよし被仰、扱一兩日之内可有御上洛之由、被仰候き、兼又義久様、又一郎御暇之儀、兎角未聞候、猶追々御吉左右可申候、此よし宰相江も可被仰聞候、又何れもへ心得頼入候、去月二六日其許罷立、打続風雨ニ此方彼方ニ休らひ、晦日佐土原迄越着、今日三日從徳之口出船、折しも神鳴さき、雨風打しきりたる船中いか成もやあらんなど、心遣ひせしに、無程雨の足しつまり、おもふ方の風さへ吹そひて、其日の西之刻ニ細島ニ至りぬ、昔ニ替りたる所のもてなし、けにも見えなから天気あしきにより二日ひと日逗留し、五日寅刻出船、豊後佐伯之内蒲江といへる所に漕入けるに、折しも先近く野狐先立て旅宿の後の山へ入、其夜の声枕近く目さましかちに明し侍り、彼在所ハ昔こそ軒を並へし家居も有けれ、豊薩下戈以來隣さへ呼かはす程に遠さかり、あやうき藪の中に二三人住けるとま屋のはい入ニ両日雨に籠り、身はならはしの言の葉思ひしられ侍りて、八日卯之刻出船、未之刻にほそくしといへる所に船かりして、磯山に柴折かけ夜の汐時つくりて可漕出催なりしに、俄ニかさ曇るけしきなれば、

たけのうらといへる所へ押入、御手洗玄蕃といへる人の在所に止り日ひと日右て、十月辰刻押出し一里許行て波風あら立しにより、亦、漕戻り本のあるしのけしきとりて、二日は順風なく、徒然ともり居侍り、所の名を題にて、永純、葉隠れに、宿にやすらん、雀貝、竹のうらこす波に飛來て、十三日辰刻に船出しけるに、細島へ殘し置ける供之衆追付、類船ニ而賑ハしくほと、いへる所に着ぬ、彼ほと崎とて瀬渡浪あらしき事ハいわほも山も動くはかり、に恐しかりし事也、十四日汐を待て、豊後渡をわたした崎とて又汐合あらし浪間を分過る程、半道と覚ゆ其日の亥刻に伊豫之内二まといへる所に船か、りして、永純、涼しくも、風吹通す二窓や、西に東に月を見るらん、夫より社島といへる所に汐か、りして、永純、おほ海の神や作りて住ぬらん、浪の上なる社島を、十五日未之刻に船出しゆる島といへる所に汐時つくりて休らひけるに、そなる神社を矢立の神といへり、この程順風はなきに汐時作りて船路いつくともなきに神のやはらく事もやありなんと、す、めければ、永純、梓弓、射るよりはやく行船や、矢立の神のめくみなるらん、夫より順風時の間に吹立て、神のしるしを眼前に見侍りて、二神の島を通るに、茶屋宗次郎かこ島打立て名殘なといひ出、追風にのほり下りの船の上祈る祈や、二神の島、と讀て返しせよとせちにいひしかは、予、船みちの、登り下りに思ふ人、二神の島に祈りやすらん、永純、島々を明て見せけり、玉くしけ、二神の海の四方の浪間に、さて、くつわ島といへる所を通るに、永純、船に駒、争ひてこそ急くらめ、乗る苦すなりくつわ路の浦、さて蒲刈の瀬戸通るに、永純、心なき、海士なりけりな、咲き匂ふ玉藻の花を鎌刈にして、愚も、又、す、しくも、南の風

138

長々在京、辛榮之段不及申候、仍拙者も近々可能登当概候、然者、此元之様子諸篇難成事可有推量候、殊老中老人も供有間敷由

に掉さして、猶みるふさをかま刈のあま、又、さしのほる、汐浪す、しかりしかは、登り行、汐に涼しき、船路哉、其日は船にてくらし侍り、十六日安藝の内高崎といへる所にて夜明果ぬ、さて行々て田島といへる所を通るに、永純、海かけて、植し田島か、深みとり、十七日海くさし出たる岩ほの上に観音堂あり、あふとの観音、といへる、永純、わくらはに、問ふ人あらは、観音もみちくる汐をあふと答へよ、さて、夫より備後のとも一見して船を出し、夜に入ぬ、十八日巳刻、讃岐の内塩飽島にいたり、船頭助次郎所に宿、十九日亥之刻に船出し、海上にて夜を明し牛窓と云る所を過、家島とへる所にて、永純、岩を壁、松を軒端に、をり誓て、涼しかるらしあまの家島、愚も、まくらより、あとより波や、よせくらん、あれぬかたなきあまの家島、又、永純、住の江の、まつのあらしの、す、しきや、あは路に通ふ沖津白波、夫より兵庫島に二日子ノ刻にいたり、二日堺より伊勢雅樂入道來り、遂熟談、二三日夜をかけ堺之津着船、北之神明町、經王寺といへる法花寺江、宿を定め、又一郎江遂見參、喜悅之躰、可有推察候、恐々謹言、

天正十六 戊子 二当ル城

六月六日

義弘

又八郎殿

日記後篇卷二二

候、其上調一圓不事成候条、乘船々子等まで履候而到分別候、後日可相閉儀者不存候、誠此事不如意之躰無是非候、たそ御家景、反鏡、屋別等之儀雖被申付候、是も今日迄者一昏半鏡未見來候、自是急に申而も更不被驚笑止込候、中々從其元可被存淵間<sup>二</sup>而も無之候、迷惑千萬<sup>三</sup>候、拙者事は又一郎兄弟在京衆御自力之分者悉到拂底候間、無用意<sup>三</sup>而罷登候而者、結句公儀も雖不可然候、急速<sup>二</sup>上洛不致候ハ、御家之為に罷成間敷由、追々被仰付候条、遲參<sup>二</sup>而は返而可為笑止込と存今月二六日<sup>一</sup>至日取可打立由、老中衆江も雖申渡候、今日迄反鏡、問別、末相調候、漸<sup>二</sup>三ヶ所之分閉候、此分まで<sup>二</sup>而者餘之笑止候条、岱者、二六日至首途必早々可打立候、從此元は京都之借銀を相頼可罷登候、弥其元故実頼入候、乍重言、老中調不入精候事、是程迄とは不存候、先船下より可見苦躰外口迷惑不過之候、雖然不及力<sup>三</sup>之条、兎角差急候、次之時者可然様此旨於御前取合所仰候、兼又貴所兩人事者太守様雖御下向候、一兩日も御跡<sup>二</sup>居留候得、彼是可至熟談候誠<sup>三</sup>長旅之儀候得共、連々懇切之条其分別頼存候、此旨太守様へも令言上候、不申近日可罷登候之条、其元仕合等之儀、何篇人魂所希候、恐々謹言、

天正十六

卯月二日

比志島紀伊守殿

本田因幡守殿

義弘御判

旧記後篇卷二

御前帳之儀付、使者上着、被入念候之段、尤存候、兼又諸縣邊事、弥被添御心候ハ、可為本望候、細々彼御使者江相含候之条、不能<sup>二</sup>、恐々謹言、

天正十六

七月五日

又七殿

義弘

旧記後篇卷二

國元罷立候刻者、三山迄送行外聞実儀祝着候、其許勤番之儀、弥頼入之段為可申、染筆候、仍普請之儀、老中道具<sup>二</sup>中置候之条、定兩院江被觸渡候條、別而入魂此節候、就中義久様御暇之儀被仰出、近々可有御歸國之出、必定候、千秋万歳候、自他満足之段此事候、又一郎下向之儀者、未定候、同時分御暇之儀可申上込と存候、随而我等公家成之事、無餘儀被仰出候之条、任其旨候、然者羽柴薩摩侍從可為由候、為存知候、左京亮質人<sup>三</sup>者不搦暫在京候而可致奉公之由申候、可然中様<sup>二</sup>候得共、令推量先可相下候可心安候、猶本田源右衛門江申含候、恐々謹言、

天正十六

八月七日

新納武藏入道殿

義弘御判

旧記後篇卷二

其後爰許無替儀候、太守様御下向之儀候間諸事大慶迄<sup>二</sup>候、各



満足之段令察候、飯野見舞之儀、切々可被添御心候、就中任天下御定諸所公役等之儀、条々可申付儀、可有之候、涯分肝入ニ而被勤廻事肝要候、別而頼入之外無他事候、猶伊弥九江相舎候間、閣筆候、恐々謹言、

天正十六

九月十三日

新納武藏入道殿

義弘御判

旧記後篇卷二三

御下國以後、京都弥無殊篇候之条、可御心安候、仍船中数日之御窮屈、令察候、御左右承度相存候之処、急速御着國之出、去九日飯野之者罷上申聞候、誠以下々万々目出珍重候、兼又爰元御見続之儀、切々老中江被仰出、御肝煎所仰候、此等之趣、可然候様可有御披露候、恐々謹言、

天正十五

十一月十一日

伊地知伯耆入道殿

義弘御判

旧記後篇卷二三

義久様御帰國目出珍重之至候、仍諸縣郡移衆配当之事、於飯野可有之候、諸篇如此之儀、雖為辛勞急被差渡取沙汰別而頼入候、恐々謹言、

天正十六

十一月十二日

新納武藏入道殿

義弘御判

旧記後篇卷二三

尚々(渡力)流唐賊船之御喫、一途可被相究之由候間、是又被入御精堅可被仰付候、返々不可有御油断儀候、以上

琉球へ御使者之事、不相届仕立不可然候、無緩可申下之由、自

石治少切々被仰候之間、如此候、彼子細方一不相調候而、御為可惡之由候之条、能々被仰付、御才覚不可有御油断候、於相談者、(マ)以書状治少被仰下之由候、其上白濱次郎左衛門治少被成御直談候之間、不能一二候、此等之趣、可然候様可預御披露候、恐々謹言、

天正十六年

十一月二日

伊地知伯耆入道殿

義弘

尚々判形替候、為存知候歟、左京亮奉公之外無他事候、弥可然儀二候、無事勇健三候之由、母所へ相心得候而專要候、当春者内裏大仏院跡三ヶ所へ御普請たるへき由候、爰元諸大名衆片時も不被得隙候段、難述筆舌候、京都如此儀候、其元之躰と各御肝煎候者肝要候、於油断ハ御家之御為不可然候、乍重言諸事頼入候、已上、

好使之条、令啓候、仍今春之御慶、萬福々々不可有尽期候、一左京亮御暇之儀、種々様々雖中尽不相濟候儀、無是非次第候、我等無緩之段、左京亮可申下之条、不能重筆候、

一右馬頭下向之儀我等一圓得心不中候得共、安宅三郎兵衛尉馳走

二而御暇之儀、相濟候、其上直御朱印頂戴之仁之条、逆も任公義候、

一大口普請之儀、被入精大方致周備候出、案中候、殊去夏已來降

照衆中肝煎之出、先札披見尤感入計候、必下國之砌一札可中候、

就中諸伯様御在京中、普請之儀申上候得者、御得心之様ニモ不

相聞、御下國之刻被聞召合候而、可被仰付由御意候キ、

一刀借之儀、并大仏材木之事、遅々慮外候、諸國分はや年内相調

候処、國元分無到來事笑止迄ニ候、各被入精可有馳走候、

一飯野留守之儀、切々御見舞之由候、誠ニ大慶此事情、弥頼入候

外不存他事候、又一郎御暇之儀も未相濟候、なにとなり共候

て先々召下度内存可有推察候、猶左京亮可申候間不能詳候、恐

々謹言、

天正十七

正月三十日

義弘

新納武藏入道殿

旧記後篇卷二四

尚々、京都無殊篇候、可被心安候、折節見來候間、帶一筋、  
扇子貳本、進之候、是心緒計候、以上、

罷登候以後不能面展、且夕御床敷存計候、節々、以書狀成共可  
申之処、取乱候而乍存心外候、兼又義久様御下向之儀候間、各安

堵令察候、差事無之候得共、好使之条令傳筆候、恐々謹言、

二月二三日

義弘御判

川上武藏入道殿

旧記後篇卷二四

188

如仰先度者令參入、御雜談申承本望ニ存候、御慮又うミ申候哉、  
奇妙不思議之至候、仍久藏殿儀内々申様ニ是非共國江御同心申度

候、如御存知我等式爰元者旅躰と申、又國元極々田舎之儀候間、

御堪忍難被成可有御座候得共、於有御同心者、一入候、左ハ、

當時扶持方何程可有之哉承度候、就夫老人御使ニ相添申候、恐々

謹言、

三月十二日

廣三様

羽兵

義弘御在判

尚以、右三ヶ条御事能様御談合可被閉日候段、可為專用候、  
乍重言此等之趣於相調之、後日者可為御安心、偏ニ才覚頼

入候、

國元之儀、依不調儀、石田殿殊之外悪心ニ而いつれ其別而相頼

候之条、從其被成御入魂安三兵既ニ差下候間、各入念替米并御進

上米等之儀、相調候様頼入候、随而太守様此地江御上着運々不可

然之由候之条、近々差急事專一ニ候、兼又御料仁御上洛之儀、無

御油断様ニ急可被申上候、此三ヶ条サエ於相調者御家も可為御安

泰かと存候、自然右之内一ツも不相調候而者笑止迄たるへく候、

卯月一日

義弘御判

伊集院下野入道殿

吉田美作守殿

比志島紀伊守殿

150  
先度用一書候、定可相届候、此一巻恥入候得共、無隔心まつ遣  
之候、爰元<sup>ニ</sup>而談合申候無之<sup>脱アルカ</sup>まこと自に候条、手の付所も候まし  
けれ共、相應に墨書付候て給候者窮屈散度心底<sup>ニ</sup>、くれく見参  
之儀まぢかねたる計候、なを期後音候、恐々謹言、

六月十日

義弘御判

新武入

旧記後篇卷二六

151

尚々、左京亮<sup>記</sup>も心得有へく候、以上、

今春之吉兆、重々不可有休期候、仍京都無相違候儀、其元無何  
事候哉、遠遠故乍存知無音不及是非候、随<sup>而</sup>者次郎四郎奉公<sup>ニ</sup>被  
入精候、可然存事候、弥近習へ可相馴候、為存知候、石田殿未不  
被成見参候、此等之段、笑止<sup>ニ</sup>存事候、如何様治少様関東より帰  
洛之砌、参会なされ候すと存候、猶期後音之時候、謹言、

天正十九

正月六日

義弘

新納武藏入道殿

義弘

(上包)  
「新納武藏入道殿」

旧記後篇卷二六

152

好便之条、染筆候、

上洛已後、國元無殊篇候由、尤珍重候、畢竟、各勤番之故候哉、  
大慶候、弥憑入候外無他事候、我等爰元仕合之儀、今日迄者公  
義御丁寧被仰出、無替儀候、可心安候、

一我等公家成之儀、雖無望儀候、依難黙止被仰出、令参内候、就  
夫自今已後者、可為羽柴薩摩侍從之由候、兎角も可任上儀事勿  
論候哉、為存知候、

一義久様御暇之儀、先刻於大坂雖出合候、北條上洛近之由、依有  
其聞、手今被成御逗留候、然者、北條上洛無何共候之条、先々  
可有御下向之由、去月二六日重而被仰出、近日御帰國必定候、  
千秋萬歳候、自他満足之段此事候、

一又一郎事も、年少之儀候而、先々御暇被下度候旨可言上覚悟候、  
我等在京之儀候間定異儀有間敷歟と存候、但、是非共公儀難弁  
辨候、

一日向諸縣郡分之儀、雖不存分候、公儀御暇之上者、不及力候、  
於様躰者、本田源右衛門尉而相含候、細々爰元之様子、雖可申  
候、本源罷下候而不能書載候、恐々謹言、

八月七日

義弘御在判

稻留新介殿

山出越前入道殿

鎌田出雲守殿

伊集院肥前守殿

川上三河入道殿

尚々、真幸沢原野之父馬奚元より可差下之由申候つれとも、然々馬不在合候、然者、弥寝重虎より預候月毛栗野江召置候、是ッ内小野寺へ被仰付候而沢原野父ニ可被人候時分相應ニ而候間、不可有油断候、以上、

好便之条、令啓候、京都無異儀候、奥州之事者伊達逆意ニ付而未静謐之由、風聞候、遠國之儀候条、邪正難知候、乍去治少為見廻、年内今大寺大炊介差下候、比罷上候彼表之儀何共不被見分候、  
二候、兎角伊達上洛之儀者可被難成歟と取沙汰之由申候、然者、関白様為御鷹野日頃尾州江被成御動座候、自其直ニ三枚橋迄者可被成御動座之由候而、御陳道具など尾州江被召寄、候など、申散候、更以正儀者不知候、萬一於有御出馬者我々事も可出陣候治少よりも、大寺江口上ニ而上様為御出馬者定我等も御供可仕候諸事於陣所可有入魂之由、承り候条、勿論其覚悟ニ候就中貴所事上洛可被急之由、治少部之返札ニも、其方上洛之儀被成書載候間、龍様江為可縣御目進上候、定而其方も可被見候之条、不能細筆候、次龍伯様被成御下向候間、貴所へ御異見之儀共種々可有之候、相構可有承引候、よき上にも、能様と思召候而之御異見など、請はつし候而者諸人之あさけり、家之恥辱誠ニ口惜儀たるへく候、能々被人念よき事ニも、あしき事ニも、龍伯様御意次第と連々覚悟肝要ニ候、随而、いつも申候、御酒過候半様ニ可有思唯候、幽齋、治少之御酒之儀を返々龍様江被成御理候き、龍様可被成御意之諸事心をゆるし候はぬ様ニ可有嗜候、不断身近く召仕候半者も龍様江御分別ニ可相叶人衆を召置候へく候、左様ニ候而も人わけを被仕候而者不可然候、此等之趣不可有油断候、猶東國表之様子唯今も到来共候ハノ、追付可申下候、他事期後音候、恐々謹言、

天正十九

後正月二十日

義弘御判

又一郎殿 此時御年十九歳

旧記後篇卷二六

尚々、次郎四郎事、頃治少被成見參候、暇之儀可申取と存候得共、治少伺機嫌候而延引候、少も無疎候、左京亮へも傳筆之通申度候、

總令啓入候、然者公方様此中奥州伊達上洛遅々候ニ付而、可被差向御人数歟之由候之処、去四日與風令上洛、京都弥御静謐之躰候、然者屋形作之儀并先年以來之借物返弁之事、就中又一郎夫婦在京之始未難調仕合候之条、鎌田出雲守差下存分之通口上ニ申合候、念を入れられ候て遂熟談首尾候之様別而頼入候、栗野留居之事も諸事可被添心候、猶、鎌雲可申候也、謹言、

天正十九

二月十六日

義弘御判

新納武蔵入道殿

旧記後篇二六

慶長元年九月十五日、義弘公又八郎様へ被遣候御狀内に、左之通ケ条有之、本書略文故ニ其假写置、惜哉、我等事、急度可罷渡候由、被仰出候間、貴所替り等も罷成歟

と、喜二存、白是直ニ可致渡海と用意候処ニ、去十二日致御目見候得者、先急度人数を差渡、我等事者老躰寒中之儀候条、年内令在國所務已下申付、明年二月惣勢可被差渡時分可致之由直ニ被仰聞候、

正文在加治木衆城權右衛門経秀

その後日数になり候へハ、子共いつれもくめつらしくこそ候へ、くにもとまかり出候みきりより、こんとのちんたちよういととのをりかたく存候つれとも、つもり船ともいまにのほり候ましきとは夢にてもおほへす候、名護屋合老岐江も貨船にて、供衆五六人めしつれまかりわたり候、それよりはいつれのうらくも、船ととめのよし候て貨船などの儀もなりかね候て、しき藤さゑもんふねにて久保と海せしめ、我等はくによりかえ米こき候加治木よりの五まいほにてつしまへわたり候、中々とも衆なとめしつれ候事ならず候、國々の大みやう小名船数をかきりわれもくとうちわたられにけり、船の事にて時分をくれ諸軍衆の跡になり候間、こ、かしことまりとまりしのひわつらひあはれをと、めたるにて候、ことさらつしまよりかうらいふさんかいと中候ところに、きのふまかりつき候、途中合せあらく、うみのおもてくらやみになりて、ふね共こなたかなたはしりちり、われも人もゑひ候事、筆にもおよひかたく候、又一郎殿船にもやうくけきこそたつねあひて、名護屋と老岐は十里ほとも有へく候、老岐と對馬は二十里對馬なたるり三十五里ほと、中候、それよりかうらいふさんかいと申込みなとハ四十八里といひ候、かのわたりくの舟、心ちとかく可申様なく候、ふさんかいと中候在所は、八万間と聞およひ

候つる、見へ候ぶんは家数百程あるへきと見へ候、弓箭なれ候てはたらきなどの事は手にもたち候はぬよし候、かうらいの事はなによりもたやすく、今月中にあいすむへきときこえ候、追付今日四日國中のやうにまかり出候間、おいくたよりをもとめ申こし候へく候、就中又八郎長満むすめ心得あるべく候、外山夫婦、大しんとうかうおはおちさてこ女子共其外細所定衆くうしんふう婦其外めしつかい候上中下りうしなきやうに、ほうくう候へと申度候又きねんの人衆いつれへも從其心得頼入候、よろつ申度事ハ海山はかり候へとも、打出候みきりに候へハ、海きハのすなの上にて火をともしかき候間、まつく筆をさしおき候、よろつめてたきよし、さきくより可申候、

五月四日

よし弘

宰相殿

旧記後篇卷二七

尚々、今度出陣之調、不事成ニ罷出候儀、且ハ、龍伯様御為、御身上之御為、且者、御國家之為にと存立候儀、不浅候、旁得其意度候、老岐島之事、小島にて兵糧以下求候事とも不成候由候、國よりの見つき及遅々候、やかてうへにのそみ候へき儀、必定候、無御油断被仰付候て可被下候由龍伯様へ可被申上候、已上、

其後以書狀成共可申候之処、取紛無其儀候、

一渡唐之用意并替米之事、首尾難調之由、石治少被聞通、龍伯様へ可有御入魂之由にて、安宅三郎兵衛尉殿被差下候、石治少存

分ニ諸神八幡も御照覽、何としても御家御長久ニましまし候へとの存分不淺ときこへ候、安三兵被差下候儀共大方之事にては無御座候、能々被成御熟談いかやうと首尾候様ニ可有御才覚候由、切々可被申上候、國之儀不調ニ付而者何を申候而も御滅亡不可有程候、御油断不可有之事、

一渡唐船壹艘も不廻候而、外聞実儀迷惑申候、九州衆なみの儀候間、先々かり船にて我等父子令渡海人衆は残置候、國よりの船廻り次才、可罷渡旨申付躰候、左京亮ものこしをき候へきとの儀候つれとも、小者一人なり共側を立退ましきよし申候間、先召候、やうく五六端帆之船十そうほにて渡海、あはれをとめたる事にごを候へ、中々申もいかに候、恐々謹言、

文祿元

卯月六日

義弘御判

新納武藏入道殿

旧記後篇卷二七

尚々左京母江も愛許無異儀候、左京堅固ニ奉公申候由可有心得候、將又國元改之由相聞得候、幸便ニ細書を以可申越候、必待居候、以上、

當國江渡海以後、其地無到来候処、此三日前大口其外諸所之無足衆少々参着候而、國元無異儀候由、申候間、先以大慶候、爰元我等父子并供之者共無何事候、左京亮一段堅固ニ奉公候不可有心遣候、然者、薩摩衆事無人無誘ニ而諸家失外聞候事、中々難述筆舌候、併成等一身之不顧恥辱、此地江罷渡候故今迄御家相抱敷と

存知候、雖然當時爰元ニ相詰候人数ニ而軍役可統事候曾以不可有之候、又是より直ニ大明國江可被向御馬之由候間、如今之無人無誘ニ而は御家之時刻到来迄ニ候、今一際御精を被入人数等令渡海軍役相聞候之様ニ有度候、今度之辛身無ニ不罷成候様、各肝煎此時候、扱も梅北悪行不及是非始未候、彼騒動ニ付國元無心元候之処梅北内之者事大口衆擲取之由相小候、御邊事者鹿兒島へ被詰之由候得共、留守之甲付連々依無緩如此候、我等褒美申候由仕手にも能々可被申聞候、恐々謹言、

文祿元

八月二十日

義弘御判

新納武藏入道殿

旧記後篇卷二八

任風便令啓候、仍其許船壹艘も不參候、先々以賃船壹艘罷渡、當島ニ而國元船を可相待之由、治少御差図ニ而候間、任其意去七日老岐江令渡海候、然処ニ重々被成御朱印諸軍可被罷渡之旨、被仰出候之条、諸大名ことごとく如對馬渡海候、成等志人當島江可相殘事如何之間、將又、以賃船對島へ可罷渡之覚悟ニ候、供事ハなこや老岐江殘置、我等父子小者老而人ニ而可渡海候、國元船不參候ニ公儀江可申出様も無之諸人失面目迷惑至極涯分以肝煎頼入候、次ニ立花殿より承候、先年筑前さひふニ而高橋統增其方江被遣候刀之事、所持候はて不叶子細候之間所望有度之由候而我等陳屋江來儀候而物語候、ひとへに頼候由被申候外人より承儀候之間、被遣候而可然候、刀之様子別紙書付遣候間、為御心得候、

卯月十四日

義弘

伊集院右衛門太夫人道殿

160

六月二十日之御書、去月十一日令頂戴拜見、忝次第候、  
一此表之儀、最前已來百姓共少々雖還住、爲武士者一切不罷出、  
山中曳入此方彼方於路次企鉾盾候之条、使者一人申付候而も  
送之人數百、貳百二而、可罷通様無之候、就夫爰元之様子干今  
申後候なこや老岐などへ殘置候人衆もやうく去月初八日參陣  
候然間無人共中々可申様無之候、當國之立柄右之始末二候得共、  
太閤様御威光不斜儀共二候之間、以來之儀可御心安事、  
一梅北宮内徒黨逆心之儀、不及是非候、雖然龍伯様無御疎意段、  
公儀被聞召分、幽斎様以御同心、御帰國之由、萬々目出存候事、  
一晴竈之事、先年以來不届に依て、今度生界之由、無是非次第候  
事、  
一幽斎様干今御在國之由、諸事可爲御無會尺と奉存候、不及申候  
共、國家始末今度可被相窮儀、尤候事、  
一今度我等薩州衆二先達而令渡海候儀、且者龍伯様御身躰之御爲、  
且者國家之爲を存候而、不調仕合なから令出國候き、此旨諸神  
八幡非僞候、然処我等乘船を始供衆已下之船迄、一圓不來候而  
借船二而小姓をママサエ召列候ハて、親子のミ令渡海、迷惑仕候、  
又手船等參候人衆も中途爰かしこに令延引、肝煎とても不參候、  
皆是某を不用之始末二候、我等一身之儀者不及申併於天下御家  
之御面目を爲被失果迄二候事、

一某事者、去月九月京都へ罷下、無程なこや江罷出御普請如形令  
周備、追付當國へ罷渡候、於御家之御奉公者聊不存疎略候、猶

以不可有私曲事、

一如右申候、今度迄者國家之爲を存致渡海干今在之事二候、然共  
在陣之調も罷成人衆も罷立無人衆二而御軍役無是非候得者、  
還而國家之爲不可然候、龍伯様於御渡海者御供衆其外船以下可  
致首尾歟、我等も令御供陣中不可有疎意候、如斯思召候者、  
今一廣國家相統候様二罷成、才覺尤と存候、此間之様二在陣  
之用意も罷不成、人衆も罷渡、御軍役不相應二而可爲御名代  
事、一圓罷成間敷候間、近比無望儀二候得共、我等事有太閤諸  
懸之公役二而陣可仕哉と存候事、  
一懸米之儀、被仰付可被成首尾儀、專一候事、  
一鑊炮并玉藥被成御用意、可被食越候、鑊者一切不用立候、何と  
しても鑊炮被仰付肝要二候、追々罷立へき人衆も心得可入儀二  
候之条、能々被仰付てつほう奔走候様二可有御才覺候事、  
一いわうの事、三十桶、四十桶も被仰付可被差越候、塩硝はけに  
と事關候は、此方二而にさせ候而も見可申候哉、高麗人に對  
してハ鑊炮二可相究と見得申候事、

一石火矢之事、御尋候而有次第可被差渡事、餘者此使江相合候間、  
被聞食届御入魂所仰候段可然様二可預御披露候、恐々謹言、

九月二十九日

義弘御書判

比志島紀伊守殿

旧記後篇卷二八

161

尚々、納戸衆奉公油断有間敷候、其外定衆宮仕衆少しも無  
聊亦様二可有之、旅庵以上、鎌田兵部など随分可申候、万

一氣任之人者後日聞調婦朝之時分別可申候、以上、

任風便、企一書候、仍其地之船一圓不參候而、拙者老人遲陣罷成迷惑之至候、實船を以卯月二七日對馬名宝之漆より任順風漸

今月三日ニ高麗ふさんかいに罷渡候、此地之事先手之衆ふさん

かいを始城々餘多責崩、近日都可事洛由申散候、同四口ニ船ニ

而都江入河口ニか、り、夜昼先々江可尋行覚悟ニ候、

一毛利老岐守殿こもかい口といふ所へ着陣之由申候、亦中途船ニ

而尋申候得者、ちやはんと申城を被取卷候処ニ無程落去付都へ

被取入由申候、いか様ニ候而毛利老州江可尋逢候哉、七月八日

或十日路程も爲押隔事ニても候は、國廣道筋餘多ニ候半俣

終ニ行逢事能成間敷候、是も遅陣故ニ候事、

一今度御唐入ニ付軍役可相調由、老中談合を以承候処ニ、今に

船老艘も不參事、御家御國を傾る迄ニ候事、

龍伯様御爲御家衆之御爲を存知、身命を捨名護屋江も能時分ニ

參候得共、船延引之故日本一之遅陣ニ罷成、自他之失面目剩先

之様仕合可惡事、覚悟之前ニ候得共、別奈ニ可仕様無之候間、

公義之御使を待免も角も、可能成迄ニ無念千萬候事、

一萬一先之様仕合もあへしらいニ而、御有免之儀共候ハ、國元

兄次之事涯分精ニ被入候而可然候、先手之衆者米其外用意存分

ニ有之由候得共、我々ハ國元無兄次而者相続ましく候、此心遣

遅陣故ニ候事、

一あまりく遅陣、迷惑ニ而五枚帆を老艘借出候而令乗船去月對

馬わたりを渡候、誠ニ小者老人ニ而、鎧を五本共不持高麗迄渡

候事、淺間敷爲躰、涙もと、まらん仕合ニ候、船着とまりニ而

も身を忍ぶやうニ候事、吳々國元を恨入候事、

一安宅殿下向を以、種々精ニ被入、替米をも大概可相調様ニ承候  
而三兵芳精短筆ニ難尽候、彼在國中又八郎所分も折々音信可有  
之事、

一旅庵、此内今辛勞中候、涯分安宅殿江令入魂諸事肝煎肝要候事、

一各如存知、常住我々地躰之事先年上様薩州江御動座之時、命を

被助置刻ニケ國餘令拝領、京都江も老方石被下、諸士之中別而

辱御詞を被加、殊ニ名物肩衝ヲ始、種々御高恩深重ニ候条、自

然之折節者何様ニも御奉公中心懸ニ候処、今度船依無參着日

本一之遅陣ニ罷成、累年之心懸も無ニなり候事、生々世々口惜

次第二候事、

一久保事、無異儀令同心、尤珍重ニ候事、

一又八郎其外子共之事、枕枕を頼入候事、

一銀子少々所持候も替米之返弁ニ遣候、殘候も船賃ニ成候間、一

圓無之候而不如意千萬ニ候事、

一山田理安、鎌田出雲別紙を以可申候得共、任急便無其後儀候、

心得可被申候事、

一大炊兄弟別而奉公申候餘ニ船延引之間大炊事ハ老岐江召置、船

肝煎候而爰元江者久右衛門老人召列候、船不自由之故任世杯も

老岐江殘置候而、此地船追付候供之衆もなく誠ニ不興千萬ニ候

事、

一乍重言、太閤様江御奉公何様と有候処ニ、此心掛も無ニ罷成、

遅陣候事御糾明之時如何様成科ニも當り候半と、存計ニ候事、

龍伯様無御存知事ニ逆心共今仕崩さる迄ニ候、逆心を企候者

之事後日顯然可申事、

五月五日

義弘



旧記後篇卷二七

162

正文在加治木衆城權右衛門経秀

其のちおとつれなく、心もとなふこそ候へ、依久四郎しやうらくのよし聞候、いか、調候哉、たよりのおりふしは、たれく供つかまつり、打立の時分、又京、大阪の間いつかたへ堪忍候や、こまくうけ給たく存計候、

一此たびもくそ、はんくはん、御せいはいとして、をのくあか國へ、うちいられ候、われら事は、から、かうらいの人衆、指合候みち筋の城に、御はん仕候へと、あさのたん正殿、毛里巻きのかみとの、加藤かすゑのかみとの、たん合を以、おほせつけられ候、其のちの御しゆいんにしろせめの人衆として、さき手にまいるへき人衆のかきたてに、我等も入申候、其ふんに候は、日夜のふしんたるへきと、申事に候、

一むすめへも、いつとなきたひといひ、おひのなみも立かさなるに付、いよくめつらしく存候、何とて此ころはことつてなともなく候やと、おもひまいらせ候、それよりねんころに、御心得有へく候、

一久四郎しやうらくに、くうしん供いたす由聞へ候、大炊のすけ兄弟も此方に罷わたり候之あいた、心遣ひこれより推はかり候、去ながら一入けんこに、ふうくう申候間、心安かるへく候、此よし臆枕女房江も心得有へく、候かしく、

(文禄二年)  
六月二十二日

宰相殿

義ひろ

旧記後篇卷二十

163

正文在加治木衆城權右衛門

(前欠)

さりながら、はやくきあひもよく候て、上洛のよし候、千秋万歳候、此中京都の便共候や、いか、かさねてのたよりにくはしく可承候、

一又八郎殿此地江とかいたるへきのよし候や、けにもか程の長陣にしかとそこもとへ居られ候はんもいか、に候間、參陣尤可然候、供可申衆などあるましく候得とも、いつれともまかりわたられ候而、可然候、さ候へはそこもとへはむすめまでそにはめしおかれず候間、そのはう心遣ひたるへく候、臆枕も留守に候之間、よろつと、のをりかたき事のみすいもし申候、

一承候やうに、此春は御引陣の様に申散し候へとも、長はんに罷成諸人のきもつかれはて、わつらいたし候者ともは、たふん相はん候、さりなからきよねん以來は、番所はつしまと一とをへたてたる島にて候間、舟もたやすく乗つけ日本のつてもおり候はんと、思ひなくさむはかりに候、去年五月三日たうこくちやくつ候てより、そのはう文このたひはしめてたふらい候、こ、もとよりはたよりことに折々文して申候ことく、かほとまてなかしすてられ候するとは、おもひもよらすと申やうに候、たよりの折ふしはくはしき文ともさいくをこせ可有候、

一めしつかい候女ども、其外とやま夫婦、代官夫婦、大しん、さんみ、おち、おためとの衆何れも無何事候や、がいふんりつきにほうくう可申由心得頼人候、

一ひら松無何事候や、まご殿たちいつれもくゆたんに候らん、それより心得て申さるへく候、こさいの事は、右京可申候条、かきと、め候、めてたく、かしく、  
(文禄二年)

八月二日

旧記後篇三二

枕

旨

以先書如申候、上洛之義、其間候之条、此比は定可爲在京と存候、國元より兎角到來無之、無心元存候間、飛脚差下候、

一先にも申候様、何事も石治少様并安三兵之御指南次第可被分別儀肝要候、

一龍伯様も御上洛之由、一兩日以前なご屋の傳説候、於事實者誠

二幸之儀候条、萬得御意候而可然候、幸侃も在京候や、内外共

三相尋候而被任異見候而可然候、少も私之儀於有之者、可爲無

曲次第候、召列候供衆誰々ニ而候哉、無心元候、客來杯之時無

衣裳ニ而さしいてかましき振舞もあしかるへく候、左様ニ候而

も又無人ニ而客人取次杯も無之候而も不可然候、たとひ無衣裳

ニ而も無餘儀時者、罷出目くらへなど仕候半様ニ見合、奉公申

候得と念を入可被仰付候、

一貴所事酒はのまれず候之条、無氣遣候、然共取持申候へハ、酒のけいこあかる物ニ而候間、爲何人の申候ても、酒は少ものみ間敷候、客來などの会釈ニて一度呑候と、其侃くせニ成候而、

たれもく被取持一盃は是非ニと可申人も可有之候、心よはくさ様ニ申人之催促ニまかせられ候は、忤家之めつきやく迄ニ候、相構く酒におひては少も口ニ付候ましく候、

一以先札申候様ニ、墨付之儀者大事之物ニ候条、いか様ニ人之申候共起請文被下墨付可爲停止候、但、治少様杯おも向ニ付而被仰聞候は、勿論治少之任御指南候へく候、其外私之儀ニ付而墨付などさせられ候半儀者、一切可被相止候、

一見物杯と候而、切々可被差出儀、無用ニ候、無餘儀時者、龍伯様江得御意、又者幸侃江相尋候而供衆杯見苦數候半様ニ異相かたきの者をは差置、能念を入候而可然如此之砌者、段心持之用心も在之事候、不可有油断候、萬事ニ付而取乱候而者くせ事迄ニ而候、召列候者以下猥之儀無之様ニよく可被仰付候、尚追々可申候、恐々謹言、  
文禄二  
十二月十三日 義弘御判  
又八郎殿

正文在加治木衆城權右衛門經秀

尚々、平松へも無事ニ今日迄老躰ながら候よし、こ、ろ

へあるへく候、又まごたちへも申たく候、又今ほとは栗野

へも平佐かんにん候やと、存候、

一栗野内城、さそさそともしく候らんと、自はおもひやりたる計ニて候、

一むすめへも從其めつらしき事、身にあまり候よし心得あるへく候、

一いつれもく、男女ほうくう申候者共へ、從其心得頼入候、  
一花香取ニほんそん御前のきねんはうす共へも、いよく頼  
むのよしこ、ろへあるへく候、

一野添善兵衛尉參候砌、委ことつても申候、定と、き申候  
らんと存候、

一野添善兵衛尉か彼大主が參らす折節、こまく音つれう  
け給へく候、

一大しん于今さかしん候哉、如何候覽と存候、

一申度事は海山つきす候へ共、書あへす候間、筆をとめ申  
候、巨細大主へ相合候、愛許の様体、彼是きかるへく候、

以上、

一わさと申まいらせ候、仍唐と日本のあつかひもあひきされ候由申  
散候、さては我等帰朝之儀は中々おもひ絶たる儀ニ候、然者又  
八郎事無渡海様ニ候へかして明暮思ひまいらせ候、久四郎事も  
于今在京候哉、いか、とそんしまいらせ候、然者彼三年間しん  
くしんろう仕候事も、御家の爲又は子どものほうくうと存候而  
こそありきまはり候儀ニ候ニ、さてく我等なく成候ハ、子と  
ものしんたい行衛如何成へき哉と存候へは、袖に涙もせきあへ  
ぬ計候こそ候へ、さいしやうしんたい事は子ともあまたある事  
に候間、我等が儀者不及申子共のために候間、それのかくこ故  
あしを立候はぬやうに候は、我等無跡に、たとへ一万部の経  
をよみ候而たむけ候はんちもうれしかるへく候、

一日本の諸大名も、父子御在番之衆は一人も無之候、將又御家中  
三人の御朱印衆一人も無在高麗候処ニ、又八郎於渡海者身つか  
ら迨父子爰元へかんにん可仕候、誠うき世のありさま可過之候、

150

一自然無地ニ而我等相終候共、その身持ゆへ世上の人わらへに  
成候はぬやうに頼入候、く、

一唐あつかひ事於日本はもしく御隠密もや候すらん、此ふみ讀  
せ候する物に能々もれ候はぬやうに申されへく候、定てやかて  
めてたく帰朝候而申うけ給るへく候、かしく、

文祿三年歟

八月七日

義弘

日記後篇卷三三

さいしやう殿

尚々、手柄之儀者たれ人にもおとるましき事候へ共、無人  
之事者不及了簡、少身の人にもけをされ候事無念ニ候、左  
京事今は弥太右衛門になり候、いよく奉公無懈怠候、可  
心安候、弥太右母へも意得候てあつかるへと候、以上、

奴便之条令啓候、太閤様御前へ出頭候て仕合可然之由相聞候、  
於身満足存候、此表之立柄無異儀候、呉々無人ニ而令迷惑候段、  
伊下野入、比紀迨申越候、書狀所望候て、可被見候、兼又一首を  
くり給候、則見參之心無他念候、返歌なといひし事は不似合候  
はんもしらす候へとも、

たくへやる、君かあたりの言の葉を、あひ見るはかり、なかめ  
こそすれ、

一笑々々、なを來信をこし入候、恐々謹言、

文祿三歟

六月八日

義弘御判

好便之条、染筆候、

又八郎上洛以後、京都江音信無之候、萬事心遣ニ候事、

一幸侃可爲下國之由、傳説候、事実候哉、

一源介事、此比は一段勇健候、然者兵船なと乗浮明候而、濱手へ

見廻候を、桂神紙と源介江申付候、爲心得候事、

一此表いよく、異儀無之候、可心安候、

一くり野留守中之儀、切々見廻諸事肌枕へ熟談專要候、なを追々

可申候、恐々謹言、

卯月四日

義弘御在判

伊集院肥前入道殿

尚々、乍輕薄銀子十両令進上之候、寔初而之書付候、

爾來無者音、非本意候、仍愚息又八郎上洛之砌、御宿所へ被食置、

殊ニ痘瘡煩付候付、貴所御夫婦種々被淹開心候由、誠ニ喜入存候、

切々以書狀成共可中候之處、手前何歟と取紛乍存候、帰朝之儀候

は、追付可致上洛候間、旁以御面可申断候、恐々謹言、

羽兵

十一月二二日

義弘御判

堺津

麟やさま

床下

以神載、甚深被被顯心底趣、條々尤神妙候、誠ニ當家之爲我等

父子之感悦之至、難謝儀候、春日、八幡、天満大自在天神、御照

覽為拙者不可有別儀候間、弥無相違、向後對忠恒別而添心可被

拙忠節事偏ニ頼入之条、如件、

文祿四年二月二二日

義弘御判

伊集院下野入道殿

旧記後篇卷三四

爾來絶書信、鬱々心外之至候、仍此表當分無異儀候、可心安候、

我等事上今存命不思儀之事候、今一度以見參胸霧を散し中へくと

存計候、弥太右事、去秋以來相煩無然々と爰元ニ在之醫者なども、

養性之儀難成之由、申候条、先々一身之儀帰朝候、能々可加養性

肝要候、快氣候者又可令參陣之旨申聞候、爲心得候間、期後者之

時候、恐々謹言、

文祿三

十一月二八日

義弘御判

新納武藏入道殿

尚以御供衆中江各、在京辛身之段、別紙を以可申候得共、

急便之間、可然候様御心得頼入候、

幸便之条、令啓候、仍其元御無事ニ御座候由、尤目出度候、然

者今度書狀并音信之物共銘々到來珍重之至候、此堺之事新儀無

之候、此比者大明之到來も、不承付候、然者、長陣たるへくと存

計候、兼又吉美作、喜大炊、平豊前、大善坊、肥新左、五石入、

福宮内、醫王院、松和泉、各之音信髓ニ相届候、懇志祝着之至、別紙ヲ以可中渡候得共、急便之間、不能其儀之由、御心得頼存候、猶、追而可申通候、恐々謹言、

文祿四

三月七日

義弘御判

本野入

新武入

町羽入

旧記後篇卷三四

新武入、左京、無何事奉公申候半、鎌田出雲、藏人、無恙候哉、白坂美濃、周防、菱刈大膳、藏人、新次郎、軍二郎、堅固ニ奉公中候、伊勢弥九郎、任世、勇健ニ候、一々別紙を以可申入候得共、急便候間、犹枕より心得可被中候、涯分留守之儀、頼入候、

右ハ纒人ナルベシ

尚々、長寿へも東寺迄、被送出祝着之由、以別紙可申候得とも、心得候て可預候、

其許打立之刻者東寺迄被相送別而懇志之段、外聞実儀祝着之至候然者去る十九日大坂出船ニ而海路無恙、同二四日細島へ下着候、其後京都何等之御事共候哉、承度存計候、次、一郎兵衛尉事は爲船作之奉行、河内ニ在之弥太右衛門事は不步行候之条、以使者我等下向之悦共申候、無異儀堪忍候可御心安候、無指儀候得共幸便之

用一翰候、尚追而可申通候、恐々謹言、

文祿四

七月二五日

義弘御判

新武入

義弘

新納武藏入道殿

尚以、兩人成敗之儀、囚、抱、比紀、鎌雲、なとへ被仰聞入念候て、肝要たるへく候、御油断有ましく候、

其後者余々不得便宜無音之儀、心外候、仍此表不殘所替可仕由、從太閣様被仰出候ニ付、龍伯様石田様殿遂御執談、拙者幸侃令下向、當時配當最中ニ候、前後不馴之候之条、心遣千萬候、可有御察候、

一ヶ条御意ニ違候付、古市孫四郎御小者三八、女房衆四人去二日被成御成敗候、就夫白濱次郎九郎、伊地知七郎次郎可爲同罪之段以幸侃龍伯様承候、其筋其方へ者伊集院宮内少を以被仰越候由、定而頃公彼儀事成候覽、雖然自然天氣惡候て伊宮内少運々仕候而者可爲笑止と存、令啓候、然者其地江在之右兩人早々御成敗專一ニ候此地之射手者仕損申候、其元無其儀様堅可被仰付候、

是合先本書畧してなし

文祿四歟

九月十三日

義弘御判

又八郎殿

旧記後篇卷三五

永々在陣辛身之段不及是非候、仍其地別成事も無之由風聞候、於其分者祝着之至候、此表も無異儀候、弥々又八郎江奉公之儀、可被入念ヲ事頼入候、兼又、太閤様以御下知不殘所替被成候在國之衆者自分談合所江相詰候条、不及是非候、留守之人衆江者別而可被添心之由、申出候間、定而可爲其分候、爲心得候、謹言、

文祿四款

九月十三日

喜入攝津介との

義弘御判

旧記後篇卷三五

上方不慮之儀候而與風罷下候、於様子ハ眞如坊江相合候間、不及書載候、然者其許江永々在番誠ニ辛身共中々可申様無之候、肥後表御行之事御談合最中候、彼等事其表之様追付可相越雖覚悟候、日向表江御行候付而此元見合在之事ニ候、雖不始于今儀候各可被入精事候此時候、萬々頼入之外無他事候、恐々謹言、

(慶長五年ナラン)

文祿五

十月九日

新納武蔵入道殿

惟新御判

旧記後篇卷五〇

尚々龍伯様御供下國之由、先条ニ申候得共、此度之御取乱ニ各在京候之条、先我等老人可罷下由石治少少承候、斟酌深重ニ候へ共任公義、罷下候、已上、其表永々在陣辛身之至不及是非候、併別成事も無之由候、尤珍重候、京都無異儀候、其地御番御普請等之儀、弥不可有油断候、就中國元人数之事所替之儀、太閤様より被仰出候間、應其旨龍伯様致御供令國事ニ候、尚於様子者此使可申候、謹言、

文祿四か五か(文祿四ナリ)

七月十三日

本田六右衛門殿

義弘御判

旧記後篇卷三五ニ

喜入攝津介宛同年

同月同案アリ

正文在加治木衆池田右近 尚々ひら松家作、あまりく見苦敷候、いかやうのまつしきものもそのほとくには家をも作りかけをかくす事ニ候、誠にころひか、りたる家にすけをかいたて、そらのはれ候てよりも家の内は雨露にぬれられ候ありさまをもちもはす、かんにんさせ申候、家中之者心さし存しやり候へは、はらの立事にて候、曲事千萬に存候、さりとはくあるかひなきた、すまひ不可然候、平まつやく人共へ家作之甲付候へと肱枕へ申置候つる、いか、調候哉、いよくひら松へもゆるかせなきやうにとわれら申ふくめらるへく候、

兼又藤次郎殿物をか、れ候はてはせうしにて候、

たそ異見共申ものもなくて氣まかせにおひた、れ候ては其身の事は不及申、それかしためまで一段めいわくたるへく候、とにかくに／＼手習をせいに入られ候、而かんようたるへく候、此よし我等申として念比に申こされへく候、肱枕ふた所、外山夫婦、いつれも／＼へも可有心得候、將又高麗へ又々人を越申候、可爲三日内候、定名護屋邊ニ而參相候するとそんち候、追々吉左右申へく候、以上、

其後はおもはしきたよりもおはし候はて、文にてさへもとかく申さず、無音の至り心もとなく候所に、伊東孫八にて卯月朔日の文同月二七日到来候、先々其元無事に候由聞へ候、嬉しくおもひ被申候、こ、もといよ／＼無事に候、御心やすかるへく候、させる事候はす共たより過ぎず、こま／＼そのもとやうたい文して可く候、其元うつり候へはやかてふた／＼とのほり候ゆへ、よろつ取まきれなにも事も申付置事もなくて留守居の御さひしさをこそ存はかりに候、

一 又八郎殿婦朝之事、馬乗十騎程めしつれ高麗よりすくに上洛いたすへきよしおほせ出され候間、為迎國分左京亮さし渡候、定此比は參陣いたし候はんと存候なこやへ此程居られ候、ゆうけきも近々上洛のよし候、さやうに候者又八郎殿きちうも可被急とよろこひ存計候、又八郎殿爲使大山かん右衛門、此五日以前罷登候、高麗をは今月二日に出船之由申候、又八郎殿一段と聞(ママ)こんに御入候由申候、めてたき事と申計に候、然者二月は又八郎殿いみ月たるよし候間、こ、もとにおいてさま／＼きねんの儀無油断候、就中高野において求聞修行之祈念ともいたし候、又

179

平田豊前の子大峯花供に入峯候間是にも祈念の儀共申付候、かれこれ祈念之事に候間、又八郎殿婦朝無何事めてたくおはし候はんと待かね申事に候、定而そこもとおおなし心にまちかね給はんと存はかりに候、御れうにんさもしに御渡り候や、めつらしくこそ文して可申候へとも別にかはる事もなく候ま、無其儀候、よきようにあいこ、ろゑ申させらるへく候、兼又ひらまつへも從其元相心得頼入候、めてたくかしく、

慶長元年

五月朔日

旧記後篇卷三六

正文右加治木衆城權右衛門

ひやうふきやう罷のほり候ことつてのとほりくはしくと、きまいらせ候、まつ／＼其元いつれも父子さかしく候由なによりも嬉しく存しまいらせ候、此方も同じ事に候、高麗も頃本田さぬき參候て又八郎一段さかしき由申候、令満足候、陣引之事はいつとも爰許無取沙汰之候、何共／＼待久しくこそ候へそなたのこ、ろもすいりやう申候、高麗の事先は一段と兵糧無之由、又八郎所より申越候間、先々從是少成共致借用二三日中船指渡へき覚悟に候、我等も頃はがいけにて候哉、老のやまいにて候哉、七日八日程しよくし無之候、柿などのるいもほしくも無之候、是にてすいりやうあるへく候、あまりくたひれ候て座内に立居難成体に候、いしやう心も遠く成候てこ、ろほそくこそ候へ、ケ様に申候て人の命はしれぬ物にて候間きつかい其よりあるましく候、將又八郎殿祈

念として、御伊勢へ千日参りさせ申候、是又爲心得申候、巨細は兵部きやうへ申合候間、きこしめすべく候、日出度かしく、

慶長元年

閏七月二十八日

義弘

宰相殿

旧記後篇卷三七

以上

永々在陣辛勞之儀、中々申も煉ニ候仍而大明勅使無儀來朝誠珍重之至候、太閤様被成御對面候者追付被爲帰帆、其表之儀も可爲引陣之由之處、去月十二日大地震以之外之儀ニ而地下之事者不及中、大坂、伏見之御殿令破損御普請以下御取乱候付而、勅使御對面之儀于今御延引候、定急度可相濟候条、各帰朝不可有程候、不及申候得共勤番之儀、不可有油断候、恐々謹言

八月十日

義弘判

新納伊勢守殿

旧記後篇卷三七

181 任幸使用一輪候、遊遙久敷不能面談候、遠境之故無音所存之外候、仍今程御在京之由其聞候、苦勞之至察存候、然者、我等當國御番之儀被仰付寤堪忍候、何様爰許御番相閉目來春者必帰朝可申候条、其節貴僧も可有御下向候、万於栗野可申承候、恐々謹言、

九月二三日

義弘

運譽上人

掟

一 藏入所務方ニ念ヲ入可中付事、

一 長寿、上井甚五郎、兩人之間令能熟談、隔心之儀無之每物遂熟談事、

一 惣別在國之者共、貴賤都鄙猥成於有之ハ誰々たりといふ共、見立聞立有様於申上者、褒美ヲなすへき事、

一 御内御番無懈怠可勤事、

一 毎月御内江朔日、十五日、之出仕懈怠仕間敷事、

一 女方之嗜肝要たるへき事、就中人之妻を盗慮外之振舞仕者於有之ハ見立聞立実否を糺、上井甚五郎、長壽として可令討罰事、

一 一かふ座酒を過ヌましき事、

一 付、酒狂仕者あらは、過物を可懸事、

一 喧嘩口論停止之事、

一 一人之留守居ニ若用所あらは、然々使を以可中、取分若輩として自身出入せしむる儀、一切可爲停止事、

一 他所ありき停止之事、

一 但、無餘儀用所あらは、上井甚五郎、長壽ニ暇を乞候而可罷

出事、

一 上井甚五郎、長寿、召仕候者、萬一猥儀有之候而於構私曲者、

一 則兩人之緩たるへく候間、諸事念を入可申付事、

一 分國之者、公用之外私之上洛停止之事、

一 但、商賣人は此外たるへき事、

一 出水御藏入より、或走者、或賣人買取、於抱置者早々可相返、



自今以後走者之儀者不及申、出水台之売人一切買取ましき事、  
火用心油断有間敷事、

付、自火ニ者過物あるへき事、

下馬之儀傍示之外其沙汰有間敷事、

一八萬石藏入より、連々作事方并門之用意無油断可申調事、

一一向宗之事、先祖以來御禁制之儀ニ候之条、彼宗跡ニ成候者

可爲曲事支、

右條々、若相背輩あらは、留守居之兩人として言上可致、万

一傍々被聞召附候ハ、兩人之可爲越度者也、

慶長二年 再朝鮮御渡海ニ付帖佐ヨリ御首途ノ日也

二月二二日

義弘御判

旧記後篇卷二八

正文在加治木衆城權右衛門

尚々、此ふみした、め申候うちにてそてんより十里ほどさき

に唐人つき候よし申來候、すなはち見きりに人をつかはし

候あいた、実儀においては、まつ彼方へ打出はたらき申つ

きかくこに候、いづれも追々可申候、將又へほ木彦兵へ事、

早々上せ申へく候へとも、弥舟などなく候て、爰元にとり

りうさせ申候此たひも上せ申へく候へ共又々此方のやうす

申へく候、と存相留申候、いづれもやかて彦兵へ尉を以此

元のやうす申のほせへく候、

追而申こし候、さんぬるとしのしはす二二日ひかしおもてうる

さむの新しるにたう人よせきたり候、然者古みやこよりうるさむ

は八日程もあるへき由候、其間は陣をとりつ、けたるやうに聞へ

候、左様に候て夜かけにはたらき二の丸までせめのほりたるよし

候、あさの左京のだいぶとのおほたひたの守殿、などは本丸にこ

もられたると申候、加藤との事はせつかいのしろより五六人つれ

漸しるにはせこもられ、すなはちろうしやうになりたるよし、お

なしく二六日にあひきこへ候而こ、もとの御ふしん奉行かけひ殿

をはしめ、御ふしん衆各はせつ、かせられ候間、我々おやこの事

も各御同前につ、き申へき由、たひたひ申候得とも、爰元そてん

の事は小西殿番所しゆんでんつなきのしろと申、うけ取のしろか

たく御はん申へきよし、かけひ殿おほせられ候ま、その儀にま

かせ候、うるさむおもてあまりこ、ろもとなく候間、たひたひ使

をさしこし候つれとも、はるはるのあいたにて候へは、其後とか

くのをとつれもなく候、この月のさんぬる四日に、こせんと申所

方きこへ候うるさむのしろになからへたると見へ候、されと

もてきまふせいでとりまきあひのかきをゆひまはし候、みかた

はやうやうせつかいに陣をとられ候得とも、うるさむとせつかい

の間に五百石ふねをもこき入るほどの川をへたて、みちのほとも

六里はかり候へは、たやすくわたりこさる候事なりかたく候や、

いまたうしろまきなどもなきよし申候、然はふるみやこにてうる

さむおもて又此くちへもはたらへき人数をわけたると此堺にて

とらへたるさるみ共申候、又さかいに、へぐそと申朝せんの大將

むま乗少々めしつれまかり出候をおいかけめしつれたる者をと

らへ候てたつね得得は、此おもてにもあひはたらへき由候て、

道見に参りたると申候、さためてこもともてきよせきたるべ

きとあひまつていで候、さかなべし殿ちやわんと申しろをう

け取られ候て、此ほとさいはんにて候つれとも、此たひのたうら  
いによりはつか人数三百ほとこのしをき、せつかいのことくはせ  
つつかれ、いまにはまたもの竹島のしろをもなかなかにもたる  
へきと聞へ候、誠にとなりのしろさへかやうにあけのかる、てい  
に候へとも、御ふしんさせられ候てあつけられたる御しろの事  
にて候へは、かたくもち中へきかくこに候、此御さうともはや  
やと申へく候へ共、ほととをく候てくはしくきこへす候故いまに  
おしうつり候、然者今朝こせんたちはな殿合うるさむに取かけ候、  
唐人ことごとくきりくつさる、のよし、てうしん候間申越候、く  
はしき儀は追々申上せへく候、かしく

慶長三年正月

旧記後篇卷四一

兵庫頭殿  
又八郎殿

旧記後篇卷四三

御軍役其外奉公方ニ付、役人并當奉行之者申付儀、令難澁、或  
無沙汰、或油断氣任之族於有之者、則爲當役人知行召上事候、子  
細有様ニ可申上、以其上相改、依科之輕重、其嘸可有之者也、

慶長三

卯月二日

御判

上井甚五郎殿

長寿軒

旧記後篇卷四五

184

從龍伯老好便之由候之条、令啓候、抑去月朔日從大唐以數萬騎  
人数、御要害へ取詰候処、即時ニ被切崩、三萬餘被討捕之由扱  
々御手柄と云、無比類次第名譽、御高名無申計候、外聞実儀目出  
度存候、龍伯老満足非大形候、其趣禁裏江も申入候、叡感難申尽  
候、次今出川子ニ而候信尹其外拙者存之者共へ、余之大慶ニ存候  
而申觸候、毎々武勇之段、於日州表豊後衆六萬餘被討果、日本大  
唐之御覚、薩州之弓箭三國無双と存候、今迄者武運冥加と申事者  
無是非候、自今已後太閤逝去候得者、不入陣旁ニ候之条、以此勢  
早々御帰朝肝要候、懸御目相積事共可申承候、俄急便故一紙令申  
候、恐々謹言、

十一月八日

龍山公御判

186

覚

- 一 龍伯様爲被召置法度已下、用捨可入之事、
- 一 付、御内之作法、出仕已下此跡ニ不易様ニ可分別之事、
- 一 國本用所之儀、不相濟内ニ、遊山之乱酒杯可有遠慮之事、
- 一 御留守中諸嘸之様、御尋可有之事、
- 一 諸外城無足衆ニ、可被仰聞儀可在之事、
- 一 元日作法之事、
- 一 於鹿兒島神水之事、
- 一 付、向宗法度之事、
- 一 信心之儀、被捨間敷事、

一無余儀衆、牛害之儀者、遠慮可有之事、  
一國衆など成敗之儀者、能々可用捨之事、  
一女中方みたりかはしく無之様ニ、可被仰付之事、

慶長四年夏

旧記後篇卷四五

187 其のちは御をとつれうけ給す、御床敷候処にたよりを得、申のほせ候、扱も扱も、此程は追手の風も候はて、とちうに日敷を送りやうやうさる月のみそかに無何事船共加徳島へ乗付候、老の浪の立かさなるしに候哉、舟によひ候而さんさんなる躰にて候、そもしも伏見へ此比は定而つき候はんと存候、船こちもいか計候哉、と自是存やるのみにて候、然は、又八郎殿帰朝候へとしきりに申候得共、あか國の御働ときこし候間、今よりきちう候而者此たひ之御働にはあひかたかるへき間、寺沢志摩守殿、此國のあつかひの儀、申くられへきたため、上洛させられ候、幸今日爰許へ御つきと聞得候間、其を承合すこし御働ものひ候様に聞得候は、たとへ五日十日成共、可有婦朝由候而、先々此度はと、まられ候、我等は見參申候而よろこひ候事すもしあるへく候、そもしはやはやとけんさん有度候はんと心の内をしはかり候、將又枕夫婦男女ともいつれへもしんめうに候由、自其可有御心得候、

目出度目出度、重可申候、かしく、

五月五日

より

義ひろ

宰相殿

尚々又八郎殿一段さかしく候、殊に國元へ聞得候様にもなく、一人らうらうとおとなしく、懇にわたり候、色々のみ趣、又いけんめきたる事共被申越候間、心元なく存候つれとも、此度又八郎殿心の内をくはしくと、け候得者、唯脇より人の申むねによつて心ならさる事にてや候つらんと存候、心の底にて聊此跡に不相替見得候、様躰におひては可心安候、あはれはれ御はたらきせめて初秋にものひ候へかし、又八郎殿すこしの間成共婦朝させ申度、乍重言そもしさそさそ又八郎殿へけんさん有度候らんと、心の内をしはかり申候、伏見の様躰たよりの時くはしく承度候、自是もおなし事成共たよりを過し候はす可申候、又其方よりも承度候、よろつよろつかさね申可越候、以上、

旧記後篇卷三八

188 國元無異儀候哉、目出候、いよいよ留守居之儀諸事念を入無油断(ママ)、可然候、兼又茶之ゆの道具一とをりやくそくにまかせ差下候、早々幸侃へひらき申へく候、不申及候共師匠之儀ニ而候之間、於様子者宗的差岡次第可有分別事、勿論ニ候、相構此ひらき於延引者無曲事に候、尚銘々公竹候而可令注進候、謹言、

卯月七日

義弘御在判

伊集院肥前入道殿

189 其元江當時堪忍之由、珍重候、然者無余儀用段候儀共候間、今夕早々此方へ參着あるへき事相待候、勿論此文不可有他見候、か

しく、

七月朔日

惟新御在判

元巢

惟新

190

尚々其表へ、定敵可相働候、さやう候ハ、貴所功者之儀候  
条、楚忽成儀無之様ニ見合分別肝要候、

其表堺目之氣遣察存計候、併貴所在番之条心安候、弥無油断可  
有才覚儀、此節ニ候、随而其元ニ野心之者二三人在之様ニ聞付候  
間、爲心得申越候間、此使江相舍候、恐々謹言、

十一月二日

惟新御在判

伊集院肥前入道殿

191

任幸使用一行候、仍而貴所之うり茶と候而、當町へ壺一被遣候  
由承付候、然共餘々高直ニ候之故たそ買手無之由、申散候、畏今  
少御まけ候て、宇治之直成ニうらせられ候へかし、宇治にてのね  
は諸人存たる前ニ候、左候者我々も申請度存候、近比御そんたる  
へく候へとも、急度不賣候へは笑止存候間、異見申事候、爲御心  
得候、恐々謹言、

十二月八日

惟新御在判

元巢

192

慶長三年八月十五日、於全羅南原表、大明國軍兵数千騎、討捕  
之内、至當手前、四百貳拾人伐果畢、同十月朔日、於慶尚衛泗川  
表、大明人八萬餘兵擊之畢、爲高麗國在陣之間、敵味方鬪死軍兵  
皆令入佛、右於度々戰場、味方士卒當弓箭刀挾討者二千餘人、海  
陸之横死病死之輩、具難記矣、

薩州、島津兵庫頭藤原朝臣義弘

同子息、少將忠恒、

慶長第四己亥歲六月上旬

193

右高野奥院ニアリ

旧記後篇卷四五

切々以書狀成共可申候之處、手前取紛乍存罷過候、聊非心底候  
上方今程者御無事ニ候、仍唐團送給候、時分柄之御芳情悦不少候  
幾度申候、而も國元御堪忍、さりとては奇特存候、萬々下向時分  
可申承候、恐々謹言

六月十日

惟新御判

運譽上人

玉床下

國之無異儀候由尤珍重候、今程者上方も一段御無事候、庄内之儀如何候哉、時分柄之事候条旁賢慮此御候、少將殿若輩之儀候条、從龍伯様每事被仰聞候様、内々人魂可爲祝着候、尚期後音之時候、恐々謹言、

七月十三日

惟新御判

山田越前入道殿

種子島左近太夫殿

旧記後篇卷四五

尚々敵方草臥候とて油断候而者可爲越度候、油断無之様候、氣遣尤候、折々又八郎江も此由可被申候、以上、

新納左右衛門入道差下候刻以書狀申遣候処、其返礼加被見候、

然者庄内表江着陣之由如何無心元候、此時之儀間、別而奉公公肝要候、將又鎌田出雲守、比志島紀伊守、桃山權左衛門、以別紙可申候、得共、右之通相心得可被申候、謹言、

十月二十四日

惟新御判

伊勢兵部少輔殿

旧記後篇卷四七

急度令啓候、仍今日二日御在所被成御打立薩江御下向之由、先礼度々相届候、寒中と申旁御辛勞之至、無中事候、小擧、被成御同心候哉、然者今月二日庄内江又八郎着陣仕候由到來候、先以珍重存候、時分柄と申貴所御下向幸二存候間、何之道二而も又八郎

為可然様ニ御才覚頼存候、其元様子無御心元存候俣、為可承飛脚

申付候、様体可示給候、恐々謹言、

羽兵人

十月二十六日

惟新御判

寺 志摩守殿

御宿所

旧記後篇卷四七

尚々、道甫罷下時分、奈良漬桶二ツ被送越候、髓ニ相届

其後ハ不申通候、仍去春者道甫差上付而有樂様へ餘御不沙汰仕候条、書狀申入候処、貴所道甫同心を以様子被申入候由、別而令祝着候、誠ニ有樂様名物之水指送給候、誠ニ我等祕藏此事候、則辱通今度書狀ニ而申上候、近比乍太儀貴所持參候而懇ニ御礼可被申上事頼存候、尚巨細此道甫可申候間、書中不具候、恐々謹言、

九月三日

(空白)

田邊屋道興殿

御宿所

猶々、弥太右衛門尉事無恙致奉公候、爰元も無人候儀候得者、別而書夜辛身仕事ニ候、以上、

其後者無音之至、心外候、仍其表無何事候哉、京都之儀も弥以静謐ニ御座候、然者源次郎事于今桶籠被居候付及御行、殊先度者山田之城被攻崩之由珍重候、當時者少將殿在國之儀候間、別而可被御奉公申事肝要ニ候、猶重而可申候、恐々謹言、

八月五日

惟新御判

新納武藏入道殿

旧記後篇卷四六

彼人者殊外能人と聞得候、稱葉せしやう坊家中ニ而無其隱人ニ而  
鉄炮百丁計も主取たる武士ニ而候出候、蔵入なども取贖用ニ可立  
人ニ聞へ候、如此よき人之薩へ参候事ハ可然事にて、殊外ほめら  
れし由、旅庵申候、爲御心得候、猶追々可申承候、恐々謹言、

七月十六日

惟新

少將殿

旧記後篇卷四五

199

尚以、去二八日之晚ハ敵船差出便て、から島の通路を切申  
候儀ニ候得共、無指儀候、然共四國江者毎日差寄候、當陣  
江も三百相懸候、初日ニ者城近く番船おし奇候而、ばうび  
や半弓鉄炮射付、火矢己下行ニ及候得共、此方も大鉄炮を  
打せ候之条、其後両日者磯近く参儀無之候、敵船今日迄ハ  
相支候得共、珍敷行等無之候、巨細追々可申通候、

200

惟新様より少將様江御異見之御條書

覚

六月五日之書狀、慥令披見珍重候、仍又八郎所より名子屋迄越  
着候由、雖申越候、國元之船并供衆已下一人も不参故、徒ニ途中  
ニ在之由候、言語道斷不可然候、冬深く罷成候而者弥海上不輒儀、  
不在人無之候之處、國元早晚之油断にて如此式、沙汰之限候、随  
而御祈念之配儀札到來祝着ニ候、殊更種々被抽誠精候之趣、書中  
ニ相見候、懇切儀候、兼又栗野何も無事之由、満足候、久四郎も  
于今在京之躰候之条、彼是祈念之儀、倍頼人候、不可有御油断候、  
猶期後嬉之時、恐々謹言、

十月八日

義弘御判

霧島山

座主御坊

200 増泉州より引付にて、貴所へ奉公望之毛角右衛門と申人之事、  
増田右衛門殿にてど、さう介と申人、物語を旅庵承たると申候、

一 御先祖之儀ニ付而者、龍伯様為被食附作法、有懈怠間敷事、  
一 惣別殿中之作法、并諸侍中間小者町人以下可被食出儀、龍伯様  
被食付候様子不違様ニ可有分別事、  
一 濱之市へ御用所之有無、切々被参、諸事龍伯様可被得御意事、  
一 鹿兒島之儀者不及申、諸外城置目等之儀者龍伯様江得御意候而、  
可被相定事、  
一 諸方々用所、申來候半時者、役人を被定置急ニ取次可申事、  
附、諸侍出仕ニ早朝被差出、可有對面事、  
一 無足衆江心付之事、  
附、高麗江以出物入数を仕立、其上ニ白身高麗并京都江参候  
者其江、御礼之事、  
一 鹿兒島江移望申者、雖有之其仁を見計可被食移候、左様成者之  
躰を以主人之心中を、よそ合はかる者にて候間、可入分別事、  
一 殿中番之請取渡、無聊忝様ニ可被仰付事、

一 普請<sup>二</sup>念を入らるへき事、

附、殿中掃除之事、

一下着候ハ、追付隣所衆<sup>江</sup>使を可被遣事、

附、折々念比<sup>二</sup>可有之事、

一家中出家衆<sup>江</sup>言葉<sup>二</sup>なり其、念比<sup>二</sup>被仰候<sup>而</sup>可然候事、

一支度之儀者、能々可被入念を事、

附、新知行或者加増可被遣々之儀者、能々可被遂談合事、

一 遊覽慰之儀者、遠慮可入事、

一 何篇法度を被仰出時者、思唯肝要之事、

一 諸人依怙かましき儀、多分有之事候間、其遠慮題目之事、

一 大酒停止之事、

附、食物以下彼是、昼夜之用心油断有間敷事、

一 他人之物、可有所望儀者、遠慮可入事、

一 むさとしたる者、當座之興を催候とて側近く被召仕間敷事、

一 鹿兒島みたりなる振舞仕者於有之者、辻切ヲ被出候<sup>而</sup>者、如何可有之欵之事、

一 扇の骨竹之事、

一 銃炮張候者之事、

一 塩焔煎之事、

一 唐船喫之事、

一 新田宮再興之事、

一 家中制札不立之事、

慶長四年夏

日記後篇卷四五

202

猶々内府様爲御使、寺沢志摩守殿可有下向之由候、一段其

内能々遠慮肝要<sup>二</sup>候、

其後者不慮之儀<sup>二</sup>付不通相過候、併遠方故<sup>二</sup>候、

一 六月二七日之書狀七月二六日相届、令披見候事、

一 辛侃事者、連々悪心歴然<sup>二</sup>付<sup>而</sup>、被加御成敗候条不及是非事、

一 貴所進退之儀者、可被食出之由、龍伯様少將殿<sup>ハ</sup>度々雖被仰聞

候、身躰之一着無之<sup>二</sup>付<sup>而</sup>、于今籠城之由、真上伊東豊後殿<sup>ハ</sup>被

喫候得共、是も龍伯様御前<sup>ハ</sup>身躰一着不被仰出事畢竟源次郎被

申儀、龍伯様不被聞食届欵之由承候、此段者貴所躰被申分<sup>も</sup>又

龍伯様御返事之通も不存候間、いかやう共難申候、とにかくに

君臣上下之例法<sup>讀</sup>所老人<sup>二</sup>不限儀<sup>二</sup>候之条、勿論一着之儀無之

候共、龍伯様御掟次第應其旨被罷出候<sup>而</sup>、縱被加御成敗候共、名

字之恥辱<sup>二</sup>ハ成間敷候、相背御下知被果候ハ、且者臆病<sup>二</sup>而

不被罷出<sup>二</sup>も相似、且者無道至極<sup>二</sup>而、天道<sup>二</sup>はなたれ家之始末

をしられさる由、自他國之嘲哂無念之儀<sup>二</sup>而者、有間敷哉、若輩

之者共邪なる儀を申<sup>二</sup>隨ひ、家を可被崩儀、さりとは無本意

事<sup>二</sup>候、當時一味<sup>二</sup>腹を可仕と中候者も、はては皆以令相

違、貴所一人之迷惑<sup>二</sup>可被及事眼前<sup>二</sup>候、己近年も多人數被相

抱候、大名衆腹之底<sup>二</sup>至而者唯一人になられし儀、貴所も存知

之前<sup>二</sup>候、如此之儀者愚老年久しく自他國之上<sup>二</sup>而多々寛有之

事<sup>二</sup>候、能々思唯遠慮此時候事、

一 幸侃御成敗之刻、則小傳次を初兄弟中無別儀、可被召出之旨、

以神文少將より被仰聞候、然ハ小傳次兄弟其外家中者共、一同

<sup>二</sup>奉公有別儀間敷旨、神文血判を以御請申上候、就中加治木吉

田事者、各別之儀<sup>二</sup>候之間、早々罷出御奉公可仕之旨、愚老前

合堺之津ニいたりても申聞せ候得者、親之火忌之内者如何候条、忌はれ候は、追付可罷出之由、申補ひふと加藤主計頭殿を頼罷出候而弥逆心之企無其紛候間、不及是非鞍馬之様ニ被遣置候、然処兄弟伏見ニ相越神原式部少輔方を頼、内府様へ御奉公可仕之由言上候ニ付而、内府様一段不可然之由被仰出、式部少輔此儀取次申ニおひては、可爲曲事之由、不淺御掟被成又德善院江も内之者罷成度之由、致訴訟候得共、勿論德善院も無御請付候、如此方々慮外之才覚以之外ニ候、剩貴所事も于今籠城候而企銚楯候、然与御敵を被申候条右兄弟之者共身軀危きニ付而、又々関東之様ニ可被遣相定候事、

一 貴所を被食出候而、知行を如何程可被遣も此方之難計候、雖然被食出程ならは堪忍ならぬほとには有間敷歟と存候、此段者愚老有之事情条随分心を添可申候、萬事を差捨罷出候而此間企銚楯を何かと延引、慮外之由御侘被申候ハ、別儀有間敷候歟、返ス、道を道に被立候而、肝要ニ候、貴所進退之儀愚老異見次第と今度之書面ニ相見得候間、不殘心腹令書載候、無異儀候様ニ可有分別事、

一 貴所前々預候書狀、則写候而龍伯様江爲可懸御目指下候、様子申上候於其えも愚老江示給候通、少も無相違可被申上候、恐々謹言、

慶長四年

八月六日

伊集院源次郎殿

義弘御判

旧記後篇卷四六

202

御下向以後度々以書狀申入候、定屆可申、上方一段御無事ニ候、國元替儀も無御座候、庄内邊之儀無心元候、先札を以申入候様ニ庄内江貴所御家中之、魚塩などを通し候由、風聞候間、無定所儀なから承付候通、申入候き、去共左様之儀者有間敷と存候、処に、庄内之落人多々有之候而右之風説、事実候由、國元之追々到來候、此上ニても正儀有間敷と存候処、石治少去春庄内へ被差下候使者、貴所家中之様ニ罷通、則源次郎者令同心、此方へ罷登候、是は歴然之儀ニ候、如此候時は貴所家中之庄内へ通用之儀、無其紛候、於此元直申談之上御取置候、さりとは無御心元候、大小名によらず君臣上下之例法、古今不珍儀ニ候、源次郎事ハ可食出之由龍伯少將前々申聞候処ニ、于今令籠城、企銚楯候儀、曲事深重之由、内府様も被思召ニ付而、天下之見せしめ御治世之上ニ候条、御人数をも被差下急度可被仰付之由、切々雖被成御錠候、龍伯少將在國候間、其儀ニ及申間敷候之由、先々申延候、如此内府様被入御令被添御心候而其元爲可致聞召合、山口勘兵衛尉方被差下候条、貴所家中之庄内江通用有之段、於実事者、畢竟一探御同意ニ可相當候、御爲不可然候又直談ニ申合候筋も無篇罷成由候条、彼是御心中無御心元候、定御断も可有之候得共、當時御手前下々私曲ニ而も、勿貴所御存候之上ニ而も、庄内江御通用候得者萬々無曲次第候、高麗已來申談間候儀候条、心底之通申入候はねは此跡之申談皆以偽ニ罷成候間、中入候、龍伯少將在國候条、諸事被仰談可被添御心、此節ニ候萬々頼存候、右之様子定正儀有間敷候得共承付候通、有之ま、申入候、恐惶謹言、

慶長四年

八月十八日

羽兵入

惟新



伊東豊後守殿

御宿所

204

尚々、於高麗辛勞共、聊無忘却候、何かと紛、書中にてき  
へ不中候、萬々疎意之様ニ候、併非心底候、

庄内表江在陣之由、寒中之苦勞察存計候、然者、其元御置目諸  
法度已下、無緩於被仰付者、御勝利之儀ハ、案中候、雖不申及  
候、諸事不可有油断候、就中山口勘兵衛殿爲上使重而御下向候  
間、其元彌無猥之様被申付専用候、上方之儀者、一段御無事候、  
猶追々可申候、謹言、

十一月二五日

惟新御判

榊山權左衛門殿

旧記後篇卷四七

205

先月十一日之芳札、今月十三日ニ令披見候、珍重候、

一 宰相煩之儀、笑止之躰ニ候ひつる間、其段度々申下候処、先日  
彌兵衛尉被差上候、其返事ニはやく快氣之由、申候ひき、然処  
又々市八左衛門、就此儀被差登候、祝着此事候、殊ニ於其地も  
精誠無御油断之由承候、誠ニ頼母敷事共ニ候、此方ニ而も種々  
祈念仕候条、弥可爲快氣可御心安候、

一 かミ様此比御氣わるく御座候間、色々祈念之儀申付候、其故候  
哉、餘ニ強くは不被煩候、無御心元有間敷候、將又、去ル十八  
日中性院申請候て、大盛徳之護摩并聖天供行も一七日成就仕  
候、此内證者呪咀之かへしとして頼存候、然者庄内江罷居候、

天長寺とほりの何と調伏申候共中性院被成御祈念候上者、當方  
江少も及間敷由、中將院(ママ)も被仰候、目出度候事、

一 庄内之儀、山口勘兵衛暖事果候はて、防戦ニ及申候由、先便ニ  
具ニ承候、源次郎仕立條々曲事迄ニ而候、涯分龍伯様江被得尊  
意萬端御才覚此時候、乍重言内府様御下知をも承引不申仁ニ候  
之条、源次郎運命爲相極歎と、存申事候、不及是非候事、

一 源次郎母、種々申下候儀共候哉、必定爲其分事連々之くせに候  
条、笑止迄ニ而候、于今入不中事ニ候へとも、最前之ことく関  
東へ流罪せられ候ハ、さのみケ様ニ者有間敷者をと、存計候、  
東江罷下候事類ニ御侘中上候儀も、主一人之分別ニ而者有間敷  
候哉、定而力草可有之と存事候、何共當家之御爲ニ者妨ニ罷成  
候儀、不可勝計候事、

一 新納奎入を以下申候、源次郎へ之書狀庄内へ被遣候由、書中ニ  
見得申候得共、其狀今度此方江不被差上候間、不審ニ存候処ニ  
市八左衛門口上承候而、令合点書をなをし差下中候、返書之儀  
候条、被相届候而可然候哉、其元御相談次第たるへき事、

一 新納助右衛門、小野郷右衛門ニ而申下候条、被聞召届候処、喜  
悅候極而飛脚之儀申候処、度々被差上候由被仰分承届候、然者  
内府様より、節々も御使を以國元之到來被成御尋候之処、一月  
二月も到來無之躰ニ候、然間知音衆分少し苦勞ニ而候得共、つ  
ぎ飛脚ニ而可被仰時分柄ニ候処、御延引不可然候由、内證被仰  
ニ付爲御心得申候事、

一 從肥州庄内へ差籠候玉藥積申候船被成糺明候得者、無實正候而  
先々如肥前御返之由并加藤殿庄内之如く罷通候而帰宅之飛脚、  
からめさせられ口柄山口勘兵衛被聞候而依爲歴然成敗候段、委

承置候事、

一上井神五郎諸人江恣ニ遣申候物数糺明候而少々相究候、谷山宮内左衛門、中山主殿助を以承候歟、當月迄者參着無之条、次第ニ様子承候而、御返事可申候事、

一出水之儀、油断無之様ニ可申付候由承候、尤ニ存事候、併從爰元ハ遠方ニ而候条、不及才覚候、萬々可被添御心事頼入候、仍彼地江可召置者思案申候得共無之候、其故ハ或さいかん候得者上井如きの者ニ而候、或古躰ニ候得者入目過候而物毎ニ公界かけ申候、何共仕惡候而未申定候、就夫帖佐、蒲生之衆當時庄内へ在番之由、其間得候、勿論左様ニも候はてニ而候、雖然出水之儀も相調候はては國家之爲ニ不罷成儀候之間、双方可然様ニ何卒校量所希候、

一其元客來しけく候而何篇ニ付難調候覽、察存計候、併ケ様成儀毎々ハ無之儀候間涯分被入念可被仰付事肝心候、餘口上合候、恐々謹言、

尚以、龍伯様より御内狀被差上候、然者貴所ニも被仰渡候由、御書面ニ見得由候事も爲一覽下シ申候、

一寺沢殿、小西殿、其地江下向ニ而候間、寔ニ稀々之儀ニと申能々被入念候而、馳走可爲第一候、扱者國之置日其外したく氣任共無之様ニ堅く可被仰付候、ケ様成儀ニ付其家中之様子あひしる事ニ而候間、聊御油断有間敷候、

慶長四年十月二十五日

惟新

少將殿

右御狀文面末之方致、前後向ニ相見得候、然共本書之佩写留置候、追而得正本可糺合、

旧記後篇卷四七

態用一書候、仍庄内御行之儀ニ付而晝夜相詰在番之由、寒中と申、極老之出陣、誠ニ先代末聞共可申様無之候、不申及候得共、

弥賢慮此時候、兼又弥太右衛門尉奉公之儀少も無油断躰と見得候、切々持病出合乗馬杯ニ而之供以下不自由候更以私曲とは不見得候間、不及是非候、畢竟、此始末は貴所若衆数奇ニ付而、いか程之人ニ無心をいひ掛、仕掛迷惑させられたる其むくひ、忽弥太右衛門尉身上ニ當りたるかと申事ニて候、物之むくひは一代二代も見得ぬものにて候由、中候得共、何としたる首尾ニ候哉、弥太右衛門へは早くむくひたる事ニて候、貴所若輩時分之仕立寔於于今者可爲後悔と存計候、尚期來信之時候、謹言、

慶長四年

極月四日

惟新御判

新納武藏入道殿

旧記後篇卷四七

尚々、其元御談合之様子不存候而、如此申入候段、さし出

かましき儀共乍慮外、あまりく愚老夜白心遣のみにて、

斟酌をかへりみす申事ニ候、其元御吉左右追々待入候、兼

又北國之儀、弓箭ニ相濟申候共、又御囁ニ罷成候共、末相

究候由申候、然者宮牟礼奥左衛門、京ニ而紺搔けいこ仕候、

其師匠之所ニ而、きんご様のほり并こさし合而千本調させ

られ候由、宮牟礼中事ニ候、又此隣所ニ而長曾成部殿大の

ほり、こさし用意之由申候、其外諸大名武具兵具用意之よし、巷説候、將又於越前諸大名ひやうろう用意させられ候よし、風聞候、かやうニ物沙汰有之時者、心遣之世上にて候歟、乍重言庄内之儀ひと日くと、おし移りはか不行事、咲止ニ存候、よくく御しあん此時候、已上、  
追而令申候、

一庄内之儀山口勘兵衛尉殿、御暖之由如何相究候哉、無御心元候、當時者内府様種々被添御心何歟と被仰越儀共候、然処ニ庄内暖之儀ニ付而、わりき人衆始末之思唯無之、手前つよたてをのみ申出る者ニ貴所同心候て、何かと一着之儀も無之はか不行候ハ、山口勘兵衛悪心必定ニ存候、さやうニ候而庄内暖之儀共打捨、山勘上洛被成候ハ、内府様御前も然々有ましく候、其邊にて庄内之儀ニ白夏内府様御かもひなき躰ニ成行候ては、諸家之覺はたと此跡ニちかい可申候、然時はゆくすへいか、庄内之儀可相調候はん哉、十分之御暖ニ而候はすとも、七八分ニ而なりとも先々山勘兵衛儀ニ被任候ハ、内府様御前も可然候はん歟と存る事ニ候、返スくゆくすへの分別此時候、此等之趣ハ口龍伯様へも申上候、爲御心得候、

一其元伏草などにて堺日へ罷出候人衆、人によりあるひはへんたうを持せ、けふりをたて、あるひは乗馬をいばはせ、又はふみ合仕候など候て、伏草の案内を敵方江言はぬはかりにもてなし、誠ニ無正躰之由、此元申散し候、さり共さやうにはあるましく候と存ながら、愚老などか耳ニは百に老ツもこそ承付事にて候、然時者若いたる事もや候らんと、聞付候儀を不申候得者、如何ニ候間、申入候、能々念を入聞立候て外聞實儀可然之様可被仰

付候、

一弓箭之道ニ、あまり古躰、當世とて珍敷儀ハ有間敷候、若き人衆いかやうの儀を申候共、始末之御分別專入之事ニ而候、是非共く年寄功者衆江も被遂熟談、無越度之様ニ可有分別候、

一山田之御稻荷之御事ハ御當家ニ子細有之儀ニ候、然処ニ今度各打入候ニ付而宮作以下打破、御山之神木など切取たる由承及候、事実ニ候哉、絶言語計ニ候、又山田へ秘佛有之候出候、それも堂之儀者不及申御つしなど打破り、あらはに御座候由候、此中一向宗さへ立置候貴所手前之人衆として、打崩候儀於事実者、さりとはくくせ事深重ニ候、御當家之儀ハ忠久以來御代々御神慮佛力を以相續儀ニ候、こと更貴所事御家連續之手初出陣之首途ニ者いかやうも神社仏閣を御崇敬有度候処ニ、右之到來於事実者、驚入存候、誰々もそれ程ニ心尽奉公可仕者は、見及不申候、畢竟下々ニ至る迄も、御心付無之貴所、御油断造と存る事ニ候、能々仰付尤候、

一當時御配當候共在之由、存松を以承候、其元之御談合定可有子細候間、不及申候、御支配之儀者、諸人述懐出來物ニ候条、時分柄之仕合氣道ニ存候、

一寺沢志摩守殿於此元島津家ニ心を被添入御念比ニ承候、今度龍伯様よりも貴所よりも書狀共不被上候てつかまつりにく、候、後便之刻者、切々以書狀ヲ成共可被仰通候是又御心得之ために候、

一御暖在之とて、一日くと取延、世中を源二郎見合謀略之儀、必定可有之と存候、陣中之儀者、不及申候、諸所堺目無緩可被仰付候、相構々不可有御油断候、

一内府様、伊奈圖書殿ニ而御尋候、於庄内貴所手之人衆數百人令敗北、おくれを取候由、被聞食付候、如何在之歎之由、承候、さやうニ者無御座之由申上候、且源二郎ひいきの人衆さま、御沙汰之由、きこへ候、惣別下知なく候て、若き人衆おもひおもひに罷出候由、人々申候、於事實ハ何とも、笑止迄候、いづれとも期後便之候、恐々謹言、

慶長五年

二月五日

少將殿

惟新御判

旧記後篇卷四八

正文在加治木茶城權右衛門

尚々、新正八幡之上ぶき板之事、於其元ニ談合申候、様ニ富山備中人へ弓料のまし由、我等申候由、其より可被申候、まつ、雨露に御ぬれ候はぬやうに、さいかく肝要候、一主事も座主前分ならぬ事ニ候はば、かし候儀ふんみやうにおひては、枕枕前よりもことかはり候而可然存候、兼又石へ祈念候、札はいちく一々頂戴いたし候、誠にこころさし程一入よろこひに存候、將又、又八郎殿歸朝左こそうれしく思ひ候、こなたもおなし心にこそすもしあるへく候、次にかすかに候へとも御酒樽一荷持せ候、しやうくわんあるへく候、又いつれも、奉公申男女共辛勞之段、其心得頼存候、枕枕夫婦へも心得候而可被申候、細碎源介申含候、以上、

伊集院源介罷上候ひんきに、文のほせ候、うれしくおもひまいらせ候、

一高麗引陣もやかてたるへき由候間、又八郎殿むかへとして、國分ぬいと申者遣候、定て頃は致渡海候覽と申事に候、

一從幸侃被頼候哉、安宅三州、我等むすめ事留守中是非共庄内へつかはし候へと被申候、其返事我等すと云ことに源次郎方も上洛之事ニ候条、今程つかはすへき儀者かつて成間敷候、下向候ハ、其時之儀たるへき由、申取候、身つから下向候ハ、やかて申されべき間、不可有油断候、

一父子みな、星供御成就、又高麗京都へ祈念として不動こま一七日、那善寺別當坊修行させられ候由、誠ニ満足之至候、又八郎殿も歸朝ほと有間敷候、

五年ハ誤リ三年以前ナルヘシ

慶長五年卯月五日

義弘

宰相殿

旧記後篇卷三六

猶々、手前人數無之候而爲何忠節も不能成、失面目果候、今度於致馳走者御家之爲ニ可罷成儀と、取沙汰候、委敷者重而可申候、右之趣諸神も御照覽爲ニあらす候、餘者彼使相合候、將又、かみさま大坂へ御座候間、無何事候、可御心安候、兼又石治少事者、追付大坂へ下向候而秀頼様へ御目見得可有之由候、畢竟諸式はか行不候付而被召出候と聞得申候、是又爲御存知候、

就幸便啓達仕候、仍上方忿劇之儀、度々以使申渡候、爰元之儀、吉凶之境更不見及候、然者閑東へ下着候御人衆者一人も無上洛候間、彼表之様子兎角相聞得不申候、石治少事者今日伏見へ上着之由候、治少より被遣候書狀此便進之申候、先書如申候、人数早々被仰付、可被指上候、聊不可有油断候、余者此使相合候間、不能重筆候、恐々謹言、

慶長五年

七月二十九日

少將殿

旨

惟新御判

旧記後篇卷四九

正文在之

已上

度々如申越候、上方乱劇無盡期候、然者当手無人数為絶言語体候、片時も無御油断人数罷上候様可被仰付候、於彼儀者去三月以来度々雖申下候、于今無其首尾笑止迄候、於様子ハ市成掃部兵衛尉以条書可申入候間、不能書載候、猶追々可申達候、恐々謹言、

慶長五年

八月八日

少將殿

惟新御判

旧記後篇卷四九

正文有之

先日粗雖申越候、出張砌而具不申入候、然者小傳次兄弟、幸侃内儀下向之儀始末思唯仕候条、拙者前々暇遣候儀曾以無之候、右之人衆下向無心元候よし、先書被仰越候、尤至極候拙者も其段致分別、下向之儀、種々雖難溢仕候、内府公御意候之条差下申候、下向前廉右之旨申越候キ少も無油断候、  
一 三月十七日内府公以御意、小傳次、三郎五郎、千次へ見參仕候、就夫右之兄弟へ申聞候様子者、萬一別方へ主人頼候ハ、可為曲事由、喜入攝津守、存松兩人方より小傳次兄弟へ可被申渡由、内談仕、宅間与八左衛門、鹿兒太郎兵衛尉此兩人而細々申合候、

一 其後如申越候、小傳次兄弟并母事連々気任候条、下向停止之旨申聞候而、とても承引仕間敷候、為後日候之条、可被聞召置由申越候、定真段可相屈と存事候、  
一 山口勘兵衛尉方を以、於大坂内府公より被仰聞候者、幸侃妻子ニ暇を遣候得と被仰候、雖然國元へ相尋可申入由、言上候而、  
一 着之御返事不申上候、  
一 内府公東國へ御下向之刻、山しままで御送罷出候処、伊圖書方、山勘兵方以兩人被仰候者、幸侃女房、大坂御城へ三度推參仕、已ニ内府公御座所へ罷出、御國元之様子種々悪様言上候、然時ケ様之候仁を上方へ被召置候ハ、奉行中諸人へ罷出、いかやうの儀を申かすめ候ハんも不相知儀候条、早々差下候而可然候ハん由、しいて御異見被成候条、任御意可差下由、御返事申入候、其後小傳次并母暇遣候由、以兩使申聞候、三郎五郎、千次下向之儀者、聊以拙者不存候、小傳次へ暇遣由

申候時、はや五日以前ニ三郎五郎、千次下向仕候由、返事ニ申  
来候、扱々慮外至極ニ雖存候、可然様無之候間、先小傳次下向  
之時分はとかくの儀も不申候、為御存知候、

一我等事昨日十五日ニ佐保山迄相越申候、明日者美濃之内たるい  
と申所へ陳替仕候、それよりさきの陣所ハ末相知候、誠無人故  
ニ而候間、外聞實儀めいわく千萬候、

一存松頼以之外悪敷候条、当分かみさま御側ニ罷居諸事を可申付  
人無之ニ付、龍伯様今内府公へ為御使被差上候、吉田美作守留  
置、陣立留主之間、先々諸事可申付申候而召置候、然者誰ぞ  
かミ様御側可主取人被仰付、急度可被差上事肝要候、御油断有  
ましく候、恐々謹言、

慶長五年

八月十六日

惟新御前

少將殿

旧記後篇卷四九

正文有之

猶々、内府公より貴所へ預之鷹、こ、もと陣立ニ付而取乱  
候間、幸山路市兵衛尉罷上候条、下中候、將又、帖佐之人  
衆定可罷上候、自然、濱之市、かこしまの人衆同前ニ罷立  
候へ、杯と候てハ、可致遅々事可有之候、帖佐之人衆ハ今  
程過上御座候条、盛にては罷成ましく候、伊勢平左衛門尉  
本田六右衛門尉兩人として人衆す、め候て、早々可差上よ  
し、被仰候而可給候、

七月二十九日之書狀八月十七日濃州到垂井、上着令被見候、

一龍伯様御上洛之儀、被聞召合之由、御尤ニ存事候、然者、被成御  
上洛かミ様へ御替候ハん哉と申越候も世上静謐之時分内府公御  
意候条、右之分申越候ツ當時者、上方之成立諸式被改成易候条、

一今龍伯様御上洛之儀不入儀候、委細先書ニ申下候条可相届候、  
一去春以來伏見御留守番ニ付而、人衆可被差上由数度雖申下候、  
無合点候哉、終ニ一人も不被差上候、千萬無心元存候、

一今度上方轉交付、鹿島太郎兵衛尉差下様子具ニ申越候、雖然、  
御人衆被差上候之由、又者、被上間敷共、否之返事無之、大事  
成御文体ニ候、畢竟、太郎兵衛尉若輩故委細不申届候哉、不審  
深重ニ存事候、連々御家中今在京之人衆七千人之御盛兼而相定  
由、承及候条、先其内を半分と存、三千五百程急度可被差上由  
鹿島太郎兵衛尉を以申越候キ、如此申下候様子者、御國元之儀

も心遣存候而の申事候、然処、九州衆過半被成在京、當時秀頼  
様御用ニ被相立候、在國之衆者皆々被召上候、其上分國今も御  
人衆馳走可仕由被仰聞候間、其後申越候者最前二千五百人可差  
上由雖申下候、他國なみの儀候間、有様之軍役被仰付肝要之由  
細々申下候、然者、此度之御書中何方共、無一着、遠慮之体と  
相見得申候、定於御心中者別儀有問敷候得共、何としたる御事  
候哉、無心元存候、

一今度之御使、態上方乱入之体被及聞召、被差上候御札候之条、  
上方之行、御國元之仕置、旁被入御念被御越候得者、愚意も又  
在之儀ニ候、然処一着之様子も無御座、一段大事成書面、無心  
元事深重ニ存候、

一秀頼様御奉公と申、御家家御為と申拙者儀一命を捨可申事覚悟

之前候、然間、不願恥辱御奉行中任下知、濃州垂井と申在所迄

出陣仕候、当分在京之人衆ハ、かこ島、富隈、帖佐役人存知之

前候条、人衆付今度差下不申候、伏見御城攻ニ手負死人多々御

座候間、弥無人共中々可申様無之候、今より成共御人衆被仰付、

早々可被差上事、且、秀頼様へ之御忠節、且御家之御為、勞を

以御分別此時候、必拙者江御見次と申事ニ而者曾無之候、

一御奉行中江書狀認可申候而判紙ニまい儘ニ上着申候、雖然、

此度上方就物念御人衆可有御馳走共、又者登せ有間敷共更ニ御

書中ニ相見得不申候条、書可申様雖無御座候、餘無音ニ罷成候、

又爰許成合次第と承候条、後日之首尾不存候得共、書狀調申候

案文差下申候、

一内府致御供被差下候上方之人數、并井伊兵部、榊原式部在國之

人數引卒、尾州至清州上着之由申來候間、定而近々可被及一戰

候、然時者再書可進之事不存儀候条、不遣胸懷申達候、

一出水表之儀、定可為不審候之条、被添御心候而可預候、將又、

肥後表之儀、御人衆此度之覚悟何程ニ御座候哉、無申迄候得共

可被聞合事肝要候、不可有御油断候、

一此書狀長文ニ而候条、御六ヶ敷被思召候共よく被御覽届候

而可預候、恐々謹言、

慶長五年

八月十九日

少將殿

惟新御判

旧記後篇卷四九

213

正文有之  
追而申候、

一判紙ニまひ被差上候条、書狀調候而御奉行兩人江進入申候、石

治少老へは判紙不參候間、認不申候、何も重而人衆可被成馳走

も、又者馳走有間敷候と、其理急度被仰分候而、書狀可被上事

肝要候、

一長曾我部人衆之事、二千之軍役ニ而候得共、此度之御忠節ニ候

と被仰、五千めしつれ被罷登候、是又御心得候、

一黒田加兵衛尉上着之砌、被仰上候詳物之器具ニ承屈候、次第調

させ差下可申候、然者内府公より貴所へ御給之刀可被上由被仰

越候、一段祝着申候、今度之御弓箭はれかましき儀ニ候得共、

然々之刀所持不申候条、急度御上せ候而可然候、恐々謹言、

慶長五年

八月二十日

少將殿

惟新御判

旧記後篇卷四九

214

幸便之条申越候、仍上方念劇之由、度々申下候、定而可相届候、

然關東と京都之御弓箭ニ而候条、尾州と濃州之境を隔防戰候、然

者拙者事も御奉行中任御下知濃州垂井と申所ニ着陣候、当手之人

數も伏見之城責ニ手負死人多々候条、弥無人ニ而晴かましき出陣

手前之迷惑さ、各推量之外候、殊近日者内府公致御供東國江下向

候上方之人數并井伊兵部少、榊原式部少、東國之人數を引卒、到

尾州清須江上着候由申來候、定而近々可被及一戰候、重々中下候様ニ從帖佐統衆分限少分限ヲ不謂、可有心人数者、可罷登事此節二候、能々無油斷可申付候、猶巨細ハ旅庵可申候之間、閣筆候、恐々謹言、

猶々、出水之儀者、國境之儀候間、惣別在國之人数ハ彼表江在番可申付候、其外衆中氣任無之様、連々置目綱敷可申付儀、專一三候、乍勿論貴所事者在國候而諸式可申付肝要候、將又長曾我部殿事ハ、惣人数貳千人之御盛ニ而候得共、秀頼様へ爲御馳走五千人被召列近日勢州江着陣之由候、立花殿事ハ千三百人之御盛之筈候得共、是も爲御馳走四千人被召列候、今日爰元ニ上着之由、餘國者如斯候処薩摩之仕立纔三千人之内ニ而、爰元を仕廻候事幾度申候而も無面目次第難載筆紙候、兼又、隣國爲何儀ヲ申來候共、疎思成分別努々有間敷候、然者、中書事ハ此方今佐七原江注進候而今人数早当陣ニ上着候、然処出水、帖佐之両役人として可到來無之事、更以無心元候、以上、

慶長五

八月二十日

惟新御判

本田六右衛門との

旧記後篇卷四九

215

重出(212の抄出なり)

一去年<sup>(春)</sup>已來伏見御留守番ニ付而、人数可被差上由数度雖申下候、無合点候哉、終ニ老人も不被差上候、千萬無心元候、

一今度上方就轉變、鹿島太郎兵衛差下様子具ニ申越候、雖然、御

人数被差上共、又ハ、被上間敷共、否之返事無之、大形之儀御<sup>(成)</sup>文<sup>(候)</sup>辨<sup>(候)</sup>者、畢竟、太郎兵衛若輩故委細不申届候哉、不審深重ニ存

事候、連々御家中今在京候人数七千人之御盛兼而相定由、承及候条、先其内を半分と存、三千五百程急度可被差上由、鹿島太郎兵衛を以申越候キ、如此申下候様子者、御國元之儀も心遣存候而の申事候、然処、九州衆過半被成在京、当時秀頼様御用ニ被相立候、在國之衆者皆々被召上候、其上分國も御人数馳走可仕由被仰聞候間、其後申越候者最前三千五百人可差上由雖申下候、他國なみの儀候間、有様之軍役被仰付肝要之由、細々申下候、然者、此度之御書中何方共、無一着、遠慮之躰と相見得申候、定於御心中者別儀有間敷候得共、何としたる御事候哉、無心元存候、

右慶長五年、惟新様伏見より少將様江被遣候御書中ニ有之、始末畧ス、

右之通本書ニ有之、全文無之、誠ニ惜しき事にこそ、

旧記後篇卷四九

正文有之

態用一翰候、

一今程我等事、濃州大垣之城に堪忍仕候、然者、八月三日敵相働、岐阜之城詰崩候、其日大垣ニ押通、江州之通路に陣取候故、二四日より今月四日迄、内端之飛脚之通用一人も無之つれ共、薩州之人数伊勢口へまはり、同五日ニ押通候而より、通用御座

216



候、当城之事無異儀候間、可御心安候事、

一 貴所上洛之儀者、先度市成掃部兵衛尉を以我等存分之通申下候、於于今其分別不相替候、然者、今度長曾我部殿者人数五千鈔炮千五百丁被召越候、秋月殿も軍役之外ニ人数多被召上候、相良殿も其分と聞へ候、畢竟、秀頼様江御馳走之儀と聞得候、高橋殿も上洛ニ而候、隣方各人数馳走被申候処、其方まで人数於無馳走者後日御家之御爲ニ罷成間敷候、聊以我等身之爲ニ申儀ニ而者無之候、度々申候様都合人数五千人者、必々可被差上候、能々御賢慮此時候事、

一 當手無人ニ而候得共、一口被相渡候間、請取申候、左候得者、

一手之働ニ相應之行も、餘多見立申候得ハ、無人故不任心中口惜

次第二而候事、

一 今度薩摩より罷登候人数、富隈より四拾五人、かこしまより二

二人、都合貳百八拾七人、去五日ニ罷着候、爲御存知候、

一 相良甚兵衛尉口上之通具ニ承届候、然者從隣方如何様成儀を申來候共、相構楚忽成分別有間敷候、旁以遠慮候而可然候、乍勿論龍伯様江能々被得御意、御談合肝要ニ候、右之儀ニ付からくりだて、耳聞だて仕候而、不可然出入有之候而、後日御糺明候而者貴所忝人之越度たるへく候、能々用捨仕候様ニ可被仰付候、此等之謂申度事多々雖有之、口上ニ申候ても不申分候而者、結局合点ニ不参候、書中ニ者中途無心元候間、無其儀候、此趣を以可有分別事、

一 老中衆之内一人可被差上之由、重々申渡候、如何候哉、不被罷

上爰元事問込候、無失倉一人被仰付、可被差上候、

一 大阪江御かみ様御供仕、主取可申仁無之候条、先吉田美作守江

申付候、然処、從其方も彼主取之儀美作江可申付之由、以書狀承候間、其分ニ而候、併しやうずかましく在之様ニ申候間、諸事無用捨可申付之旨、其方も然々可被仰付、又爰よりは誰人江被仰付候共、大事時分候間、しやすかましく無之様ニ可被仰付候、恐々謹言、

慶長五年

九月七日

少將殿

惟新御判

旧記篇卷四九

217

尚々、今度御行之儀、自他國之党不輕事ニ候間、然々御人数を被仰付、相調候様ニ御分別此時候、左様ニ候而於相調者、自身之御出張御無用と存候、

今度日州表江自身御出張之儀者、御無用之由龍伯様被成御詮之旨、我等も御同前ニ存候、併自身於無出張者、御行之儀調間敷候哉、於其儀者不及是非候、今度之儀者龍伯様御詮と申、自身出張之儀者被相延、先々軍衆計を被差出候而、肝要ニ存候、存子細共候条、懇申入候、恐々謹言、

慶長五

十月十五日

少將殿

惟新御判

旧記後篇卷五〇

今度、美濃國、関ヶ原合戦致粉骨、自其伊勢、近江、伊賀、大和、河内、和泉ニ至り、帰國之路次、傳片時も側を不相離、抽奉公之段、神妙之至感入候、仍知行百石宛行者也、

慶長五年十月十日

惟新

須田傳吉との

今度、美濃國、関ヶ原之合戦致粉骨、從其伊勢、近江、伊賀、河内、和泉ニ至り、帰國之路次片時も側を不相離抽奉公之段神妙之至、尤感入候、仍知行五十石宛行者也、

十月十日

惟新

木脇久作との

今度、美濃國、関ヶ原合戦之砌致粉骨、從其伊勢、近江、伊賀、大和、河内、和泉ニ至り、帰國之路次傳り片時も側を不相離抽奉公之段、神妙之至、感入候、依而、知行五十石宛行者也、

慶長五

十月十日

惟新御判

中馬大藏とのへ

大小路村之内、合伯五石如先規不混于他、令寄附之訖、

慶長五

島津兵庫入道

十二月八日

惟新在判

泰平寺

旧記後篇卷五二

正文有文庫

今度上之山之城普請之様子申候ニ付而存分共候俟、兵部少輔江具ニ申合、次第可申達之通きかせ候キ、定可有御聞候、乍不申能々御思案候而以來之儀共を分別あるへく候、

一うへの山の様子、我等見申候分者いか程せいを入れ候共、御存分ニ者可難成と存候、

一時分柄諸侍屋敷移など、候而も、其身大形ならぬ儀共ニて候、

諸侍私之普請を専ニ仕候者公儀之御普請者可難調候、屋形迄を前々之様御うつし候而も、見かけ如何敷存候、又諸侍御供申一度

ニ可罷移事ハとても急ニ可難成候歟、

一諸侍屋敷之儀、あまり海邊過候先年寝占より兵船參候而既に今之屋形ニ矢を射籠候、

一龍伯様鹿兒島江無御移と付而も、清水江御移候得者、才一諸口つまり候間、向後之御きつかい有ましきと存候、

一以前我等ニも鹿兒島へ可罷移など、存候而屋敷を見せ候時も、清水之事者一段可然在所之由、もりはかせ申候、

一萬一被仰出候儀共ことく首尾なき事、無念なる杯と申人も多分有之物にて候、尤さやうニあるへき事共にて候、乍去物によ

り悪をはいく度も改られ候事、往昔以來有之事ニ候、殊更或屋形を過半取造候、或者諸侍之家居等をも仕廻し、など、申候ニ

者各別之事ニ而候間、其遠慮も有間敷と存候、勿論相捨候と申儀ニ而者無之候、上之山之城ニさうれ候而当分も似合之人衆召

移され、せんく御普請可被仰付候、左候而清水之事ハ屋形之地させられ、東福寺之城を居城ニ取構候而、可有如何哉、此儀

御同意ニおいてハ、龍伯様御談合申、龍伯様御指南ニよりうへ

の山之移之儀、相違之様ニ而可然候はんや、またそれまでニも及はず、貴所為分別、清水江可被相登候哉、誠ニ右之段々之申事あまり指出過たる儀共他之存へき所もいかか敷候得共、任無御等閑存寄所之内證申入事ニ候、いつれとも功者之衆を被食寄右之両所之儀を御見せ候而、増たると可申方を可被仰付事尤ニ候、とかく御分別ニハ過ましく候、御返事承度候、恐々謹言、

慶長七年

七月十六日

少將殿

惟新御判

旧記後篇卷五五

先度者預使札之間、御内存之通龍伯少將殿相談御返事共、細々申入候、可被聞召届と存候、御心事之程奉察候、併いか様ニも御為可然相澄候様ニ、肝煎可申との内存たるよし、昨日も少將方申越趣、尤氣遣申候はて不相叶儀ニ御座候と、大要者御存分ニ可罷成候と、存事ニ候、我等最前以來是而己之心遣日夜他事を不存様ニ候キ、於唯原一段迷惑申候、就夫如此一大事ニ存候御者、当分様々之祈願を起候而勝手ニ罷成儀共、無其粉候条、乍憚任当家之嘉例、成精被遊御願を仕候中ニも、愛宕之御千座、先日耳相始之由申付候、因慈寔ニ別儀有間敷候、乍不及未頼母敷存候、相構而御心中ニも朝夕無御油断、神力仏力を御断可有事肝要ニ存候、誠ニ拙者躰ニ而者責而中途迄成共罷上、様子之究を承度候得共、何を存候而も、今之身上故乍存ニ罷過候事、口惜次第、中々

難述言語存候、尚追々可得御意間、不能一二候、恐々謹言、

三月四日

宛書なし

惟新

薩摩守殿御上洛以後、御左右不相聞候間、様子為可承一人差上候、先以今度者年少被成御同心候間、路次已下一段心遣存事候、定而御前之お仕合者、弥別条御座有間敷候と申事候、

一公方様御出京何比ニ相定候哉、是又細々承度候、乍不申御目見得之御仕合早々可預注進事、夜白待居申候、然者、愚老於方々致軍勞、戦功之書物頼申候処、相調被差下候、誠在江戸事繁候半、無心之儀申一人辛勞之至察存候、此等之礼儀早速可申處所勞故申後れ候、將又絵屋宗左衛門事、前々對御家中不相替念比申儀候、殊ニ当國々落人有之時分者、別而何かと馳走仕由傳承候、貴所知存前ニも江戸屋形之画被仰付、辛勞申候つる、又此節江戸之廣間以下相調由候、就其最前之首尾候条、彼宗右衛門ニも画被仰付候様談合頼申候、何と其元可然様可被添心事肝要存候、猶巨細口上可申達候条、不具候、恐々謹言、

三月二日

惟新判

伊勢兵部少輔殿

起請文前書之事

一今度之謂事拙者毛頭不存寄通申上候処、無殘所被聞食分、安堵仕候事、  
一自今以後、如何様之讒人有之候而雖申妨、無腹藏申上付、無御疑心御熟談之上を以、當家長久之調儀所希候事、

一從京都御慶之儀、被仰下候間、当家之御爲<sub>レ</sub>存、御慶可然之由、申候<sub>キ</sub>、曾構私曲非申儀候事、

右之旨於違背者

御神文如常

慶長七年八月十日

進上龍伯尊老様

惟新

旧記後篇卷五五

尚々、右ニ難去用所と、申候事ハ、呂宋渡海船之儀ニ付、中性院江頼存、致祈念御成就候<sub>而</sub>、山口殿へ可申入之由、伊兵少へ申渡候、其通御内談候<sub>而</sub>可被仰渡候、此度之上洛何款<sub>而</sub>及遅々候条、京都之仕合氣遣ニ存候間、是又中性院江御祈念之儀、頼存候、右両条之事ハ貴所出仕以前ニ御祈念成就候様にと存、急ニ一人申付候、爲御心得候、次ニさいしやう所も貴所御祈念として、銀子壹枚中性院へ被上候、又愛宕へ五月、六月、七月、三ヶ月之爲御祈念小百味三座之銀子被上候、いづれも公方様御前之仕合可然様ニ相濟候やう二との誓願にて候、此通我等相心得可申候由候、爲御心得候、以上、

御出船以後者、御左右不承候、定海上無恙可有上着と存事、一公方様御前之仕合等、旁為可承企使札候、御日見得相濟候者、追付御吉左右相まち中候、然者、龍伯様御腫物相替儀御座候、今程御養生之内薬ハ瑞仙、四郎左衛門尉、兩人談合にて上申之由候、御脉も能御座候通、彼兩人被申之由候、殊御食なども能

御座候由候、御腫物をは鳥丸六右衛門尉しかと打詰、毎日膿をすい取候<sub>而</sub>療治申候、誠無比類御奉公にて候、如何様次第ニ可爲御快氣と存事候、もし替儀候ハ、注進可申候、可御心安候、一呂宋船之儀ニ付、阿久根へ圓乗坊差越候処、圖書頭殿へ以談合、意趣之体少相替様子、御返事ニ具承届候、尤我等も其方同心ニ存候、乍去、最前鎌雲談合申たる儀候間、右之通則以圓乗坊かこしまへ申越、鎌雲於合點者直ニ阿久根へ罷越、御出船ニ後候者、はや舟を以追付可申入之通申付候、如何參着候哉、今日までハ圓乗坊不罷歸候間、無心元存候、自然追付不申候者、於阿久根出合候、如意趣可被仰事肝要存候、次ニ毎度申儀ニ候へ共在京中御酒過候ハぬやうニ御分別專ニ候、諸篇失儀ハ御酒より出來候事先證多之事ニ候、殊更貴所事ハ先年難成所を上洛候<sub>而</sub>以來人々手をおくよし候処、自然酒ニ被取乱不入事共於公界一言も被仰候者、前々之儀共うす可罷成候間、能々可有慎事專一候、  
一鹿兒島、富隈、帖佐三方之はやうち以談合一人ツツ、三度ニ可差上由、尤存候、乍去此方申付候はやうちの儀ハ、此度就御上洛難去用所候<sub>而</sub>いづれにも不構急ニ爲差上事候、爲御存候、尚追々可申承候、恐々謹言、  
慶長九年  
五月十日  
惟新御判  
少將殿

旧記後篇卷六〇

態令啓入候、

一度々如申候、御當家之事、貴所迄及二十代、雖御家候、漸末ニ罷成歟と存候、其謂者、今年ニ大事之儀迄、屯候間、夜を口ニつき肝を被顛候共、生得國柄ニ而何事もはかゆかす候、題目石漕船も大方爲出來も有之由候得共、未不出船之由候、京泊ニは帖佐方之船少々爲廻出候、先今度之百五拾艘之儀も貴所爲聞召相替、急ニ出船難成様ニ我等は承得候、左様ニ候而、縦江戸江着船候共、時分後ニ候而御用ニ不立など、候て無御請取者御代物者被給置不届仕立杯と世上之可爲風聞候歟、左も候ハ、終にハ何と可成行候哉、諸事御油断有間敷候、

一御乗船も未廻着、貴所出船サエ無之様ニ候間、兼而可有參上通、御約束被申上候付、可被仰合儀共有之旨被成上意由候得共、御待退屈被成、御上洛候者、是もすり違可申候、縦年内國元ヲ打立候共、遠國と云海上下ハ不任心之条、躰ニより中途ニ延引可被成儀も可有之候、左様ニ候而時宜不可然時者、誰か曲事誰か後レ杯と候共、家之助リニは不罷成、被尖面目事ニ候条、能々御油断有間敷候、

一有説ニ承付候、去年上洛之時、於御城御能之刻、御前ニ而貴所御能ニ心をうつし、乍居、仕廻杯を被眞似、模様を側合被爲見候、大名衆殊之外之能数寄ニ而候物哉、立而不被舞までニ而候ひつる由、以後ニ物汰汰共候通承、笑止ニ存候、多分それ／＼に心をうつし候得は、何事ニよらす左様ニ有之物ニて候ハ、日來能ニすかれ候ま、治定油断ニ而御取乱も可被成と存候、是又爲御嗜候、

毎年上下之御半身有之事ニ候条、諸事之儀を奉行ニ被任置、貴

所事者遊覽而已ニさせられへき申候つれ共、今は誰ぞ精ニ被人

人も無之候条、入麗入細何篇直ニ可被仰仕候事、專一候、

一御所様ハ御酒御嫌之由候間、御酒過候半様ニ御嗜肝要ニ候、就中御前之御酒可有斟酌事、專一候、公家方へ細々御寄合候半様ニ御分別最候、

一於御城、各出仕之躰を申候ニ、惣別田舎侍之上法を被眞似候事見苦敷事ニ而候、只田舎侍ハ田舎人一篇ニ候而能候由、見得申候、旁爲御分別候、

一諸尤名付合之時者、上下之人よりおくらくこわ者と見なされ候而、御爲可然候半、と存候、亭主振ニも、客振ニも、爲御取乱様躰者、物淺く見得申候、一人悪敷由申候ハ、皆夫ニ成事候間、相構々々不可有失念候、

一江戸之御隙明候而、上洛候ハ、何歟と候而、京伏見ニ徒ニ一日も無御滞留、追付下向可在之候、

一人ニより役を望、知行を存、心なき眞実立をいたす者も世上有ならひニ而候、殊ニ我手前之爲よき様ニと狭心中、御前を繕事も御座候条、眞実之人迄ニ而者在之間敷候、於拙者ハ右之両度者、絶果申候、唯貴所御爲可然様こと存事迄候条、老躰極不期明日躰ニ候得共、貴所事よき上ニ而もよき様ニと存候而、くり事ながら平生存念之通申事候、念比に御被見肝要候、恐々謹言、

慶長十一年

二月十一日

惟新

陸奥守殿

參

陸奥守殿江道候狀之案文ニて候、細々披見有へく候、

比志島紀伊守殿  
伊勢兵部少輔殿

旧記後篇卷六〇

此節者音信不通候、定而弥御奉公ニ可爲辛勞と存候、然ハ對妙  
門寺、慮外仕候伊集院之内谷口名之肝煎、何程之暖ニ被仰付候哉、  
其後兎角我等ハ不承候、貴所彼入組之使爲被申儀候間、様子爲可  
承用一行候、恐々謹言、

六月四日

惟新判

新納伊勢守殿

尚々、かたつき所望之由平左衛門方迄被示越通承届候、今  
度も上せ遣度候得共、山口殿より公方様可有御一覽儀候す  
る間、其以前ニ者惣而いつかたニも出まじき由候之間、不  
及是非候併貴所江ハ下向之刻談可申候、將又其元江いつれ  
も相談之人衆江普請ニ別而辛勞之段、相心得頼申候、以上、

新春之慶賀珍重候、前ニも書状を以如申長々之在京大儀之至不  
及是非候、乍不申及無返届被相調、奥州ため可然様、奉希候、仍  
至山口殿書状を以申聞、誰ニても貴所見計を以可然人ニ我等書状  
太刀被相添可致持参事頼入、候猶巨細伊勢平左衛門可申候、恐々  
々謹言、

正月十日

惟新御判

栴山権左衛門殿

230

尚々日ぬきの儀、銀三千目指上候、

永々在京之儀、別而辛勞之至候、然者屋形作之事何程相調候哉、  
承度候、仍來陸奥守早々上洛候而可然候ハんと申事候、然共國な  
らにて可及遅々と心遣存計候、將又わきさしの日ぬき一具望間  
敷存候、正阿弥など江被談調候而可給候、常住さしのめぬきたる  
へき間入念を候而可預候、猶口上ニ申含候、恐々謹言、

十一月五日

惟新御判

栴山権左衛門殿

231  
態申越候仍國分之御かみ様餘々御淋敷御入候由承候間、辛度当  
所江申受御慰申度存、國分江其通申上候得者、御返事ニ惣別此跡  
ニ相替候而可被召列女房紫杯も少く可被成御越体ニも無之由候、  
然者、御徒然無極窮屈御座候由聞候条、我等國分江罷越かるく  
と御食を上申度候如何可有御座哉紀州江ちと内證内談候而様子細  
々返礼ニ可承候、恐々謹言、

九月四日

使 萩原萬吉

伊勢兵部少輔殿

口畧本ノママ

232  
先年関ヶ原落去之刻、我等道筋案内仕候者、江戸土山之町より  
半道程西之在所江罷居候、彼所之肝煎孫左衛門と申者之叔父ニ而  
候、入道名を道珍と申候由、帖佐彦左衛門逢候而承候由申候、今  
度彼表御通ニ者被召出候而、芳意之段、一礼被仰候而可然存事候、  
下畧、

慶長十五

八月二十五日

惟新

伊勢兵部少輔殿

慶長十八年 癸丑 六月二四日、息女及孫女為當家之質首途於加治木、赴於武州江戸今夜寄一宿、蒲生、明日宿於川内大小路、其翌到十久見崎、留滞于此地者二十日七月十九日揚遠帆於久見崎、而十一月十六日參着于江戸云々、

案文有蒲生衆本司源右衛門

むつのかみ殿より御つかひさしのほせられ候間、一筆とりむかひ申候、さて、いづ度度申候ても、このたひは御家の御奉公に御のほり、さりとは比類なきと申計に候、殊親子は一日のわかれさへ其おもひあさからず候覽、われらすてに此よほるになり候て、名殘おほき事、申而も、つくしかたき事可有惟量候、とりわきくみさき出船させられ候時分、いとまこひ中候様子とも、いまにわすれかたく候、それよりかち木へまかりもとり候ても、其はうふたん御座候所なども心からみな、まへに相替、いよ、せんかたなく存計に候、まことに多年そひ申候うちは定而そのはう氣にあはさる事も御座有へ候へども、つるに一度もわれらのはらを御たてなき事、存いたし結句今さら物おもひのたねになり申候、まつくうしふか、井いくさかうらよりのふみくはしく見申候而、すなはちけんさんのやうにおほへ候、くみさき出船の日はそのうはふなこ、ろもわろく候はぬよし、うけたまわり候て、一たんうれしく存事に候、その外めしつれられ候ねうはう衆、いづれも船うちのけうくつ是よりをしはかり申候、申さすなからた

よりの時はかならずやうすこま、長ふみにか、せられ候て、可給候、せめてけんさんのときと存かたみにみ申たく候、くれ、こ、もとちちうとさき、の仕合よろつ心つかひに存候事は、さらくふてにもつくしかたく候、先々ちうとなにことなくはや、御のほりつきの到来、まち申計に候、しかればめしつれらる、ねうはう衆、  
上臈、つほね、大貳、新大夫、おふみ、おちやち、おいま、おいと、まつなみ、五位、あちや、ぬひ、右衛門のかう、あこ、ちよほ、あや、はりま、ひせん、竹かわ、野分、さ、なみ、をとめ、こてふ、せきや、あさち、も、さ、此外上井二らさへもんのせう、かまちひつちうのかみ、そうゑん、なんかうあはちのかみ、そう木五ひやうへのせうを、はしめこのたひの御供しんらうのいたり中々申もおろかに候、諸事わたくしのかへりみなく御奉公ひとへに頼存よし、一々おほせきさせられ候て給へく候、よめましく候へとも、あまりの御事に筆をそめ申候、大かた惟量にてよませらるへく候、よろつめてたく、

よろつめてたく、又々、かしく、  
猶々、千菊のかたへもふみにて可申候へ共、同前候、何事も是合あさゆふ存いたしうわき申計に候、此よし御こ、ろへ候て、あつかるへく候、又申候、新大夫よりのふみくわしく見申候、母井せん次らう一たんさかしく候、かいふん心を添可申候間、きつかひ候ましく候、猶重而もたよりの折節は、其元のやうす巨細ふみにて申あけられ候へ、まぢあ候よし可被仰傳候、なを申而も、余有事候条、筆をとめ申候、次おいまこのはう打立候ときは、手そとはれ申

候つる其後いか、承たく候、あけまきの子のわつらひもわれら乍酌酌そのはう被仰ま、くすりをつかわし申候、此ころも煩の様子みせ申候へは、気合もよく候へはこそあそひ申候間、此旨は、へも可被仰聞候、只今此ふみと、のへ申候うちに、七ツかまよりのふみともたしかに相と、き申候、さてくくりことなから西はてより、あつまのをくまてのたひは女の上にて世にためしなき事候間、しんらうきうくつなど、申儀、さらにみしかき筆にゑもつくしかたたくこそまことにこしかたゆくすゑのなこり、た、これ分存くらす計候、次七ツかまにてそのはうのりふねにをきゆるりの火もへつき申候由、さてく承候ておとろき申候、さりなからやかてとりけち申よし候条、うれしく存候、是は通ぬる事候間、せひなく候、今上りうらく、とまりくにて、いさ、かゆたん候てはくせ事のとをり、舟うちものともに可被仰聞候、ひつきやう其方御打立このかたはちうとつ、かなきやうにと、祈念せいくをつくし申候、定而さやうなる神慮の御かこと申事候、しかれはくみ崎にて申付候はりわれらへみせらるへきため、二つ、みもたせ給候、一たんいんきんなる儀と存事候、又申候、御ひかせ候いぬともさかしく候由、ふみに見へ申候、ゑのこはせいちいさく候哉、うけたまわりたく候、此方にもかうむりかたし子御さ候、おなともうみきりそのま、かたちはに中候へとも、せいふとくあるへきと見へ申候条いか、と存事候、

御白筆御つかで、

たかさきおほいのすけ

八月三日

むすめのかたへ

旨

234

たよりにまかせ申のほせ候、せん(呼子)とよふこ紀州のふみあひと、き、くはしく見申候、まつく寺澤殿色々御ねん比の様子ともうけたまわり、是今一たん畏存候、其外うらくつたへく、にておのく御念比之とをり承、まことにたくくのおほへと申、一入うれしく存事に候、よふこ出船このかたのたうらい今日まではあひきこへす、このころはいつれのうらまで御上候哉と、明暮存やる計に候、はやくめてたく御のほり付候注進うけたまはりたく候間、申さすなから大坂へつかせられ候は、片時もゆたなく付のほせ候つかひをさしくたされへき事、まち申候、しかれは今月三日とりのこくほとより、夜はんまでこ、もことこのほかの大かせにて候つる、そのおりふしはいつれのみなどへ舟か、りなされ候らんと、心つかひあめやまに候しか、しかしなから其日は朝より雲のけしきはけしく見へ候つる間、水主も其かくこつかまつり候はん申事に候、かやうなるときのちうしんうけたまはるへきため、さいはいこふね一そう付のほせ候間、定而をのくゆたんななくをひく御左右申あけらるへきと持かね中計候、かこし、まふも三日まへたかさきおほいのすけ、さしのほせられ候間、こもとのていは其みきりこまかに申のほせ候ま、まつくこのたひはふてをのこし候、よろつ、めてたく、かしく、

猶々、上らうつほね、大貳、新丈夫、をはしめ御とものねうはう衆、其外上井二らさゑもん(おぼ)のせう、かまち備中のか



みいつれもしんらうのいたりさきにも申候ことく御こ、  
 ろ得候て、あつかるへく候、

慶長十八年 御つかひ

むすめのかたへ

八月八日 上別府せんさゑもんのせう

まいらせ候

案文在蒲生聚本司源左衛門

かまかり、よりかちはら、さしくたされ、文ともくはしく見申、  
 な、めならすうれしく候、ことに舟路するくときはりなきよし、  
 一たためてたく候、かまかりより上方ははやほとちかく、舟もの  
 りよき事に候間、此ころはたやすく大坂へのほりつき給ひ候はん  
 と申事候、まつくせん和大風のおりふしは、下関におはしまし  
 たるよしやかてひきやくまいり候條、やうすこまくふみに見  
 へ申候、さてく其時分の窮屈さこそと推量申候、しかれとも上  
 下なに事なく候間、衣裳其外の道具など、はたとひいかほとぬれ  
 そこね候とも、いささかくるしからず候間、かまへてすこしも心  
 にかけられましく候、衣裳などのすたり候は、日ころのしんく  
 ゆへ定而神仏のめくみにて、よのあくしに行かはり候らんと存候  
 へは、ひとへにてんたうの御かこと感申事候、われらも此ころは  
 一だんとそくさいにこれある事候、しよくなともいつものことく  
 候間、それか心つかひあるましく候、かこしまも一たんしつかに  
 御さ候、それかまいらせられ候文なとすなはちあひと、け候、又  
 々申候、水入ニツ井やうしニツをくりこされ候、心さしのほどう  
 れしくおほへ候、次かうむり五ツこさかく候て、道すからせめて

なくさみになり候よし、これよりよろこひ申事に候、系の子はせ  
 いふとくならざるよし、よき仕合に候、殊下のあきみしかく候は  
 、おかしく候らんとをし計候、よろつ又あふ坂の関の戸の明暮  
 つてを待る計候、めてたく、かしく、

猶々、われら祈念として、へつたうへおほせられ大威とく  
 の法二一座その、ち、しやうてんく一七日しゆせられ、そ  
 の上霧島、伊作の八幡、ほう現大明神右の三社にもかんす  
 い三折つ、仰付られ候、打立まへことしけきなかはにも心  
 さしのほと一入うれしく候、さやうなるいきとをりにてい  
 よくそくさいに御さ候、まつく、御れい申事候、又々  
 申候、三かれはつらいこの比ははやよく候は、ねうすち  
 兩人のふくちうはいまたしかくなきていに候、やうしや  
 うの事はすいふん心をそへ申候、あけまきの子のはつらひ  
 もそのほうおほせらる、ま、われらくすりをつかはし候、  
 はやよく候ておふちめしつれ此ころこ、もとへ參候、此と  
 をり母へも仰きかせらるへく候、次このたひ御物舟は、そ  
 んニ付色々道具などと、のへられ候は、定而しはしみや  
 こへとうりうあるへきかと存候、さやうに候へはさいわい  
 のことに候間、紀州二左衛門、備中守へたんかうなされ、  
 みやこのうち所々見物させられ候てしかるへく候、これ又  
 御心えのために申のほせ候、これしきなからねりくりき  
 ん、まことに文のしるへまで候、

慶長十八年

御自筆御使

八月二二日

三原二郎左衛門

むすめのかたへ

まいらせ候

かまかりよりふみうれしく見申候、まつまつ舟路なに事なくは  
や／＼なには江ちかくなり候間、此ころはたやすくのほりつき給  
ひ候はんとめてたく覚へ候、このほうわれら一たんそくさいに御  
さ候間、心つかひ有ましく候、たた日にましそのほうの事いよい  
よめつらしく、うはさ申くらす計に候、又々、めてたく、かし  
く、

尚々、ねりくり一きん、まいらせ候いささか文のしるへ計  
に候、

慶長十八年

御白筆御使

八月二日

三原二郎左衛門

まこのかたへ

まいらせ候

案文浦生衆本司源右衛門ニ在

なに事なきよし、かまかり公文にて申され、一しほうれしく候、  
ことに娘孫一たんさかしくわたり候よし、めてたく候、われらも  
いよいよそくさいに在之事候間、可心安候、たた御れう人、おや  
子のほりの後は爰元さひしき推量候へく候、便のときは其元の音  
つれききたく候間、文にてこまかに申上られ候へく候、このほう  
にて申つくし候、ことよくよくたしなみ候て、ほうくうかんよ  
うのよし申つたへ候へく候、又々、かしく、

猶々、大貳、おいま、ちよほ、より申上候通うれしく候、

おいま手のはれ候つるもやかてよく候哉、一たんよき仕合

候、此よし心得候で申さるへく候、

慶長十八年

八月二日

おなしつかひ

おちやち

あふち

旧記後篇卷六八

案文在浦生衆本司源右衛門

又々此ころの音つれうけたまはりたく存、わきとつかひをさし  
のほせ候、さきほど大坂より度々の文ともまき返し／＼見申  
うれしく存候、まつもてなみ風おたやかにふねを心のままに御  
つけ候事、われらひごろのねかひさなから神慮にかなひ申候、  
猶すゑすゑめてたくこそ、

一 大坂へ舟おりの宿、すまいなどよく候て御きに入、ゆるゆると  
くつろかせらるるよし、なによりうれしく存候、さやうに候て  
船中のけうくつもすこしものひ候へは、是よりうけたまはり候  
てはるはるの心やすきにて候、

一 秋永しまのせう、まかりくたり候時分もろはくたる一荷、たら  
のうを三ツ、おくりこされ候、遠つ國までの心さしと存候へは、  
やかてひらき候て座席の興をもよほし候、又其後千左衛門尉下  
着申候おりふし、らうそく五十ちやう、ならひにまこ殿よりち  
やのゆをひ二すち、見事なるほうそうとりそへをくられ候、是  
をさけ候てわかやき候はんやうすともかたかたへ見せ申たきと  
存いたすはかりに候、伊集院半左衛門尉、くたりにもかう箱、

をくり給一たん見事にて候間、かいふんひさう申候へく候、うちつつき使ことに心よせのほど申のへがたく存事候、

一あつまくたりの用意も、大かた此ころは相調候すると申事候、

さも候はは今一入ほど遠くなり候て、いよいよゆかしさもまさるへく候、けにけにくりことなからこのたひの御のほりはわりなき事ともに候、まことに古郷のなこり、老父のなこり、かたかたさこそと御心中すいりやうのまへに候、しかしながら御家の御奉公にと御たのみ候へは、いささかわたくしのかへりみなき事、世にためしすくなき分別ともに候、しろしめさるることくよろつむつのかみ殿、御一人の心つかひに見へ申候處、そのほうおや子たやすくりやうしやう候て、のほりゆへ御國下しもまて心やすく在之事候、ひとへにそのほうのこころはへと感人事候、

一くにもとにてたんかうのやうに、筆者のねうほう身からよき人を御やとひ候哉、うけたまはることくうちつけにはさらに人の心底はしれす候へとも、先うち見へ候体はよろしく候、よし一たんの仕合にて候、なへてみやこの人はこころさとく御さ候間、さのみ心底もかはらしかと存候、ことに三のみやにつかへられたる人にて候哉、さ候はは、大かたきんちうなどのありさまもつねにものかたり申されへく候間、けんしたくひのさうしにて御心得あるへく候、あはれ其分にゆくすゑ貞心なる人にて候へかしとぞんし候、

一としとしのかれいにてまいらせつたたる正月の小袖、いつくしきをめき候て、おや子ともに御とり候よし、めてたく候、いつものことく、むつきたつ日きさせられ候はんを見申たく存計

候、なをいくとせもかきらす山とりのおのしたりおの、なかなかしく、御よろこひ申かさねへく候、

一紀州をほしめいづれも供衆御奉公そいなく候哉、尤しかるへく候、猶以このたひ旅中男女ともによくよくあひたしなみ、すこしもみたりなる儀これなきやうに、きひしく仰付らるへく候、當時はみなむかしにかはり、京は名のみにて、あまか下の人々、えと、するかをいゑとして御座候事候間、むつのかみ殿いもうとの御のほりなど、あまねく中ちらすへく候、しかるときは御供衆にいたるまでことのほか分別の可入事と存候、れんれんのをきめなとすなをに被仰付候御とりきたも候へは、くにのため、家のため一かたならぬほまれにて候、もし又、さやうに御入候はねは、かねて諸人の心にくもかへりてひた、けわたり、御いゑのきすたらんかと存候、よきやうへにても、よきやうにと存如此候、二ら左衛門尉へも文にて内儀承やうに申のほせへく候、たいもくさけなとすき候ては笑止たるへきよし、かたく申わたすへく候、

一そうゑん、わつらひかましく候哉、めしつかはるる人すくなく候處、笑止存候、それにより五ひやうのせう、一節めしと、められたきよしうけたまわり候、まことに五ひやうの事は、くみさきにて申付あからさまにのほせ候条、よろつ大儀に存へく候へとも、おほせらるる事候まま、その通わけて申きかせへく候条、御心得のために候、

一そこもとわつらひ色々はやり申候よし、笑止に存候、さりながら、瑞仙、そのためにまかりのほり候間、被仰付、よくよく、やうしやうさせらるへく候、ことにおこりなとはやり申よし候、

しかれども、瑞仙、くすりも一みちけんなく候間、これよりてうかういたしのほせ候へとうけたまわり候、いつれのわつらひもその人のていによりてこそ、くすりのかけんもこれある事候へとも、まつくうけたまわる事候条、のほせ申候、次まつなみはれものわつらひ候哉、そのやうすとも見申候は、なによりやすきほどの儀を申事候、さらに此はうよりをしめて、のくすりはおほつかなく候へとも、これもあひと、のへこまくかきつけのほせ申候条、そのことく五ひやうのせうに仰きかせられ候て御つけさせ候へく候、なには事にはかにわつらひ出し候哉、うけたまはる分は大事なるきあひにて候、おほせらるることくさやうに候は、長道をめしつれらる、事はとてもなりかたかるへく候条、御くたじあるへきよし尤候、まかりくたり候は、かいふんやうしやう申付へく候、

一みかわ、こはき、うすち、のほせ申へきよし承候、みかわ事は此ころはきあひもよく候こはきはまたふくちうすきとくわいき申さす候、夜の間に十度ほどかよひ申よし候、又きあひもそとよく候ときは六七度ほどつつかよひ申候、此ふたりは冬中は今少しやうしやうさせ候て、くる春あたたかになり候は、のほせ中へく候うすち事は、たとひきあひはよく候とも、のほせ候てもさらに御ようにたちかたく存候、ことにてうほうかたもいたりてきようにもこれなきよし候、たいもく手つきあまり見くるしき事に候条、めしよせられへき事はいか、候はん哉と存候、此はうにめしをき候てもすこしのほうくうもつとめす候間、こ、もとの用所にて候はす候、爲御心得候、  
一くりかへし中ても名残おほく存事候、さうにみしかきふてにか

きつくされす候、あまりくたしく、こ、ろのほどを申候へは、かへりていましく存、つ、しみ申候、まことにわれらそはに御座候うちはた、なにとなふ、うちくらし候處に、くみさきにて、いとまこひ申候このかた、御ゆかしきは、月にそひ、日にかきなりて、なにとるなくさみも心にそます候、そこほとばりよかうなんきなるうちにも、富士の雪にこ、ろをのへ、むさし野の草を見てはもへいつべきはるは、さこそとおもひをうつさる、おりもやありなん、しかはあれとも、彼うつつの山とやらんはつたかへてはしけりものこ、ろほそくす、ろなるを見る事とかきければ、さそくつたの下道うらふれたまひなんと、おもひはかに候、あはれ今一たひけんさんいたしあつまかたのものかたりともうけたまわりたきと存計に候、よろつめてたく、又々、かしく、

尚々、御とのねうはう衆上らう、つほね、しんたいふ、あふち、おちやち、をはしめ御奉公ゆたなくつとめ候よし、たんしかるへく候、窮屈はたひのならひと何も存候てかんようたるへく候、なに事もわたくしをさしをき、いよく御奉公たのみ申候とをりおほせきかせらるへく候、此はうにまかり居候衆、御め、ふち、ころく、るかこ、ちよしゆ、いとそてこ、いつれへも御文のをもむきくはしく申きかせ候、一入かたしけなきよし申あけ、みなくほうくうねんころに申候間、御心やするへく候、此ふみ調申候うちに、御ふくくたしにまかりのほり候つかひ、下着申なか月十五日の御ふみくはしくひけん中候、弥おや子とも(披見)にそく才に御座候よし、満足のいたりに候、このものまか<sup>③</sup>

りくたるまでもするが殿御のほりなされず候哉、うけたまはるやうにするが殿御のほり候てこそ、あつまへは同心これあるへき處に、おそく候は、冬ふかくなり路次も入なんきに御さ候はんと是今の心つかひ存つもる計に候、御ふく一かさね下給候、見事なるうへ御よろこひにと被仰候而、一たんいはひ申候て、うはかさねにつかまつるへく候間、うれしく候、

むつのかみ殿、おなしくわかきみへも御ふく一重つ、まいらせられ候条、やかてこれよりかこしまへ進上申候、一たんの御よろこひにて候、定御禮は直に被仰へく候、ことに御曹子山くちしるき御きりやうにてよろつめてたきと申事候、猶たかひに御よろこひ申うけたまはるへく候、

慶長十八年

十月十日 御自筆御つかひ

有馬奉膳兵衛尉

旧記後篇卷八一

案文在蒲生衆本司源右衛門

大坂合文ともおひにくたし給り、御音つれうけたまはり、うれしく存候、ことにちやのゆをひ二すち、ほうそうあひそへ送給候、こ、ろさしといひ一たん見事にて候間、随分ひさういたし見申へく候、さて、京、大阪のかたへ御さ候へは、せめておりりの御さうもうけたまはる事に候、あつまへくたり給は、ほと遠くへた、りていよくゆかしく可能成候、まへにも中候ことく

かたのほられ候のち、日かすはさのみつもり候はねとも、千とせをふるやうにめつらしく存ばかり候、たよりのときはかならず文をあづかるへく候、けんさんいたすと存候て申へく候、かいふんおいさきめてたくさかへられ候する事を、こひねかふばかりに候、又々、めてたく、かしく、

尚々、いぬともさかしきよし、文に見へ申候、ちいさく候とさきほとうけたまはり候つる、その分に候者あいらしく候はんと存候、いかにも候て今一たび見申たく存たる計に候、

慶長十八年

十月十日 右御同

旧記後篇卷六八

案文在蒲生衆本司源右衛門

伊勢ひやうふ少御つかひとしてふとまかりのほられ候ま、よすかよく存筆をそめ申候、此比高き大炊のすけ、市成かもんひやう系のつままかりくたり、そのほう京へ御のほりのよし申候、其外文ともくはしく見申候、一たんめてたく存事に候、みやこへのとうりうはさのみこれあるましく候、はやくとへくたらせらるへきと存候、まことに道すから露、霜、雪をしのき、色々けうくつのいたりきこそと推量申候、又いつものくりことなからあつまかたの在宅はよろこつつかひ一かたならず候、そのゆへは京はふりにし里となり、日のもとの大みやうたちことくくるとにめしよせられ、門をならへ軒をつらね所せく風情とうけたまわり候、

されは春の日のおそきをくらしかねては、堪の口すさひにも諸國のとりきたをし、又秋の夜のなかきをあがしわひては、人のよしあしをいひかたらひて、日をおくちるゝより外はあるましく候条、諸事よきにつれてはよき名をひかれ、又あしきにつけてはあくみやうをとらせらるへく候、左候へは一身のみならず、國家のきすをもとむる基たらんか、ことにこのたひはごなたかなたのにいまりのねうはうともあまためしつれられ候間、定而きまかせのみこれあるへく候条、上らうつほね別而たのみ申事候間、かたく申わたされ、御奉公すこしもゆるかせなくつとめ候やうに申きかせらるへく候、中にも諸所よりの御供衆大かた人役までにも心もしらぬ太山木のやうやく柚いたしたるへく候条、かまち備中のかみ、上井二らさゑもんのせうよく／＼ねんを入その人／＼を見はからひ、御奉公可被申付候、たいもくなんによみたりかはしくこれなきやうに下知かんようたるへく候、さいわいひやうふの少まかりのほられ候条、何も御供衆へ右のむね口上にて申わたし候、御心えのために候、老躰事今日追は一たんそくさいに御座候条、其元々聊きつかひあるましく候、た／＼こひねかひ候は日ころへすして再会をとけつかるやそとの濱までの御ものかたり、きかまほしく存事に候、くはしくはひやうふの少中されへく候条、筆をとめ候、めてたく、又々、かしく、

尚々、上らうつほね、しんたいふ、をはしめ御とものねうはう衆へ、しんらうのよしのこらす仰わたされ候て給へく候、弥御奉公此時に候、供衆何も其心得候て、御奉公たのみ申候、しかれば、たかさき太炊のすけ、まかりくたり候にもろはくたる二、荷さけのうを一しやく、たらのを三

ツ、みのかみ百てう、下給候、しけ／＼の音信かしまり存候、心さしのほとさらにみしかき筆につくされす候、

慶長十八年

十月二十五日 御白筆御使

伊勢兵部の少

日記後篇卷六八

241

案文在蒲生衆本司源右衛門

ひさしく御をとつれうけたまはらす候、まことに遠つ國ゆへ申度儀も、存やりたる計にうちすくし候處に、御つかひ御のほり候ま、うれしく存一筆とりむかひまいらせ候、さて／＼かりそめのえにしをあつまへむすひ心つくしの御事までに候、そもしわれらかたへ御入候うちは、心はやみにあらねとも何事もまよひは大かたのいさめにてうちくらしまいらせ候つる、されは此比かうちのかみ殿へむつましく御入候はぬよし、あまねくうけたまわりのつたへ候、定而女のならひしつとゆへに候はんとおもひまいらせ、これより心つかひ大かたならず候、更身つからとはまはゆき申事なから、女は五障のつみの外に三従とていわけなきほどは、深窓にやしなはれ親にしたかひ、はしめて人となりしよりおとこにしたかひ、さて又老後には子にしたかふ、これを三の家なしと申候て、女のくるしひはなへて世のならひにて候、それむかしよりをのこは色にそみ、香にふれたまふ、ことに此比は大名かた御手かけを、五人、十人めしをかれさる人は御座なきよし承候處に、他のかへりみなく系ひす心にてそれをかこちたまはは、ほいなく

こそ入さる引ことながら、竜伯さまあそはしたるいろは哥に、ね  
たしとて、さのみりんきのすきぬれは、つまにわかるるはしめと  
そしれ、かやうにことくきをかりあつめ異見申まいらせ候も、か  
ならずそもしひとりのためならず、御國御家にきすを付たまはん  
事を存出候へは、身もしまてくちおしく候、しろしめさる、こと  
く御代のおさまるしるへにて、京はふりにし里となり國々の大名  
たち江戸、するかのかたをすみかとなされ、門をならへ軒をつ、  
らね所せく風情とうけたまわり候、されは、春の日のおそきをく  
らしかねては堪の口すさひにも諸國のとりさたをさせられ、又秋  
の夜のなかきをあかしわひては、人のよしあしをいひかたらひて  
日をおくりたまはんより外は御入候ましき歎、そのことのはのつ  
てにはそもしの御うへさも定而出合へく候、さらばよき名をひか  
れたまは、御うれしく候へとも、た、今のそねみふかき御心にて  
は、悪名のみとりたるへく候、いしんさま御父子もそののみ御心  
つかひにおほせられ候へとも、ほとへた、りなに事もそのかひな  
くをじうつりまいらせ候、これよりはよきうへにもよきやうにと  
おほしめし候、くはしくは御つかひにこま／＼おほせわたさるへ  
く候条、聊御そむきなくしたしくかうちの守殿へ御そひ候て、ゆ  
くす奥州さまへ御ねんころ、さ、れ石のいはほとならん世まで  
も、かはる時なくまし／＼候は、身もしもいかほとめてたくこ  
そ、猶かさねて、かしく、

くり返し、そもし事かうち殿御心のま、にしたかひたまふ  
へき御事候処に、承候へは、かもし御留主の時はねうほう  
衆もまかり候へとも、かうちのかみ殿内へ御わたり候へ  
はみな／＼御まへをしりそき候て、女は一人もまかりあさ

るよし、さてさておとろき申まいらせ候、定而つねにそも  
しのねたみふかきをおそれ候ての御事たるへく候、たと  
ひかうちとの御留主には女はうたちもかけにぬまいらせ候  
とも、おく座へ御入候ときはそもしの事は申にをよはず、  
ねうはうたちもなみる候て念比に宮つかへ申候而こそ、他  
のきこへもしかるへく候へ、さやうにはしたに御入候は、  
とてもゆく／＼むつまじかるましき事すもしのまへにて候、  
まことに親子のあひたに候へは身つからの心のそこいをう  
ちさらし申のほせ候条、此うちの心をあらため給ひ候てか  
うちのかみ殿へしたしく候は、身もしの事はかすならず  
候、いしさま、むつのかみさまの御よるこひはさこそとそ  
れよりすもし有へく候、又申候、つほね事、色々心まかせ  
ゆへ當しつかうまつりたるへ、まつ／＼かたへにめしをか  
れ候哉、とかくこなたにての御とりさたにもかのつほねゆ  
へにこそ、そもしの名もくたし給ひ候条、はや／＼此かた  
へ御くたし候てしかるへく候、申さすなから此ふみなをさ  
りに思ひ給候は、ほいなるへく候、けちめなく見させ  
られ、一々御かへりことにうけたまはり候は、みつから  
のうれしさ此御事たるへく候、

慶長十八年

神無月つこもり

ふんこの守

とうとをみ  
かけかは三の丸にて

御つかひいせ兵ア少

懸かわ三のまるへ、ふんこのかみ殿ふくろよりまいらせらる、異見のふみ、われらあひと、のへ候て遣之候、そのさうあんにて候間、その方へもけんさんに入たく存もたせ申候、上ちうつほねなどつれ／＼の時よりあひ候て見給ひ候て、しかるへく候、江戸にて

むすめへ

まいらせ候

いしん

旧記後篇卷六八

案文在蒲生衆本司源右衛門

たよりのま、とりあへず筆をたて申候、さて／＼寒中に遠路のさうくつ、御奉公とは有なから御しんらうの儀とも、さとからぬ筆にはあらはしかたく存候、はや此しろはするとなくゑとのかたへおもむかれ給はん哉と、中途さき／＼の御仕合ともねさめにもかいか、と承度存候間、東國のやうすは申におよはず道のゆくての御事など、こま／＼文にか、せられ、しきなみに御さうまち申計候、われら事も一たんそくさいにこれ有事候間、それより心やすくおほしめされてたかるへく候、まつ／＼此たひはよすかいそかしく御入候てくはしからず候、やかてつかひをまいらせ候はんま、そのおりからまめなる御さう申のほせ候へく候、よろつめてたくこそ、かしく、

慶長十八年

むすめのかたへ

御つかひ

吉としとくゑもん

旧記後篇卷六八

南郷あはち下ちやくに、其ちのやうすまめなる御ふみ、井てうかきにておほせこされ候通り、くわしくうけ給り届候、そののちうちつつき下し給候文とも、いつれも／＼其心得申候、

一大御しよさまへの御しん物、江戸におゐて本田さと殿、御とりなしにて御あけなされたるよし、めてたく存候、おなしくしやうくんさまへの御しん物も、あかり申ことに御きけんよく御入候而、少兵衛事御前へめしいたされ大名達御しゆつしの中に御言葉をそへられ候よし、過分のいたりかたしけなく存候、さためていよ／＼御仕合かわる儀候はしと、まんそくすくなからず候、

一いく度申候へとも女の身にて、在江戸はあきからぬ御しんらうの儀に候、されはいつとなき旅のけうくつ／＼存やりたる計候、ことにちたひきまかせなる衆あまためしおかれものことに御心つかいたるへく候、さりながら御とも衆も今まではこ、もとのかたきをちかへず、御奉公つとめ申候よし、肝要に存候、ひつきやうそのほか、なに事もすなほに仰らる、故と存候、弥よろしきやうにかたくおほせきかせられ、尤たるへく候、しかればたひ／＼申ことくそこもとへつめ申候さふらひ、中間、小者たくひはさためて其内にきまかせなる衆もこれあるへく候間、次郎左衛門分備中をはしめそうゑん、五兵衛など談合をいたし、いつれも御おきめをまもり、よく／＼あいたしなみ御奉公仕候へと、きひしく申付られしかるへく候、もし又御意をそむき、



きまかせのふるまひあるものこれあらは、一身の事は申に不及、  
國にてそんなるさいしにいたるまで其科のかるましく候条、  
連々其通役人中かたたく申渡さるへき事せん一に候、

一江戸の逗留はさらに際限なき事に候、然時は公儀わたくしども  
に銀子ならては相調ましきと、御心遣のよし、我々も同前に存  
事候、とかく、くにもとろきんすしのほせ候はては、諸事不如  
意千萬たるへき事かくこのまへに候、いつものことく國ならひ  
の油断に而は笑止たるへく候条、遠く候へは從是申上せ候儀は  
何事もおくれ立事候条、其もとかれこれ時儀能様に談合たのみ  
申候通り、仰傳候て給へく候、

一そことも御宿のすまい御らんあわせられ、おくかたへ行かよひ  
候所はいか、におほしめされそうゑん五兵衛にとのぬ被仰付よ  
し、尤候、然は、夜の御番は御わひにそんなし候よし申上候や、  
しかしなから少兵衛、二郎左衛門へ御たんかうなされ、しゐて  
被仰付、又々、夜をも御番相勤よし可然存候、とかく御はんは  
よるこそたいもくにて御さ候、申さすなから番などの儀ねんを  
入られ肝要に存候、

一曾木五兵衛かわりの儀承候、実もふと御供仕候条、尤に存候、  
乍然五兵衛代りに罷登御奉公可仕、色々見はからひ候へともさ  
らにさやうなる人見およひ申さす候、た、し東条はやと事しか  
るへく候はんかと存候、其外に誰ぞ心付も無之候、者其方も筆  
人事可然思召候は、巨細に御返事にうけ給るへく候、秋のす  
へには申付さしのほせ申へく候、

一上らう局、しん大夫、あふち、ちやち、御奉公そりやくなきよ  
し一たんうれしく存候、いよくあいかわらす其ふんに候はて

はと存候、其外御供衆御奉公別而辛勞のよし承り候、猶以宮仕  
おこたらす頼申候とおり御心へ候て可預候、又中候、あふち、  
おちやち、いしやうかれ是ぬい物に一人辛勞中候由、是より神  
妙に存事候、おちや、もとうせんに縫物受取仕立候、而しん  
らういたし候よし、かんようにそんなし候、又々ついでながら女  
房達へ申候、或心にふくみ、あるひは傍輩にふかしく念比  
を仕る事、又中あしき事も我等第一きらい申候、左様成人は必  
君の御為を忘る、物にて候条、傍輩へ分而知音は無用たるへく  
候、此旨皆々へ被仰聞可然候、もしその上にも取わけ念比仕者  
曲事のよしかたく可被仰付候、

一乍重言女房衆へ銘々文にて申たく候へとも、翁さひたる筆には  
かきつくしかたく候条、其御前を上らうつほね、しん大夫、大  
こ、おふち、おゆら、おいま、おいと、五る、あちやく、ぬ  
い、右衛門督、あこ、ちよほ、あや、くはり、まひせん、たけ  
かわ、あつま屋、野わき、さ、なみ、おとめ、こてふ、せきや、  
あさち、も、さ、此衆へ一々しんらうの通り被仰傳へく候、  
いつれも常に御ほうこうねんを入、世上のとりきたもしかるへ  
きやうにかいふん心かけ頼存候、

一當年は孫殿十五のやくにて、心つかいのよし尤に候、夫により  
きねんの事承候、かいふんせい、申へく候間、御心やすかる  
へく候、しかれば、其方事冬にはいつも霜はれさせられ候へ共、  
去年はさやうにも御入候はて手もやはらかに候つるよし、是又  
一だんまんそくに存事候、

一般若寺別當、いつものことく當年も御きねんせい、被成候而、  
親子のまもり二、被進候条此たよりにのほせ申候、隨に御受取

可日出度候、然者、あはち下りの時分、別當へ小袖一被遣候、誠に御心さしのいたりさらに御礼をも申得かたきよし候、かならず我等分しつねなく其とおりに申上せ候へと、頼にて候ま、如此候、

一ほくさいへ祈念之儀、被仰付候、是も成就申候、而守二、札十枚はいち、并供衆の守六十三、あけ申候間、此度同前に上せ候、旁為御心得候、

一ちいさき系の子そだて申候は、のほせ候へと承候、従是も内に其かくこにて候つる系の子ともあまたうみ申候、そのうちを見合候、而少きを二疋、むつの守殿御きも入被成候様にと談合申事候間、御存のために候、

一おんそ、重おくり給り候内、なんと鳴如仰一領見事にて御さ候、これよりこそ東國一しほさむく御入候よし承り及つる間、過にし冬もしつはたおさのあら、とき遠におれる絹なりとも送り申へきところに、かへりて旅よりの心さし不淺存候、殊に大なるくり一箱、送り預り是又珍敷とりはやし申候、

一少兵衛、二郎左衛門、備中いづれも公義かたしかるへきやうにと談合申さる、よし、肝要の儀ともに候、并そうゑん、五兵へ御奉公そいなきよし、しかるへく存候、誠に御とも衆の内、別にめし仕れへき人なき事候間、そうゑん、五兵へなと心のくまなくそに入、細に入、御奉公此時に候、御存のことく大をのほせ申候、せめて旅のなくさみにもなり候はん哉とぞんし、如此候、白き糸の子はみすていか子にて候、ふちいぬはちやうもうか子にて候、次にそこもとへ被召列候かうむりいつ、さかしく候て少しなくさみになり候よし、是より承り悦申計候、

一妙園寺へ小袖一、被遣候殊の外よろこひにて候、誠に御心つけの忝さ、しゆみよりもたかく、さう海分もふかく御座候よし、我等前分能々御礼申上せ候様にと東堂こ、もとへ越給ひ、御頼に而候ま、如此候、りんかうへもさる物一くたり給り一たん忝きと、御礼申上候、いづれも御心得のため候、

一田はた左兵衛、罷下り候時分諸白樽二、かん三、さけの魚三尺かき一はこ、其後右川平右衛門下り候砌、印籠たうらんせと香合二、給候、わた七兵衛下候時小倉島二反、音信に預り候、誠にそこほと萬不如意たるへき事推量の前に候処に、度々の心寄あさからぬ儀と申計候、

一いせ兵部の少、其地へ罷下りやかて將軍様へ御目見へ仕、一たん仕合よく候て、頼ともこのかた御当家の久をこりはしめまで上意なされたるよし、他家のおほへと中面目之至此事に候、

一当年も國々へ御普請被仰付候へとも、當國は御有免之由、扱にこ、もと上下の満足これに不過候、必竟その方親子在江戸にて辛勞させられ候故と、いづれも申事候、承様に諸國並御普請被仰付候は、御國のつかれは不及申、上かたの御普請一圓になれさる事にて候間、逆もそこもとの筈に逢間敷と、内々心遣此事候処、きとくなる御冥加にて御普請も被差置、其上むつの守殿当年の御上りも御延引にてしかるへきよし被仰出、彼と言、是と云、御國のやすまり一方ならず、何れ共御念比の上意かたしけなきと申も、中々おろかなる御事に候、

一かうちの守殿色々御ねんころにて、御舎弟も同前に御見廻被成、其上繁々御使に而もむつましく被仰候由、さする御ゆかりのしるへと一たん畏り存候、左様成御礼も申上せ、猶以萬御心を被

添へき事頼存候由、従是委く可申入候、御心得のために候、

一たび御返事の長ふみともくりかへし致披見候、何れもふみの断りさはりなくきこへ申候、長文にて申のほせ候、しかしながら心のほとも更に申つくされず、言葉続きもよきやうにと存候へとも、哥書めき候て、み、にたつ事にて、又あまりくたくたしきもへいくわいすき候ておもしろからず候条、た、そこもとの御申かしきになぞらへて、せめてよしなきことはをかきつらね申上するはかりにこそ、しかれば孫殿手ならひ心かけのよし、一段神妙に存事候、此たひの文とも見申、すなはち、其しるへあらわれ、見事に候間尤然へく存候、弥文もおさく敷おいさき諸人もほめ申候へは、題目むつの守殿御外聞と申、御慶是に過間敷候、もとゞ我々のうれしさも可為御同前候条、乍不申手ならひのみならず、物ごとにかいふんかねくいさめ給候様に、よろつ御心つかいかんようたるへく候、

一されは、青柳の糸なか、りし事なから一はの舟の浦風に、八重の浪ちのもしほ草、書あつめてもひろふてふかひこそなけれ、くたけたる御心のうちはひたすらになこりかほにて、せきやうな、めに雲をこひ、又かたふく月に向ひても老たる我らをしたひ給ふよし、罷下りたる使の衆物語申あへり、さらぬたにこれよりも其方の事のみとやあらぬ、かくやあらぬと、うしろめたき折節、さやうにせちなる事を承り傳候、弥我等もおもひふかくなりぬ、誠に年久しく側に置申つれとも、終に一度も我等の腹をたてられず、孝行ふかくまし／＼て、三伏の夏は、枕をあふきて床をす、しくしたまひ、おせつの冬は夜ごとにならささぬるふすまをあた、め、身にあ<sup>(か)</sup>たへられ、孝ありし事共、今更少もわすれず候、されは々様に親敷

候つる親子の問を、今あからさまにあつまのかたへ、たひ立給ひぬるこのかたのなこり、筆の海にもつりはりのいとみしかくてこそ、

しかはあれともかゝるためしは世のならひとおもひかへして、其方もたゞ／＼花の春、もみちの秋に心をなくさめ給はん事然るへく候、もとより鳥の跡たゞす、文にてたかいしけく申うけ給るへきま、けんさんに同しかるへく候、しかれば彼中なこみちとしとやらんが哥に、さしのほる、朝日に君をおもひ出ん、かたふく月にわれをわするな、といひしも、大かた心はひとしからましと、申はかりに候、なをよろつ、めてたく、かしこ、

猶々、きやく人さいせんのやうにあいかわらず其方親子にたいし戀に奉公申され候よし、是又何よりもつてうれしく存候、いよ／＼諸事たのみ申候よし御心得にあつかるへく候、次々へもんのかうふとわつらひ出し候や、しかれともずいせん、のくすりにて大かたなおりたるよし、かんように候、定日にまし快氣可仕と存候、又申候、まつなみ短慮にまかせてや、もすれば下女をはうくわひにあつかひ申により、その身もしほり給ひ下女もとりはなちひせんにたまはりたるよし、尤に存候、とかく、まつなみ事はゆくすえめしつかわる、儀なりかたく思召候通、巨細承置候、けに／＼さやうにきまかせに候は、とてもみやつかひはつかまつりと、けましく候、いづれとも御ふんへつしたひに候、

右者、惟新様御娘、於下様江、被為進御狀<sup>ニ</sup>而候、月日本書<sup>ニ</sup>不相見得、一冊之上書<sup>ニ</sup>左之通、  
お下様、江戸江慶長十八年六月二四日御立、十一月十六日、江戸江御着也、證人<sup>ニ</sup>御詰被成候節、御國元より被遣候、義弘公

出水表へ在番之儀、別而辛身之至候、就大城普請之儀、随分念  
 被入毎日無懈怠在番之者共江申付肝要候、無餘儀普請之時者大田  
 吉兵衛亟、白坂七右衛門入、兩人江令熟談諸在郷江可申付候、惣  
 別百姓猿ニ召仕候事一切停止之由、申聞候之条、其心得尤候、謹  
 言、

正月七日

惟新御判

宮原左近入道殿

去月二六日、少將殿無異儀細島御出船之由珍重候、定早々可爲  
 上着と存候間、上方之仕合爲可承はやうち差上候、乍不申朝夕無  
 油断可有奉公事尤候、就中當世はわか衆中かたき并存分とも前々  
 ニ相ちかひ、かけ事ニ主人などの事をも悪様ニ申なし諸人の心を  
 うこかし候事、于今在之躰と休と見へ聞へ候、如此申候得はひと  
 へにおの／＼へ異見かましき文躰如何敷候得共、其方事は龍伯様  
 御近習ニ在候而、みち／＼敷事をも被存候間、中事候、少將殿た  
 めに於不能成儀者不混他ニ被申尤候、我等事は眞幸かたきと被仰  
 悪事をは我等一人之わきのやうに取沙汰とも候条、くがいむきの  
 儀は、何事も中間敷覚悟候、併貴所事者無等閑儀候間、中事候、此  
 躰書可有他見事も中々無用たるへく候、吉左右早々相待候謹言、

十月五日

惟新判

遊浦

去月八日之御狀、同二三日下着、具ニ令披見候、先以無異儀在  
 京之由、珍重存候、  
 一山口殿別而懇ニ被仰候哉、日出度存候、定而御目見得時宜共、  
 相濟候平と自是申計候、  
 一關東下之儀、當年之出者可被差置様、聞得候哉、時儀不輕事候  
 条、先以目出度存候、

一當國之絵図并田帳之事、則鹿兒島江中渡候、然者、彼田帳之事  
 出來兼之由候条、毎日以使者申候間、漸首尾いたし罷登候畢  
 意爲被仰付人衆不入精故ニ候、先度大嶋入之御談合ニ付龍伯様  
 鹿兒島へ被成御越、三日御談合ニ而候、此内も朝ハ八時ニ被罷  
 出晚ニ八日入前ニ罷歸、更ニ不入精事ニ候、右之類ニて延引被  
 成候哉と存候、惣別鹿兒島之様子ハ何事も緩々と物を仕、不入  
 精事、くセニ罷成候条、後日御爲ニ不能成事と笑止ニ存計候、  
 一御分國中拾壹万八千斛之かくれ知行有之由候、さりとては過分  
 成儀共ニ候、此度図田帳罷上候ニ付而も、彼隱知行無糺明事者  
 無心元存候、然ハ大島渡船之儀銀子百貫日程、入可申談合ニて  
 候、如此造作入候危キ渡海さへ被成御企候処、日之前ニ有之拾  
 壹万八千斗之隱知行、無沙汰事、案外ニ候、是非共欄被仰付、  
 露頭仕候様ニ貴所御分別候はて不叶儀ニ候、到爰許も我等一入  
 彼かくれ地之事申候へとも誰ぞ被打合候事も無旁以笑止之事と  
 存計候、  
 一河田大膳亮去月十八日、罷下被仰下候条々継承届候、  
 一大島之儀、御談合被中置候、雖然、渡海 船作なども未被企御  
 談合、爲被申置迄ニて、其以後兎角之噂一言も無之候、然時ハ  
 來秋之渡海、如何可相調哉と存計候、

縁中之儀、山口殿御内儀御座候通、比志島紀伊守、伊勢兵部少輔前の申下候、誠ニ時宜入事ニ候条、甚以御苦勞無申計候、乍去人質於逗留ハ切々見統過分六ヶ敷事ニ候、然時ハ、如此縁中被組候ハハ当分難調候、後日ハ無余儀縁者出來儀ニ候条、貴所御爲可然歎と存事候、

鹿兒島書院并数寄屋之事、材木之不作過半出來たと見得候、雨晴候ハ、立可申候、我等罷越見廻可申候、風呂之儀ハ未企無之候、幾度中候而も路地を松見事成体無双儀ニ候、然ハ當分其元路地ニ少爲替事有之由承候ハ、是又後便ニ様子可被仰下候得其意度候、

一一文字之刀を上方の被召寄候間、我等前の上せ申候へと御かみ様の被成御頼之由承候、然者彼刀ハ譜代伊作ニ有御重物ニ而候由候、然處如此被召囓候事不可然儀共ニ候、既ニ伯圍様御代ニ彼御重物を鹿兒島へ被召移度由、御間を御申候つれ共おり不申候条、不及是非伊作へ如前々被召置候、々様ニ先例有之御重物を貴所みたりニ被召散、剩京都迄遙々海上を可被召寄事ハ御分別之外かと存事候、誠御家貴所迄及廿代、伊作之内を終ニ不出御重物之事候處、貴所輕々敷被召囓候ハ、後年不可然之由可有批判事案中ニ候、彼刀を其元へ可被召寄事ハ、何之御用ニ而候哉、様子ハ不承候へとも先々我等留置申候、相構後日も刀ニよらず御重物を何かと被召散事ハ、是非共ニ可思儀ニ候、御重物之儀ニ付而ハ委敷聞候ハて別儀ニ候、文ニ餘なかく候故闕筆候、

一馬追之事所ニより貴所下向之砌まで殘置候へと被仰置候つれとも、時分過候へハ惡敷候間、先ハ諸所馬追我等前の可申付由河

田大膳亮を以承候、則其通紹益へ申渡候、駒之事ニ二程殘置候へと承候へとも、後日御進物などの爲候条、我等鹿兒島へ罷越駒共見申候而、依馬形六七ツも召置可申と存候、爲御存知候、一かたつきの事、当分焼せ置候ハ惡敷御座候、乍去肩衝六ツ上せ申候、誰ニ而も御見せ候而、此内少成共用ニ可立様ニ被申候ハ、福島殿へ可被遣候、其余ハ相應ニ可有御遣候、

一唐船之事、六月ハ定而早々可致着岸事ニ候、然ハ彼囓之様子可御意之由、於爰元申談候、弥無御失念、被聞召合早々可被仰下候、委細之儀者比紀、伊守、伊兵部少輔ニ我等申候条、不及委細候、

一毛利伊勢守殿の春屋國師之文字送頂候、慥相届候、則直ニ御返事中人候、自然出合候折節我等過分ニ存候通、御通合頼存候、弥ハ鹿毛之事、國分五郎右衛門爪髮二別而入念事候条、一段之見事ニわかやき申候、恐々、

五月朔日

惟新

陸奥守殿

旧記後篇卷六〇

猶々就中奥表江立入候中間小者共ニ右之旨能々可被申聞、聊以上氣任せ不仕様、可被申付事專一候、

此比者御無音ニ相過候条、企一行候、先以娘孫衆御無事ニ御座候由尤目出度存候、殊ニ御供之女房衆を始其外何の御奉公無聊爾之由、満足不少候、弥以江戸之御事日本國之大名衆御寄合ニ而、諸事心遣儀候間、各其心得を以乍辛勞、他國之批判無之様、中

間小者已下二至迄相嗜御奉公仕候へと、堅可被申付候、勿論於御爲二成儀者、朋輩知音之上たり共、聊無蟲鼠曲事之段可被申上候、随而五兵衛事ハ氣相之由、承自是心遣<sup>ニ</sup>存事<sup>ニ</sup>候、先以爲替大窪備前守可差上由、御料人迄申進候、於御招引者御暇可被給候、左候而下向候ハ、中途之養生ハ如何様<sup>ニ</sup>も可被添心候、然者五兵衛於下向者何篇宗圓一人之可爲辛勞候得共、無餘儀頼中候間、猶以無用捨各<sup>江</sup>異見可被申事肝要<sup>ニ</sup>存候、將又兩人之宿元一段靜<sup>ニ</sup>在之事候条、可心安候、尚跡より可上せ候間、不具、恐々謹言、  
七月廿五日

江田藤右衛門入道殿

曾木五兵衛殿

其後者不申通、心外之至候、先以其許娘并孫殿勇健之由満足不<sup>少</sup>候、扱々長々之在江戶御辛勞之儀、申も中々疎候、度々如申尽江戶之御事者日本國大名衆御着合<sup>ニ</sup>而、諸事善<sup>ニ</sup>付而も、惡<sup>ニ</sup>付而も御沙汰可有之候間、別而念被人、惡まれをも不被顧他國之批判之様何も相嗜御奉公疎意有間敷候由、上下共共<sup>ニ</sup>堅可被申聞事頼申候、猶重<sup>而</sup>可申上せ候間、不詳候、恐々謹言、  
七月廿五日

(空白)

町田少兵衛殿

尚々、大風以後御屋敷之普請何程<sup>ニ</sup>相調候哉、承度弥油断有ましく候、

其後者、御左右不承候、定而其元弥可爲御靜謐と目出度存候、仍此比駿河と大阪之間不和之由、爰許風聞申候、如何無心元存候、

然者世上爲何出合も雖有之、陸奥守殿事東國之御奉公一篇<sup>ニ</sup>可被成之地盤<sup>ニ</sup>而候、就其無別心早々江戶、駿河へ爲可有有御申、鎌田左京亮、猿渡新助爲御使被差上候条、此元何も爲心得候、遠方之儀候条、縱此元之儀<sup>ニ</sup>付何歟と雜說申候へ共、正儀<sup>ニ</sup>被仕間敷候、諸事被任御書面、御供<sup>江</sup>其分別可爲肝要候、巨細口上<sup>ニ</sup>申含候間、不具、恐々、  
十月十三日

(空白)

町田少兵衛殿

右貳通共惟新公御狀<sup>ニ</sup>而候由

致極老忘<sup>イ及</sup>前後程<sup>イ條</sup><sup>ニ</sup>而、近頃乍斟酪餘<sup>ニ</sup>御家之儀氣遣候間、存寄之通申事<sup>ニ</sup>候、

一御家代々と乍申、貴所家督之様<sup>ニ</sup>譽有事ハ無之候、誠<sup>ニ</sup>久敷家者皆々滅却之時節繁榮候事ハ三代之有道、殊<sup>ニ</sup>ハ神慮先祖之御守深<sup>キ</sup>故候間弥被重天道、可被折家之長久儀專<sup>一</sup>候事、

一此比<sup>ニ</sup>至迄、子孫無之大欠道と存候処、思之俛成男子誕生奇特<sup>イ外</sup>共中々難述言語候、因茲平生之思慮肝要<sup>ニ</sup>候、其故者一天下之國主每度之御普請を被相勤、亦者年々駿河江戶<sup>江</sup>參上其苦身不

可勝計候処、當家者數ヶ國を被爲領、一度も御普請不被仰付、亦切々之出仕も無之、諸人羨可爲不淺事候、如斯大果報<sup>ニ</sup>被打任、心遣無之候ハ、寸善尺魔と申ならハし候間、確と可被及氣遣儀、可有之候、就中當世者金銀を以被統家事候間、内々不人事<sup>ニ</sup>物之入候儀、可有用捨候、事之次手を以貴所諸道具共手間爲入様子と相見得候、亦被召仕候女房衆衣裳等も餘り結構之

躰ニて候、内々之儀有大方ニさせられ、少なり共其入目公儀之用ニ被立國家之爲ニ成候様ニ御分別尤存候、諸侍も節々之出物ニ爲勞果由候、然処内々之花麗共候ハ、世上之見掛取沙汰亦者堪忍仕難成人々述懐も可起候哉、少し足らぬとおほされ候半事、満るを欠ニ而候間天道こも叶ひ國家子孫之祈禱共可成候事、

一存ニ如申候貴所御代之様ニ自他國之爲取持有之儀、前代未聞候、誠ニ公義付諸國ニ辛勞を被尽處者、遠國分使共被遣事不大方懇切候間、何時も他國之使者ニ者被人御念、自身振舞をも寄合、會尺等念比ニ候ハ、可然存候、惣而他國之客人ニ鹿兒島役人衆、無沙汰無之様子連々可被仰付候事、

一當國之様を見申ニ付、近き親類中ニも、或者氣任せ、或者無構大欲心底ニ見得候、兎角御爲ニ可成人見及不申候、亦歴々之中ニも御用可立人多も無之候、御爲ニも可成人と存候衆者、早年寄申候、然時者行未之儀何共氣遣千万ニ候、御分別之前不及申儀ニ候共、餘心遣之俣申事候、

右條々、辭事而已可有之候条、以用捨御覽可有候、恐々謹言、  
九月八日  
惟新御判

陸奥守殿

今月十八日池田左近太夫罷下、書狀并口上之趣具ニ承、本望之至候、先以公方様被成御上京、則御日見相濟候由目出度存事ニ候、殊ニ又八郎殿ニも同前御日見得候由、誠ニ年少之儀ニ候条、御前如何と從是心遣千万存候処ニいかにも乙名數御札被申上候哉、就夫奉始上様御年寄衆其外御前ニ御座候人衆いづれも御褒美之躰ニ

御座候ひつる由、扱々奇特成儀と老後之満足不可過之存候、此等之趣、御祝儀爲可申不凶企使礼候、上様御上京之儀候間、不及申候共公界可然様ニ彼是可被人御念事肝要ニ存候、將又、我等煩之事干今無相替儀候、老躰長々病床と申、弥草臥之躰御推量之前ニ候、併養生無油断候条、御心遣有間敷候、猶期後音不能詳候、恐々、

六月廿四日

惟新

薩摩守殿

御使  
東郷長左衛門

右元和五年可成、又八郎殿とハ、家久公御ニ男又八郎忠平、後兵庫頭忠朗之事也、時二年四歳也

任幸便用一輪候、仍三月十五日之注進狀卯月廿九日ニ相屈、具ニ令披見候、先以諸船無異儀同前ニ其地江着岸之由、殊大島之事不日相濟候通、千萬目出度事候、扱々蒼波遠々之御辛勞、自是察存計候、定而琉球之儀も別儀有間敷候哉、早々吉左右待入候、猶期來者候、恐々謹言、

五月二日

惟新御判

樺山権左衛門殿

夫、按當家之代々、自忠久至家久、殆二十代也、予幸及八十餘歳、近代見他家之盛衰、歴々如見目而、或殆泯尽、或有モ如亡、瞬息之間、化鳥有去闕、或称一士、而不扞家之貴賤、以我之有才覚、領莫太之知行、其勢雖以興家國、不用旧邦之例、是故朝興而、

夕亡終、爲禪辱之夢矣、雖然當家無異儀而、美譽振世者、以日本國旧章也、由此觀之、一士以無重代之巨、無諫諍之賢、任心所之古實、新不敬佛神、使民不以時人、不以道因失往古之政天罪不遁者乎、當家代々信心堅固、家臣繁榮崇仏神敬、先祖修武畧、勳文教加忠節、以故國代益隆也、自今以後嗣而、守家者、愈守此旨、不可亂國家之行儀、抑予辱爲義久公之舍弟、自少之時委身於弓箭之事、奉命於危難之間數十年之中、不啻晝夜、始挿懷遠柔近之心、終思見危、援令義是故、東西伐匪晉日本國中、着一戎衣而在朝鮮者數年、軒敵立切意二逢天下泰平國家安穩之時、唯夷生前死後之本懷也、以事之次予之武功之趣、畧記之者也、

元和年間之由

不出來候得共、二ツ差上候、則右きりかたも相添上せ申候、可被御覽合候、尚似合敷御用之儀共被仰下候、者疎意を存間敷候、恐惶謹言、

三月十一日

羽兵庫入

惟新

山口勤兵衛尉殿

御報

256

正文官庫

慶長五年閏ヶ原軍破、伊東氏以爲得時而起兵、十月朔日曉夫襲取高橋氏所領宮崎城而、犯佐土原亦遍穆佐及藏岡城、因家久公欲自將兵赴其地、法印龍伯公固止之、其時惟新公亦賜書公、猶々、今時御行之儀、自他國之竟不輕事二候間、然々御人

數を被仰付相調候やうに、御分別此時候、さやうに候て於相調者、自身之御出張は無用と存候、

今度目州表江、自身御出張之儀者、御無用之由龍伯様被成御叱之旨、我等も御同前ニ存候、併自身於無出張者、御行之儀調間敷候哉、於其儀者不及是非候、今度之儀は龍伯様御叱と申、自身出張之儀は被相延、先々軍衆はかりを被指立候而、肝要ニ存候、存ル子細共候之条、懇申入候、恐々謹言、

十月十五日

惟新御判

少將殿

256

今度美濃國、閏ヶ原之合戰致粉骨、自其伊勢、近江、伊賀、大和、河内、和泉至歸國之路次傳片時も、側不相離、抽奉公之段、神妙之至、尤感入候、仍、知行五拾右宛行者也、

慶長五年

十月拾日

惟新御判

大学坊

257

猶々輕薄之儀候得共、段子貳瑞、令進覽申候、誠書音之驗計候、

懇令啓入候、仍太神宮江千口參之儀、定而懈怠御座有間敷候間、御辛勞察存候、弥御祈念之儀、頼存外無他候、然者我等娘親子共ニ爲人質、此度江戸江差上申候、遠國之儀候之間、中途無恙上着申候様於御神前可被勤丹精事、是又別而奉頼候、余者用口上候、恐惶謹言々

羽兵庫入道



✻

五月廿六日

中川大炊助殿

人々御中

惟新

明治二十八年八月

寫手 児玉五兵衛

糺合 右同人

五代徳夫

中島二三

薩藩先公貴翰 乾

昭和五十四年二月一日

発行 鹿児島市城山町一の一  
鹿児島県立図書館

印刷 鹿児島市山下町四一八  
鹿児島県教員互助会印刷部

